

新旧対照表（11. 検査）

改正後	改正前
11. 検 査 1. 検 査 工事の検査は、完了した給水装置が水道法第 16 条、同法施行令第6条及び承認された設計内容に基づき安全でかつ適正に施行されたかどうかについて検査を行う。(条例第 10 条第 2 項) 2. 検査の方法 検査は、しゅん工検査と中間検査とし「福島市水道局給水装置工事検査要綱」及び「給水装置工事検査細目」に基づき行う。 (1) しゅん工検査とは、給水装置工事が完了し、給水を開始する前に行う検査をいう。 (2) 中間検査とは、工事の完了後には検査し難い部分がある場合、その他正確を確保するため、必要がある場合に工事の途中に行う検査をいう。 (3) しゅん工検査で新設及び改造工事については現場検査もしくは写真検査とし、改造及び撤去工事のうち特に検査を要すると判断される工事以外の工事は、社内検査結果等により検査する。 (4) 写真検査に関しては『写真検査マニュアル』を参照のこと。 3. しゅん工検査の実施 しゅん工検査には、主任技術者が立会い次のとおり実施する。 (1) 新設工事については、給水開始前に行う。但し、工事用等に使用するため分割施工するときは一あらかじめ局と協議する。 (2) 改造工事については改造した装置への給水開始前とし、メーターの増径を伴う工事はメーター取付時とし、給水栓取付が 2 ケ所以内の工事は、社内検査結果等により行うこともできる。 (3) 撤去工事については、配水管等と切り離しの確認できる施工写真により行うこともできる。 (4) 検査のため、変質、変形、消耗又は損傷したことによる損失は、すべて施工業者の負担とする。 (5) 検査の結果、不合格となった場合は、改善指示事項に従い工事の手直し、改善又は再施工し再検査を受ける。 (6) 主任技術者は、分岐工事の施工、メーターの取付け、社内検査及びしゅん工検査等重要な箇所の施工には立会いをし、確認すること。 2024.4	11. 検 査 1. 検 査 工事の検査は、完了した給水装置が水道法第16条、同法施行令第 5 条及び承認された設計内容に基づき安全でかつ適正に施行されたかどうかについて検査を行う。 2. 検査の方法 検査は、しゅん工検査と中間検査とし「福島市水道局給水装置工事検査要綱」及び「給水装置工事検査細目」に基づき行う。 (1) しゅん工検査とは、給水装置工事が完了し、給水を開始する前に行う検査をいう。 (2) 中間検査とは、工事の完了後には検査し難い部分がある場合、その他正確を確保するため、必要がある場合に工事の途中に行う検査をいう。 (3) しゅん工検査で新設及び改造工事については現場検査とし、改造及び撤去工事のうち特に検査を要すると判断される工事以外の工事は、社内検査結果書等により検査する。 3. 主任技術者の立会い しゅん工検査には、主任技術者が立会い次のとおり実施する。 (1) 新設工事については、給水開始前に行う。但し、工事用等に使用するため分割施工するときは一あらかじめ局と協議する。 (2) 改造工事については改造した装置への給水開始前とし、メーターの増径を伴う工事はメーター取付時とし、給水栓取付が 2 ケ所以内の工事は、社内検査結果書等により行うこともできる。 (3) 撤去工事については、配水管と切り離しの確認できる施工写真により行うこともできる。 (4) 検査のため、変質、変形、消耗又は損傷したことによる損失は、すべて施工業者の負担とする。 (5) 検査の結果、不合格となった場合は、改善指示事項に従い工事の手直し、改善又は再施工し再検査を受ける。 (6) 主任技術者は、分岐工事の施工、メーターの取付け、社内検査及びしゅん工検査等重要な箇所の施工には立会い確認をすること。 141 2012.12

4. 社内検査

しゅん工検査に先立ち社内検査を実施する。

- しゅん工図等の書類検査及び現地検査により、給水装置が構造・材質の基準に適合していることを確認する。
- 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行う。

1. 社内検査の確認内容

(1) 書類検査

検査項目	検査の内容
位置図	- 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 - 工事箇所が明記されていること。
平面図 及び 立面図	- 方位が記入されていること。 - 縮尺が記入されていること。 - 建物の位置、入口、構造、がわかりやすく記入されていること。 - 道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。 - 隣家家屋との境界が記入されていること。 - 弁栓のオフセットが記入されていること。 - 平面図と立面図が整合していること。 - 建物内及び地中部分の配管部分が明記されていること。 - 建物内の間取りは記入しない。 - 各部の材料、口径及び管種の記入。 ① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ② 構造・材質の基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・浸食・逆流・凍結防止等対策の明記)
写真	必要な写真が撮影されていること。

4. 主任技術者の検査

- 主任技術者は、しゅん工図等の書類検査及び現地検査により、給水装置が構造・材質の基準に適合していることを確認する。
- 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行う。

1. 工事検査の確認内容

(1) 書類検査

検査項目	検査の内容
位置図	- 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 - 工事箇所が明記されていること。
平面図 及び 立面図	- 方位が記入されていること。 - 縮尺が記入されていること。 - 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 - 道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。 - 隣家家屋との境界が記入されていること。 - 弁栓のオフセットが記入されていること。 - 平面図と立面図が整合していること。 - 建物内及び地中部分の配管部分が明記されていること。 - 各部の材料、口径及び管種が記入されており、 ① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ② 構造・材質の基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記)

(2) 現 地 検 査

検査種別及び検査項目		検 査 の 内 容
屋外の検査	1. 弁栓オフセット	・ 正確に測定されていること。
	2. 水道メーター、 逆止弁付ボール止水栓	・ 水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・ 検針、取り替えに支障がないこと。 ・ 止水栓の操作に支障のないこと。 ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3. 埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。
	4. 給水管布設位置	・ しゅん工図面と整合すること。
	5. 筐・樹類	・ 傾きがないこと、及び設置基準が適合すること。
	6. 止水栓等	・ スピンドルの位置がボックスの中心にあること。 ・ 止水栓等の操作に支障のないこと。
配 管	1. 配 管	・ 延長、給水用具等の位置がしゅん工図面と整合すること。 ・ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・ 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保がなされていること。 ・ クロスコネクションがないこと。
	2. 接 合	・ 適切な接合が行われていること。
	3. 管 種	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
給 水 用 具	1. 給水用具	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接 読	・ 適切な接続が行われていること。
受 水 槽	1. 吐水口空間の測定	・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機 能 検 査		・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等について確認すること。
耐 圧 試 験		・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けその他の異常がないことを確認すること。
水 質 の 確 認		・ 残留塩素、にがり等の確認を行うこと。

2024.4

(2) 現 地 検 査

検査種別及び検査項目		検 査 の 内 容
屋外の検査	1. 弁栓オフセット	・ 正確に測定されていること。
	2. 水道メーター、 逆止弁付ボール止水栓	・ 水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・ 検針、取り替えに支障がないこと。 ・ 止水栓の操作に支障のないこと。 ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3. 埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。
	4. 給水管布設位置	・ しゅん工図面と整合すること。
	5. きょう・ます類	・ 傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	6. 止水栓	・ スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配 管	1. 配 管	・ 延長、給水用具等の位置がしゅん工図面と整合すること。 ・ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・ 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保がなされていること。 ・ クロスコネクションがないこと。
	2. 接 合	・ 適切な接合が行われていること。
	3. 管 種	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
検査種別及び検査項目		検 査 の 内 容
給 水 用 具	1. 給水用具	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接続	・ 適切な接合が行われていること。
受 水 槽	1. 吐水口空間の測定	・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機 能 検 査		・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等について確認すること。
耐 圧 試 験		・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けその他の異常がないことを確認すること。
水 質 の 確 認		・ 残留塩素の確認を行うこと。

143

2012.12

2. 水質の確認項目

水質検査は主任技術者が実施すること。

項 目	判 定 基 準
残留塩素(遊離)	0.1mg/ℓ以上
臭 気	観察により異常でないこと
味	//
色	//
濁 り	//

2. 水質の確認項目

項 目	判 定 基 準
残留塩素(遊離)	0.1mg/ℓ 以上
臭 気	観察により異常でないこと
味	×
色	×
濁 り	×

新旧対照表（１２．給水装置工事に関する事務手続き要領）

改正後	改正前
12. 給水装置工事に関する事務手続き要領 1. 給水装置工事事務フロー 指定工事事業者 申込者 ↓ 指定工事事業者 ↓ 受付・審査 ↓ 調停・承認 ↓ 工事着工 ↓ 分岐工事 ↓ メーター取付 ↓ 工事完成 ↓ しゅん工検査 ↓ 給水台帳保管 ●協議・説明・現場調査 ●局との事前協議 ① 給水区域内であり給水装置の設置が可能な立地条件にあること。 ② 給水装置の設置による新規所要水量が、分岐予定の配水管または、既設給水装置の給水能力の範囲内であること。 ③ 適正口径であること。 ④ 給水管理に支障を及ぼさないこと。 ⑤ 設計施行指針により作成すること。 ●申請書類の作成・提出 ●道路占用申請書の作成・提出 ① 分岐工事等の場合、道路台帳を確認のうえ、給水装置係(占用担当)と協議すること。 ② 占用申請書を作成し提出すること。 ●必要事項の記入確認 受付月日 受付番号(自動付与) 申請者(所有者)氏名・住所 給水装置設置場所 工種・委任の確認 ●申請書・申請図等の確認 ●指定工事事業者へ工事承認のお知らせをする。(手数料・加入金) ●給水装置工事承認 ●承認と同時に申請書(原本)を指定工事事業者にしゅん工図作成まで一時返還する。 ●分岐日程確認と調整 断水区域の確認・断水の許可 ●メーター交付 ●しゅん工図の審査 検査日の確認・調整 ●給水契約	12. 給水装置工事に関する事務手続き要領 1. 給水装置工事事務フロー 指定給水装置工事事業者 申込者 ↓ 指定工事事業者 ↓ 受付 ↓ 審査 ↓ 調定・承認 ↓ 工事着工 ↓ 分岐工事 ↓ メーター取付 ↓ 工事完成 ↓ しゅん工検査 ↓ 給水台帳保管 ●局との事前協議 ●申請書類等の作成・提出 ① 給水区域内であり給水装置の設置が可能な立地条件にあること。 ② 給水装置の設置による新規所要水量が、分岐予定の配水管または、既設給水装置の給水能力の範囲内であること。 ③ 適正口径であること。 ④ 給水管理に支障を及ぼさないこと。 ⑤ 設計施行指針により作成すること。 ●道路占用申請書の作成・提出 ① 分岐工事等の場合道路台帳を確認のうえ、占用管理係と協議すること。 ② 占用申請書を作成し提出すること。 ●占用工事着工届の提出 ●道路占用工事しゅん工届の提出 ●手数料・加入金の納入 ●申請書(原本)一時保管 ●分岐工事日の協議及び断水願書の提出 断水の有・無、断水区域 ●メーター交付申込み 水道使用申請書 ●しゅん工図作成・提出 (給水申請書裏面) 検査日の協議 検査の準備 ●必要事項の記入確認 受付年月日 受付番号(自動付与) 申請者(所有者)氏名・住所 (個人名・法人名の確認) 給水装置設置場所 工種・委任の確認 ●申請書・申請図等の確認 ●指定給水装置工事事業者へ工事承認のお知らせをする。 手数料及び加入金納入について ●給水装置工事承認 ●承認と同時に申請書(原本)を指定給水装置工事事業者にしゅん工図作成まで一時返還する。 ●分岐日程確認と調整 断水区域の確認・断水の許可 ●メーター交付 ●しゅん工図の審査 検査日の確認・調整 ●給水契約

2. 給水装置工事の申請

給水装置工事には、新設、改造、撤去の3種類があり、設計及び施工は管理者が指定した給水装置工事事業者が行うものである。これらの施工にあたっては、局に工事の申し込みをし、設定については審査を受け、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。工事に関する事務手続きは、次のとおりである。

(1) 給水装置の基本調査

給水装置工事の依頼を受けた場合、現場の状況を把握するために必要な調査を行うこと。

基本調査は、設計・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は設計の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響するものであるため慎重に行うこと。

(2) 給水装置工事施行承認申込書及び附属書類

ア. 申込書(様式第1号)

① 申込者

・住所

アパート等の部屋番号は記入しない。

郵便番号の確認を行うこと。

・氏名

所有者が法人か個人かの確認を必ず行うこと。

電話番号を記入すること。

氏名には必ずフリガナをふること。

② 設置場所(コード記入しない)

- ・場所は、装置の設置を特定するために必要なため、福島市—字—番—号と必ず記入すること。
- ・番地等がまだ決まっていない場所等は、字—番「地内」又は、字—「地内」とすること。
- ・装置が2つ以上の「字」又は、「番地」にわたって設置する場合は、装置の多い字名を記入し、字—「外」とすること。

③ 工事種別及び内容

- ・種別 新設……新たに給水装置を設ける工事
- 改造……給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。なお、これらの改造工事には、水道事業者が事業運営上必要として施行している工事で、配水管の新設及び移設等に伴い、給水管の付替又は布設替え等を行う工事のほか、メーター位置を変更する工事
- 撤去……給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事

④ 委任事項

- ・指定工事事業者が申込者より受任する事項であるため、きちんと説明すること。

2. 給水装置工事の申請

給水装置工事には、新設、改造、撤去の3種類があり、設計及び施工は管理者が指定した給水装置工事事業者が行うものである。これらの施工にあたっては、局に工事の申し込みをし、設計について審査を受け、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。工事に関する事務手続きは、次のとおりである。

(1) 給水装置の基本調査

給水装置工事の依頼を受けた場合、現場の状況を把握するために必要な調査を行うこと。

基本調査は、設計・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は設計の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響するものであるので慎重に行うこと。

(2) 給水装置工事施行承認申込書及び附属書類

ア. 申込書(様式第1号)

① 申込者(コードは記入しない)

・住所

アパート等の部屋番号は記入しない。

・氏名、印

所有者が法人か個人かの確認を必ず行い押印の際注意すること。

氏名には必ずフリガナをふること。

② 設置場所(コードは記入しない)

- ・場所は、装置の設置を特定するために必要なので福島市—字—番—号と必ず記入すること。
- ・番地等がまだ決まっていない場所等は、字—番「地内」もしくは、字—「地内」とすること。
- ・装置が2つ以上の「字」もしくは、「番地」にわたって設置する場合は、装置の多い字名を記入し、字—「外」とすること。

③ 種別及び内容

- ・種別 新設……新たに給水装置を設ける工事。
- 改造……給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。なお、これらの改造工事には、水道事業者が事業運営上必要として施行している工事で、配水管の新設及び移設等に伴い、給水管の付替若しくは布設替え等を行う工事のほか、メーター位置を変更する工事。
- 撤去……給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事。
- ・内容 給水栓数、受水槽及び高置水槽の容量(呼称、有効)

④ 委任事項

- ・指定工事事業者が申込者より受任する事項であるので、申込者(住所、氏名、印)は同じものとする。

⑤ 工事期間

- 適切な工事期間とすること。(承認の日より 年 月まで 日間)

⑥ 工事金額

- 工事金額については、契約金額とする。なお建築業者一括請負の場合は、給排水設備のうち給水設備の金額とする。(千円未満は切捨て記入のこと)
- 積算された工事金額の内訳書については、常に局に提出できるよう保管すること。

⑦ 保健所の確認

- 受水槽式給水(飲用水以外は除く)は、保健所の確認をとること。(申込書の「記事」の欄に記入)

⑧ 代理人の選定

- 水道条例第16条の定めるところで給水装置の所有者が市内に居住しないとき、または管理者が必要があると認めたときは、市内に居住する代理人を定めることになっているため、代理人届を提出すること。

⑨ 残存管の承諾

- 公道分における給水装置が不要となる場合の承諾(要協議)

⑩ 共同施工者の確認

- 共同施工の場合は、別紙に施工者(代表含む)の住所、氏名記入をすること。

イ. 使用材料承認一覧表(資料27号)

材料名、認証機関、会社名等を記入して申込書に2部添付し提出すること。1部局保管。

ウ. 水理計算書

次のいずれかに該当する場合は、水理計算書を提出すること。
ただし、分岐本管の水圧は、0.196MPaとする。

① 口径 30mm 以上の給水本管

② 口径 40mm 以上で分岐するとき

③ 1日最大使用水量が 10 m³を超えるとき。(アパート等)

④ 受水槽を設置するとき。

⑤ 中高層建物直結給水のとき。

⑥ 口径 25mm以上のメーターを設置するとき。(一般住宅を除く)

⑦ その他管理者が必要と認めたとき。

⑤ 工事期間

- 適正な工事期間とすること。(承認の日より 年 月まで 日間)

⑥ 工事金額

- 工事金額については、契約金額とする。なお建築業者一括請負の場合は、給排水設備のうち給水設備の金額とする。(千円未満は切捨て記入のこと)
- 積算された工事金額の内訳書については、常に局に提出できるよう保管すること。

⑦ 保健所の確認

- 受水槽式給水(飲用水以外は除く)は、保健所の確認をとること。(申込書の「記事」の欄に記入)

⑧ 代理人の設定

- 水道条例第16条の定めるところで給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者が必要があると認めたときは、市内に居住する代理人を定めることになっている。(申込書の「記事」の欄に記入)

⑨ 残存管の承諾

- 公道分における給水装置が不要となる場合の承諾。(申込書の「記事」の欄に記入)

⑩ 共同施工者の確認

- 共同施工の場合は、施工者の住所、氏名、押印をすること。(申込書の「記事」の欄に記入)

⑪ 改善工事の承諾

- 止水栓までの取り出し工事だけの場合は、止水栓不明及び出水不良等による改善工事の承諾を得ること。(申込書の「記事」の欄に記入)
- 申込者及び所有者の費用負担で改善工事を行うこと。

イ. 使用材料確認一覧表(資料37号)

材料名、認証機関、会社名等を記入し申込書に2部添付し提出すること。1部局保管。

ウ. 水理計算書

次のいずれかに該当する場合は、水理計算書を提出すること。
ただし、分岐本管(φ75mm以上)の水圧は、0.196MPaとする。

① 口径40mm以上で分岐するとき。

② 1日最大使用水量が10m³を超えるとき。

③ 受水槽を設置するとき。

④ 中高層建物直結給水のとき。

⑤ その他管理者が必要と認めたとき。

工. 利害関係人の承諾書

申込者と同意者を確認し、申込書(様式第1号)の承諾書欄に記入してもらうこと。

※欄が不足する場合は承諾書(資料14号)を使用すること。

① 土地・家屋承諾

他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合

② 分岐承諾

他人の給水装置から分岐する場合(水圧等は、指定工事事業者で調査のこと)

(3) 給水装置工事施行承認申込書の申請図

申請図は、現地調査のうえ作成すること。

また、既設給水装置がある場合は、現況により作成のこと。

ア. 申請図には次の事項を記入すること。

① 位置図

② 申請箇所(道路区分、舗装の別)

③ 給水図面の番号

④ 配水管の管種口径

⑤ 給水管の口径、管路、給水栓数、水抜栓、止水栓、逆止弁、メーター口径

イ. 申請図は、次のものでよい。

① フリーハンド等で書いたもの……給水装置工事図面(例-1)

② 既設のしゅん工図を利用したもの(変更する部分を朱書きとする)

③ 建築業者の設計図等を利用したもの(関係部分を朱書きとする)

(4) 工事の申込み取消し

ア. 申し込みをした給水装置が、申込者の都合で取消しする場合は「給水装置工事申込み取消届」(様式第3号)を局に提出すること。

イ. 工事取消しにより手数料及び加入金の還付が生じる場合は、還付金に関する「委任状」(資料15号)を局に提出すること。

(5) 自家用水道等を上水道に切り替える場合

自家用水道(井戸水)など使用者が上水道に切り替える場合及び受水槽以下を直結式給水とする場合は「調査書」(資料16号)を提出すること。

ア. 切り替えをする場合は、給水装置工事施行承認申込書(様式第1号)と申請図を提出すること。

イ. 構造、材質及び用具が適合していない場合は、工事申込み前までに改造又は取替工事をする。

(6) 工事の施行承認

ア. 手数料及び加入金のお知らせを局より指定工事事業者宛ファックスにて送信するので、それにより局に納入されれば施行承認となる。

エ. 利害関係人の承諾書

申込者と同意者を確認し、承諾書(資料17号)の写しを局に提出すること。

① 土地・家屋承諾

他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合。

② 分岐承諾

他人の給水装置から分岐する場合。(水圧的には、指定工事事業者で調査のこと)

(3) 給水装置工事施行承認申込書の申請図

申請図は、現地調査のうえ作成すること。

また、既設給水装置がある場合は、現況により作成のこと。

ア. 申請図には次の事項を記入すること。

① 位置図

② 申請箇所(道路の区分、舗装の別)

③ 戸番号

④ 配水管の管種、口径

⑤ 給水管の口径、管路、給水栓数、水抜栓、止水栓、逆止弁、メーター口径

イ. 申請図は、次のものでよい。

① フリーハンド等で書いたもの……給水装置工事図面(例-1)

② 既設のしゅん工図を利用したもの(変更する部分を赤色書とする)

③ 建築業者の設計図等を利用したもの(関係部分を赤色書とする)

(4) 工事の申込み取消し

ア. 申し込みをした給水装置が、申込者の都合で取消しする場合は、「給水装置工事申込み取消届」(様式第3号)を局に提出すること。

イ. 工事取消しにより手数料及び加入金の還付が生じる場合は、還付金に関する「委任状」(資料18号)を局に提出すること。

(5) 自家用水道を上水道に切り替える場合

自家用水道(井戸水)など使用者が上水道に切り替える場合及び受水槽以下を直結式給水とする場合は「調査書」(資料19号)を提出すること。

ア. 切り替えをする場合は、給水装置工事施行承認申込書(様式第1号)と申請図を提出すること。

イ. 構造、材質及び用具が適合していない場合は、工事申込み前までに改造又は取替工事をする。

(6) 工事の施行承認

ア. 手数料及び加入金のお知らせを局より指定工事事業者宛ファックスにて送信するので、それにより局に納入されれば施行承認となる。

イ、承認と同時に給水装置工事施行承認申込書(原本)を戻すので、しゅん工するまで指定工事事業者が保管すること。

なお、副本については局で保管する。

3. 分岐工事

分岐工事は、給水装置からの汚染等のないよう安全性を確保できる施工をしなければならない。

(1) 分岐・配管施工者

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることはないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。(施行規則第36の2)

ア、分岐穿孔、配管作業に従事する者は、事前に確認書類を提出し登録すること。

① 分岐・配管作業確認の書類、下記講習会等の終了証

- ・(財)給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能講習会修了者
- ・日本水道協会東北地方支部旧資格の1級配管技士
- ・日本水道協会東北地方支部旧資格の配管技士
- ・日本水道協会東北地方支部旧資格の2級配管技士で水道事業者等の分岐穿孔講習会修了者
- ・職業能力開発促進法第62条に規定する配管技能士
- ・職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科課程修了者

(2) 分岐立会い

ア、次の場合には、局が立会うので、実施予定日の3営業日前までに連絡のこと。

① 分岐口径 75mm 以上のもの

② 10戸以上の断水を伴うもの

③ 仕切弁等の操作をするとき

④ その他必要と局が判断する分岐工事

イ、分岐立会いは、「福島市水道局給水工事分岐等立会要綱」及び「分岐等立会確認細目」に基づき行うものとする。

ウ、分岐工事に伴う道路占用許可、申請書作成及び道路使用許可の申請は指定工事事業者が行うものとする。

イ、承認と同時に給水装置工事施行承認申込書(原本)を戻すので、しゅん工するまで指定工事事業者が保管すること。

なお、副については局で保管するものとする。

3. 分岐工事

分岐工事は、給水装置からの汚染等のないよう安全性を確保できる施工をしなければならない。

(1) 分岐・配管施工者

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。(施行規則第36の二)

ア、分岐穿孔、配管作業に従事する者は、給水装置工事施行承認申込書提出時に、「実務経験」を確認するための書類等の「写し」を添付すること。

① 分岐・配管作業確認の書類、下記講習会等の終了証の「写し」

- ・(財)給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能者講習会修了者
- ・日本水道協会東北地方支部旧資格の1級配管技士
- ・日本水道協会東北地方支部旧資格の配管技士
- ・日本水道協会東北地方支部旧資格の2級配管技士で水道事業者等の分岐穿孔講習会修了者
- ・職業能力開発促進法第62条に規定する配管技能士
- ・職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科課程修了者

(2) 分岐立会い

ア、次の場合には、局が立会うので、実施予定日の3日前までに連絡のこと。

① 分岐口径75mm以上のもの

② 10戸以上の断水を伴うもの

③ 仕切弁等の操作をするとき

④ その他必要と局が判断する分岐工事

イ、分岐立会いは、「福島市水道局給水工事分岐等立会要綱」及び「分岐等立会確認細目」に基づき行うものとする。

ウ、分岐工事に伴う道路占用許可、申請書作成及び道路使用許可の申請は指定工事事業者が行うものとする。

(3) 分岐工事日・分水止工事日の決定

ア. 断水を伴う場合

主任技術者は実施予定日の**3営業日前**まで断水届(資料18号)・道路占用許可書及び道路使用許可書等を持参し局と協議のうえ実施日を決定すること。

イ. 断水が発生しない場合

主任技術者は工事箇所把握のため、**実施日の3営業日前**まで局へ連絡すること。

なお、実施日の変更が発生した場合には、ア、イとも局へ連絡すること。

(4) 分岐工事等の写真の撮り方

ア. 分岐工事の適正な施工について確認するため、主任技術者は分岐完成部の写真を撮り、しゅん工図と同時に提出すること。

なお、撮影に**あ**たっては下記の標示板を用いること。

イ. 分岐工事の写真は、標示板に必要事項を記入し、状況が判断できるように撮影すること。

ウ. サドル付分水栓等の片締がないことが判断できるよう撮影すること。

エ. 施工写真は、穿孔状況・コア挿入、完了状況の写真を台紙に整理し提出すること。

40 cm		12 cm	28 cm
〇〇宅給水装置工事			
工 事 名	口径	mm分岐工事	
設 置 場 所	福島市五老内町3番1号		
申 込 者	〇 〇 〇 〇		
施工年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
施 工 業 者	△△△△水道工事店		
主任技術者	□ □ □ □		
備 考	本管φ	mmよりφ	mm分岐

10 cm
5 cm
5 cm
5 cm
5 cm
5 cm
5 cm
10 cm

50 cm

(3) 分岐工事日・分水止工事日の決定

ア. 断水の伴う場合

主任技術者は実施予定日の**3日前**まで断水届(資料24号)・道路占用許可書及び道路使用許可書等を持参し局と協議のうえ実施日を決定すること。

イ. 断水が発生しない場合

主任技術者は工事箇所把握のため、**実施日の3日前**まで局へ連絡(電話等)すること。

なお、実施日の変更が発生した場合には、ア、イとも局へ連絡すること。

(4) 分岐工事等の写真の撮り方

ア. 分岐工事の適正な施工について確認するため主任技術者は、分岐完成部の写真を撮りしゅん工図と同時に提出すること。

なお撮影に当たっては、下記の標示板を用いること。

40 cm		12 cm	28 cm
〇〇宅給水装置工事			
工 事 名	口径	%分岐工事	
設 置 場 所	福島市上町6-32		
申 込 者	〇〇〇〇		
施工年月日	平成〇年〇月〇日		
施 工 業 者	△△△△水道工事店		
主任技術者	□□□□		
備 考	本管φ	%よりφ	%分岐

10 cm
5 cm
5 cm
5 cm
5 cm
5 cm
5 cm
10 cm

50 cm

4. メーター交付

メーターは、需要者が使用する水量を積算し料金算出の基礎となるものであるから、適正な計量を確保できるよう設置しなければならない。

- (1) メーターは、承認された給水装置に交付する。
- (2) メーター交付日は、メーターを必要とする10日前より受付する。
- (3) メーター交付日は、次の方法で行うものとする。
 - ア. 工事用としてメーター交付を受ける場合は、交付日午前9時まで「水道使用申込書」を持参のうえメーター交付を受けること。(様式第4号)
- (4) 交付されたメーターは当日必ず取付けること。
- (5) 交付されたメーターに損傷、機能の異常等が起らないよう留意すること。
- (6) 一般住宅等で工事用としてメーターの設置を要する場合は、本設メーターを使用すること。
- (7) 「〇〇」地内でメーターの交付を受けた場合、**住所表示**が確定次第速やかに届けること。

5. しゅん工図

しゅん工図は、給水装置工事の完成した装置を正確に図面化し、給水装置の管理、供給条件及び給水の適正を確保するため、しゅん工図を作成するものである。

- (1) 給水装置工事のしゅん工図は、次のものとする。
 - ア. 新設工事 位置図、平面図、(立面図)……給水装置図面(例-2・3)
 - イ. 改造工事 位置図、平面図、(立面図)……給水装置図面(例-4・5・6)
 - ウ. 撤去工事 位置図、平面図 ……給水装置図面(例-7)
 - エ. 給水本管工事 位置図、平面図、配管詳細図……給水装置図面(例-8)ただし、立面図については、アパート等の建築物に限り提出するものとする。
- (2) しゅん工図は、「給水装置工事施行承認申込書」に製図し提出すること。ただし、開発行為等による大規模な給水工事については、局の指定した図面袋により提出すること。
- (3) しゅん工図作成にあたっては、既設の給水装置全体を明記して作成すること。
- (4) 図面の作成
 - ア. 位置図
給水装置工事の設置場所を表示するものであることから、住所、氏名を記入し矢印でその位置の確認を容易にするため、方位と目標物を必ず記載すること。

- イ. 分岐工事の写真は、標示板に必要事項を記入し分岐状況が判断できるように撮影すること。
- ウ. サドル付分水栓等の片締がないことが判断できるよう撮影すること。
- エ. 施工写真は、穿孔状況・コア挿入、完了状況の写真を台紙に整理し提出すること。

4. メーター交付

メーターは、需要者が使用する水量を積算し料金算出の基礎となるものであるから、適正な計量を確保できるよう設置しなければならない。

- (1) メーターは、承認された給水装置に交付する。
- (2) メーター交付日は、メーターを必要とする10日前より受付する。
- (3) メーター交付は、次の方法で行うものとする。
 - ア. 工事用としてメーター交付を受ける場合は、交付日午前9時まで「水道使用申込書」を持参のうえ局でメーター交付を受けること。(様式第4号)
- イ. しゅん工検査日とメーター交付日が同日の場合は、職員が直接現地でメーター交付を行うので「水道使用申込書」を現地へ持参すること。(様式第4号)
- (4) 交付されたメーターは当日必ず取付けること。
- (5) 交付されたメーターに損傷、機能の異常等の起らないよう留意すること。
- (6) 一般住宅等で工事用としてメーターの設置を要する場合は、本設メーターを使用すること。
- (7) 「〇〇」地内でメーターの交付を受けた場合は、地番、番地が確定次第速やかに届けること。

5. しゅん工図

しゅん工図は、給水装置工事の完成した装置を正確に図面化し、給水装置の管理、供給条件及び給水の適正を保持するため、しゅん工図を作成するものである。

- (1) 給水装置工事のしゅん工図は、次のものとする。
 - ア. 新設工事 位置図、平面図、(立面図)……給水装置図面(例-2・3)
 - イ. 改造工事 位置図、平面図、(立面図)……給水装置図面(例-4・5・6)
 - ウ. 撤去工事 位置図、平面図……給水装置図面(例-7)
 - エ. 給水本管工事 位置図、平面図、配管詳細図……給水装置図面(例-8)ただし、立面図については、アパート等の建築物に限り提出するものとする。(承認時までに局より指示する)
- (2) しゅん工図は、「給水装置工事施工承認申込書」に製図し提出すること。ただし、開発行為等による大規模な給水工事については、局の指定した図面袋により提出すること。
- (3) しゅん工図の作成にあたっては、既設の給水装置全体を明記して作図すること。
- (4) 図面の作成
 - ア. 位置図
給水装置工事の設置場所を表示するものであるから、住所、氏名を記入し矢印でその位置の確認を容易にするため、方位と目標物を必ず記載すること。

イ. 平面図

完成した給水装置と住宅等建物の関係、配水管からの分岐位置等を明確にし、維持管理に支障をきたさないよう、下記より作図すること。

① 縮尺は、100分の1・150分の1・200分の1とする。
ただし、大規模工事(開発行為等)の場合は、500分の1でもよい。

② 道路の種類、舗装の別、道路及び側溝等の寸法。

③ 配水管の位置、管種、口径等は、記号及び文字表示とすること。

④ 改良工事において撤去された給水管等については作図しないこと。
ただし、撤去工事における撤去部分の給水管等については作図するものとする。

⑤ 玄関口を記号表示し、メーター、止水栓等の位置は道路端、構造物等から実測してその寸法を10cm単位で記入すること。

⑥ 給水栓は直径2mm程度の○印でその位置を表し、番号により水栓名を記入すること。

⑦ 給水装置を設置する建物は、その間取り、同一敷地内の構造物・境界等を記入すること。

⑧ 受水槽以下の給水設備については、「13. 受水槽以下の給水設備」を参照すること。

ウ. 立面図

アパート等で、給水装置が輻輳する場合に限り、平面図に対し、45°に見たときの平面をそのまま立体図で当てはめ描いた立面図を提出すること。

6. しゅん工検査

水道法等に基づいて完成した給水装置が安全で適正な施工であるか検査するものである。

- (1) 検査の方法は、通水可能となった給水装置について行うもので、漏水の有無の確認・工法の検査・使用資材の確認・機能の検査・水質・水圧の検査等を行うものである。
- (2) 新設工事等は必ず入居前にしゅん工検査を受け合格しなければ供給はできない。
- (3) 検査の時期は、給水装置工事の進捗により、分岐、埋設管、立上り管、給水栓取付等が完了したときとする。
- (4) 工事用のメーター設置後には給水装置の指定工事事業者における社内検査及び水質検査を実施し局に速やかに報告すること。
- (5) しゅん工検査で行う水質検査項目は、遊離残留塩素、臭気、味、色、濁り等とする。
- (6) 検査を受けようとする場合には主任技術者は、「給水装置工事施行承認申込書」にしゅん工図を製図し、分岐工事写真を添付のうえ検査予定日の3営業日前までに局に提出し、検査実施日を協議すること。

なお、検査当日は、午前9時まで確認の電話連絡をすること。

イ. 平面図

完成した給水装置と住宅等建物の関係、配水管からの分岐位置等を明確にし、維持管理に支障を来さないよう、下記より作図すること。

① 縮尺は、100分の1・150分の1・200分の1とする。
ただし、大規模工事(開発行為等)の場合は、500分の1でもよい。

② 道路の種類、舗装の別、道路及び側溝等の寸法。

③ 配水管の位置、管種、口径等は、記号及び文字表示とすること。

④ 改造工事において撤去された給水管等については作図しないこと。
ただし、撤去工事における撤去部分の給水管等については作図するものとする。

⑤ 玄関口を記号表示し、メーター、止水栓等の位置は道路端、構造物等から実測してその寸法を10cm単位で記入すること。

⑥ 給水栓は直径2mm程度の○印でその位置を表し、番号により水栓名を記入すること。

⑦ 給水装置を設置する建物は、その間取り、同一敷地内の構造物、敷地境界等を記入すること。

⑧ 受水槽以下の給水設備については、13. 受水槽以下の給水設備を参照すること。

ウ. 立面図

アパート等で、給水装置が輻輳する場合に限り、平面図に対し、45°に見たときの平面をそのまま立体図で当てはめ描いた立面図を提出すること。(承認時までに局より指示する)

6. しゅん工検査

水道法等に基づいて完成した給水装置が安全で適正な施工であるか検査するものである。

- (1) 検査の方法は、通水可能となった給水装置について行うもので、漏水の有無の確認・工法の検査・使用資材の確認・機能の検査・水質・水圧の検査等を行うものである。
- (2) 新設工事等は必ず入居前にしゅん工検査を受け合格しなければ供給はできない。
- (3) 検査の時期は、給水装置工事の進捗により、分岐、埋設管、立上り管、給水栓取付等が完了したときとする。
- (4) 工事用のメーター設置後には給水装置の指定工事事業者における社内検査及び水質検査を実施し局にすみやかに報告すること。
- (5) しゅん工検査で行う水質検査項目は、遊離残留塩素、臭気、味、色、濁り等とする。
- (6) 検査を受けようとする場合には主任技術者は、「給水装置工事施行承認申込書」にしゅん工図を製図し、分岐工事写真を添付のうえ検査予定日の3日前までに局に提出し、検査実施日を協議すること。

なお、検査当日は、午前9時まで確認の電話連絡をすること。

- (7) 中間検査を実施する場合には、あらかじめ局より連絡する。
- (8) しゅん工検査日には指定工事**事業者**においてあらかじめ水圧テストポンプを設置し、加圧状態で局の検査を受けられるよう準備しておくこと。
- (9) 承認後に申込者より給水栓の変更等の要望があった場合は、主任技術者は直ちに局と協議すること。
- (10) しゅん工検査完了による「給水装置しゅん工検査通知書」は必ず申込者に送付すること。
(検査要綱様式第2号)
- (11) 改造工事等で給水栓 2 栓までの工事及び撤去工事については社内検査し、しゅん工図と「給水装置社内しゅん工検査結果書」及び写真添付のうえ提出すること。(資料17号)
ただし、自家水との切替工事については、調査表及び写真添付のうえ本検査同様に現地調査とする。(資料 16 号)
なお、社内検査については局で指示する。
- (12) 社内検査の写真は、標示板に必要事項を記入し工事状況が判断できるよう撮影すること。
ア. 配管状況・埋設深度
イ. 保温状況
ウ. 器具取付状況
エ. その他付随する工事(メーター移設、水抜栓設置等)も状況が判断できるものとする。

7. 道路及び河川等の占用許可・使用許可申請の手続き

工事着手前に、道路管理者の占用許可及び所轄警察署長の道路使用許可を受けなければならない。また、河川敷等、道路管理者以外の管理地を掘削占用する場合は、その管理者又は所有者の占用許可**若しくは**承諾を得る必要がある。

- (1) 申請時期
ア. 国・県・市道等の道路占用許可申請の時期は、給水装置工事施行承認申込書と同時に道路占用許可申請書を提出し、局が道路管理者に申請を行うこと。
イ. 道路使用許可申請の時期は、道路占用許可を添付し、工事着工前に所轄の警察署に施工業者が申請を行うこと。
ウ. 河川・軌道用地等の占用許可申請については、計画時に局と協議すること。
- (2) 国・県・市道等の道路占用許可・道路使用許可申請
ア. 道路占用許可申請・協議書
イ. 申請用写真は、占用場所と道路との関係が判断できるよう風景を入れて撮影したものを添付すること。(国・県道のみ)

- (7) 中間検査を実施する場合には、あらかじめ局より連絡する。
- (8) しゅん工検査日には指定工事業者においてあらかじめ水圧テストポンプを設置し、加圧状態で局の検査を受けられるよう準備しておくこと。
- (9) 承認後に申込者より給水栓の変更等の要望があった場合は、主任技術者は直ちに局と協議すること。
- (10) しゅん工検査完了による「給水装置しゅん工検査通知書」は必ず申込者に送付すること。(様式第2号)
- (11) 改造工事等で給水栓 2 栓までの工事及び撤去工事については社内検査し、しゅん工図と「給水装置社内しゅん工検査結果書」及び写真添付のうえ提出すること。(資料22号)
ただし、自家水との切替工事については、調査表及び写真添付のうえ本検査同様に現地調査とする。(資料19号)
なお、社内検査については、「受付確認及び変更等指示書」に社内検査と明記して指示する(資料23号)。
- (12) 社内検査の写真は、標示板に必要事項を記入し工事状況が判断できるよう撮影すること。
ア. 配管状況・埋設深度
イ. 保温状況
ウ. 器具取付状況
エ. その他付随する工事(メーター移設、水抜栓設置等)も工事状況が判断できるものとする
こと。

7. 道路及び河川等の占用許可・使用許可申請の手続き

工事着手前に、道路管理者の占用許可及び所轄警察署長の道路使用許可を受けなければならない。また河川敷等、道路管理者以外の管理地を掘削占用する場合は、その管理者又は所有者の占用許可又は承諾を得る必要がある。

- (1) 申請時期
ア. 国・県・市道等の道路占用許可申請の時期は、給水装置工事施行承認申込書と同時に道路占用許可申請書を提出し、局が道路管理者に申請を行うこと。
なお、申請書は午前中までに、局に提出すること。
イ. 道路使用許可申請の時期は、道路占用許可を添付し、工事着工前に所轄の警察署に施工業者が申請を行うこと。
ウ. 河川・軌道用地等の占用許可申請については、計画時に局と協議すること。
- (2) 国・県・市道等の道路占用許可・道路使用許可申請
ア. 道路占用許可申請・協議書
国道【資料28号】 県道【資料29号】 市道【資料30号】
イ. 申請用写真は、占用場所と道路との関係が判断できるよう風景を入れて撮影したものを添付すること。(国・県道のみ)

ウ. 申請用図面は、位置図、平面図及び掘削断面図を添付すること。

① 国道 4 部

② 県道・市道 3 部(市道の 46 条がある場合は別途追加)

エ. 申請用地図(国道のみ)

「国土地理院」発行の 1/50,000 の地図に申請地を明記し添付すること。

(3) その他の手続き

ア. 提出書類

① 着工届 3 日前までに局に提出すること。

国道(資料 21 号) 県道(資料 22 号) 市道(資料 23 号)

③ 完了届 工事完了後 14 日以内に局に提出すること。

国道(資料 24 号) 県道(資料 25 号) 市道(資料 26 号)

(4) 市道における写真の撮り方

ア. 工 事

- ① 着工前(2 方向から 2 枚以上)
- ② 安全対策(申請時の安全対策に基づき)
- ③ 道路占用許可標示板
- ④ 舗装切断状況及び切断後寸法検測(箱尺等使用)
- ⑤ 舗装取壊状況及び積込状況
- ⑥ 掘削・積込状況及び深度検測(箱尺等使用)
- ⑦ 埋設管深度検測(箱尺等使用)
- ⑧ 保護砂敷均状況
良質土、管上 20cm まで、ただし、本管φ75mm 以上は 2 回に分けること。
- ⑨ 転圧状況
- ⑩ 転圧後の検測
- ⑪ 切り込み砕石敷均状況(1 回目)
- ⑫ 転圧状況
- ⑬ 転圧後の検測
- ⑭ 2 回目以降も同様に反復して道路面まで実施する。(何回目と記入のこと)
- ⑮ 標示シート(道路面から 40cm の位置とする)
- ⑯ 仮復旧(加熱合材、常温合材)
 - 1) アスファルト合材敷均状況
 - 2) 転圧状況
 - 3) 転圧後
 - 4) 路面標示復旧(ペンキ)状況
- ⑰ 仮復旧完了後(2 方向から 2 枚以上)

イ. 本 復 旧

- ① 着工前(2 方向から 2 枚以上)
- ② 道路占用許可標示板
- ③ 安全対策

ウ. 申請用図面は、位置図、平面図及び掘削断面図を添付すること。

① 国道 4 部

② 県道・市道 3 部(市道の 46 条がある場合は別途追加)

エ. 申請用地図(国道のみ)

「国土地理院」発行の 1/50,000 の地図に申請地を明記し添付すること。

(3) その他の手続き

ア. 提出書類

① 着工届 3 日前までに局に提出すること。

国道【資料 31 号】 県道【資料 32 号】 市道【資料 33 号】

② 竣工届 工事完了後 14 日以内に局に提出すること。

国道【資料 34 号】 県道【資料 35 号】 市道【資料 36 号】

(4) 市道における写真の撮り方

ア. 工 事

- ① 着工前(2 方向から 2 枚以上)
- ② 安全対策(申請時の安全対策に基づき)
- ③ 道路占用許可標示板
- ④ 舗装切断状況及び切断後寸法検測(箱尺等使用)
- ⑤ 舗装取壊状況及び積込状況
- ⑥ 掘削・積込状況及び深度検測(箱尺等使用)
- ⑦ 埋設管深度検測(箱尺等使用)
- ⑧ 保護砂敷均状況
良質土、管上 20cm まで、但し、本管φ75mm 以上は 2 回に分けること。
- ⑨ 転圧状況
- ⑩ 転圧後の検測
- ⑪ 切込砕石敷均状況(1 回目)
- ⑫ 転圧状況
- ⑬ 転圧後の検測
- ⑭ 2 回目以降も同様に反復して道路面まで実施する。(何回目と記入のこと)
- ⑮ 標示シート(道路面から 40cm の位置とする)
- ⑯ 仮復旧(加熱合材、常温合材)
 - 1) アスファルト合材敷均状況
 - 2) 転圧状況
 - 3) 転圧後
 - 4) 路面標示復旧(ペンキ)状況
- ⑰ 仮復旧完了後(2 方向から 2 枚以上)

イ. 本 復 旧

- ① 着工前(2 方向から 2 枚以上)
- ② 道路占用許可標示板
- ③ 安全対策

- ④ 舗装切断状況及び切断後寸法検測
- ⑤ 舗装取壊・積込状況
- ⑥ 転圧状況及び転圧後深度検測
- ⑦ 砕石敷均状況
- ⑧ 転圧状況及び転圧後深度検測
- ⑨ 現場密度試験(100m毎に)
- ⑩ プライムコート・タックコート散布状況及び完了後
- ⑪ 保護砂散布状況及び完了後
- ⑫ アスファルト到着温度
- ⑬ アスファルト敷均状況及び敷均後温度
- ⑭ 転 圧 状 況
- ⑮ 区 画 線 引
- ⑯ 竣 工 (2方向から2枚以上)
2層式及び3層式の場合は1層式の転圧状況後
- ⑰ 転圧後深度検測
- ⑱ プライムコート・タックコート散布状況及び完了後
以下同じ(保護砂散布はなし)

(5) 国・県道における写真の撮り方

国 土 交 通 省 管 轄 … (4・13号・西道路)
県北建設事務所管轄 … (その他の国道・県道)

ア. 工 事

- ① 着工前(2方向から2枚以上)
- ② 安全対策(申請時の安全対策に基づき)
- ③ 道路占用許可標示板
- ④ 舗装切断状況及び切断後寸法検測(箱尺等使用)
- ⑤ 掘削状況(箱尺等使用)
- ⑥ 柱状写真・柱状図(箱尺等使用)※舗装厚、上層路盤厚、下層路盤厚、その他を記入
- ⑦ 配水管埋設深度検測(箱尺等使用)
- ⑧ 防護管深度検測(箱尺等使用)側溝横断等の場合
- ⑨ 保護砂敷均後の検測(箱尺等使用)(国土交通省のみ)
良質土を使用し何回目かを記入
- ⑩ 転 圧 状 況
- ⑪ 転圧後の検測(箱尺等使用)
- ⑫ 切込砕石敷均の検測(国土交通省のみ)
何回目かを記入。
- ⑬ 転 圧 状 況
- ⑭ 転圧後の検測(箱尺等使用)
- ⑮ 2回目以降も同様に反復して道路面まで実施する。
- ⑯ 標示シート(道路面から40cmの位置とする)
- ⑰ 仮復旧(車道・加熱合材、歩道・常温合材)
- ⑱ 仮復旧完了後(着工前)の写真と同一方向のものとする

- ④ 舗装切断状況及び切断後寸法検測
- ⑤ 舗装取壊・積込状況
- ⑥ 転圧状況及び転圧後深度検測
- ⑦ 砕石敷均状況
- ⑧ 転圧状況及び転圧後深度検測
- ⑨ 現場密度試験(100m毎に)
- ⑩ プライムコート・タックコート散布状況及び完了後
- ⑪ 保護砂散布状況及び完了後
- ⑫ アスファルト到着温度
- ⑬ アスファルト敷均状況及び敷均後温度
- ⑭ 転 圧 状 況
- ⑮ 区 画 線 引
- ⑯ 竣 工 (2方向から2枚以上)
2層式及び3層式の場合は1層の転圧状況後
- ⑰ 転圧後深度検測
- ⑱ プライムコート・タックコート散布状況及び完了後
以下同じ(保護砂散布はなし)

(5) 国・県道における写真の撮り方

国 土 交 通 省 管 轄 … (4・13号・西道路)
県北建設事務所管轄 … (その他の国道・県道)

ア. 工 事

- ① 着工前(2方向から2枚以上)
- ② 安全対策(申請時の安全対策に基づき)
- ③ 道路占用許可標示板
- ④ 舗装切断状況及び切断後寸法検測(箱尺等使用)
- ⑤ 掘削状況(箱尺等使用)
- ⑥ 柱状写真・柱状図(箱尺等使用)
※舗装厚、上層路盤厚、下層路盤厚、その他を記入
- ⑦ 配水管埋設深度検測(箱尺等使用)
- ⑧ 防護管深度検測(箱尺等使用)側溝横断等の場合。
- ⑨ 保護砂敷均後の検測(箱尺等使用)(国土交通省のみ)
良質土を使用し何回目かを記入。
- ⑩ 転 圧 状 況
- ⑪ 転圧後の検測(箱尺等使用)
- ⑫ 切込砕石敷均の検測(国土交通省のみ)
何回目かを記入。
- ⑬ 転 圧 状 況
- ⑭ 転圧後の検測(箱尺等使用)
- ⑮ 2回目以降も同様に反復して道路面まで実施する。
- ⑯ 標示シート(道路面から40cmの位置とする)
- ⑰ 仮復旧(車道・加熱合材、歩道・常温合材)
- ⑱ 仮復旧完了後(着前の写真と同一方向のものとする)

イ. 本 復 旧

- ① 着工前(2方向から2枚以上)
- ② 安全対策(申請時の安全対策に基づき)
- ③ 舗装切断中
- ④ 舗装切断後(寸法記入)(箱尺等使用)
- ⑤ 掘削状況
- ⑥ 路盤工転圧状況
- ⑦ 路盤工転圧後検測
- ⑧ 上層路盤工転圧状況
- ⑨ 上層路盤工転圧後検測
- ⑩ プライムコート塗布状況
- ⑪ プライムコート塗布後
- ⑫ 粗粒度アスコン到着温度検温
- ⑬ 粗粒度アスコン舗設温度検温
- ⑭ 粗粒度アスコン転圧状況
- ⑮ 粗粒度アスコン転圧後検測
- ⑯ タックコート塗布状況
- ⑰ タックコート塗布後
- ⑱ 密粒度アスコン到着温度検温
- ⑲ 密粒度アスコン舗設温度検温
- ⑳ 密粒度アスコン転圧状況
- ㉑ 竣 工

8. 給水装置工事施行承認申込書の取消手続き

給水装置工事が予測できない事象により工事の継続が困難になり取消しするものである。

- (1)受付(事務審査)で設計審査手数料がかかる。
- (2)不承認であっても設計審査手数料を徴収するものとする。
- (3)工事承認後の工事取り消しは設計審査手数料以外を還付する。
- (4)メーター出庫後は水道料金が発生するため取消しできないものとする。

なお、書類の提出前に必ず給水装置係と協議すること。

イ. 本 復 旧

- ① 着工前 (2 方向から 2 枚以上)
- ② 安全対策 (申請時の安全対策に基づき)
- ③ 舗装切断中
- ④ 舗装切断後 (寸法記入) (箱尺等使用)
- ⑤ 掘 削 状 況
- ⑥ 路盤工転圧状況
- ⑦ 路盤工転圧後検測
- ⑧ 上層路盤工転圧状況
- ⑨ 上層路盤工転圧後検測
- ⑩ プライムコート塗布状況
- ⑪ プライムコート塗布後
- ⑫ 粗粒度アスコン到着温度検温
- ⑬ 粗粒度アスコン舗設温度検温
- ⑭ 粗粒度アスコン転圧状況
- ⑮ 粗粒度アスコン転圧後検測
- ⑯ タックコート塗布状況
- ⑰ タックコート塗布後
- ⑱ 密粒度アスコン到着温度検温
- ⑲ 密粒度アスコン舗設温度検温
- ⑳ 密粒度アスコン転圧状況
- ㉑ 竣 工

新旧対照表（１３．受水槽以下の給水設備）

改正後	改正前
13. 受水槽以下の給水設備 1. 受水槽給水方式 受水槽方式は配水管から水道水を一旦受水槽に貯めたのち、高置水槽や圧力水槽にポンプを介して、各階に給水する方法である。 (1) この受水槽以下の給水設備は配水管からの水道水は一旦受水槽で開放されることになり、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当しない。 2. 目 的 受水槽以下の設備の施行及び管理を適切かつ合理的に行うため、法に基づき必要な事項を定める。 3. 適 用 範 囲 受水槽以下の給水設備により給水される施設に適用するものとする。 (1) 簡易専用水道 水道法第 3 条第 7 項・同施行令第 2 条に規定する水槽の有効容量が 10m³を超えるもの。 (2) 準簡易専用水道 福島県給水施設等条例第 2 条第 2 号に規定する水槽の有効容量が 5m³を超え 10m³以下のもの。 (3) 簡易な給水施設 法的に規制されない水槽の有効容量が 5m³以下のもの。 2024.4	13. 受水槽以下の給水設備 1. 受水槽給水方式 受水槽式は配水管から水道水を一旦受水槽に貯めたのち、高置水槽や圧力水槽にポンプを介して、各階に給水する方法である。 (1) この受水槽以下の給水設備は、配水管からの水道水は一旦受水槽で開放されることになり、水道法第 3 条 9 項に規定する給水装置に該当しない。 2. 目 的 受水槽以下設備の施行及び管理を適切かつ合理的に行うため、法に基づき必要な事項を定める。 3. 適 用 範 囲 受水槽以下の給水設備により給水される施設に適用するものとする。 (1) 簡易専用水道 水道法第 3 条第 7 項・同施行令第 1 条の 2 に基づく水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの。 (2) 準簡易専用水道 福島県給水施設等条例第 2 条 2 号に規定する水槽の有効容量の合計が 5 m³を超え10m³以下のもの。 (3) 簡易な給水施設 法的に規制されない水槽の有効容量が 5 m³以下のもの。 157 2012.12

4. 受水槽以下関係法令

区 分	法 令
構 造・場 所	建築基準法、建築基準法施行令
維 持・管 理	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(通称:ビル管理法)
公 衆・衛 生	地域保健法、水道法(簡易専用水道)、福島県給水施設等条例
労働環境衛生	労働基準法、労働安全衛生法
防 火 用 水	消防法

受水槽以下の給水は、これらの法規制により安全で適正な供給が図られる。

5. 事 前 協 議

受水槽式給水となる場合は、新築及び改築等にかかわらず、申請者は局と事前協議を行うこと。

- (1) 申請者は、水理計算書(建築延床面積・計画1日最大給水量・管口径等)及び関係図面により協議を行うこと。
- (2) 計画1日最大給水量は「施行指針」により算定する。
- (3) 受水槽までの給水管口径の計算は「施行指針」により決定する。
- (4) 関係図面
- ① 案内図
 - ② 配置図
 - ③ 各階設備平面図
給水の配管が明示されているもの。
 - ④ 平面図
被分岐管から受水槽までの給水管が明示されているもの。
 - ⑤ 立体系統図
階高及び最上階の給水栓から高置水槽までの高さ並びに最下階の給水栓から高置水槽までの高さを記入する。
 - ⑥ 受水槽構造図
吐水口空間・有効水深・保守点検6面寸法が明示されているもの。
- (5) 共同住宅の戸別検針・徴収を受ける場合は、「受水槽以下の設備で使用する共同住宅における各戸検針・徴収に関する取扱要綱」に基づく。

4. 受水槽以下関係法令

区 分	法 令
構 造・場 所	建築基準法、建築基準法施行令
維 持・管 理	特定建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (通称:ビル管理法)
公 衆・衛 生	保健所法、水道法 (簡易専用水道)、福島県給水施設条例
労働環境衛生	労働基準法、労働安全衛生法
防 火 用 水	消防法

受水槽以下の給水は、これらの法規制により安全で適正な供給が図られる。

5. 事 前 協 議

受水槽式給水となる場合は、新築、及び改築等にかかわらず、申請者は局と事前協議を行うこと。

- (1) 申請者は、水理計算書 (建築延床面積・1日計画最大給水量・管口径等) 及び関係図面により協議を行うこと。
- (2) 1日計画最大給水量は、「施行指針」により算定する。
- (3) 受水槽までの給水管口径の計算は、「施行指針」により決定する。
- (4) 関係図面
- ① 案内図
 - ② 配置図
 - ③ 各階設備平面図
給水の配管が明示されているもの。
 - ④ 平面図
被分岐管から受水槽までの給水管が明示されているもの。
 - ⑤ 立体系統図
階高および最上階の給水栓から高置水槽までの高さ並びに最下階の給水栓から高置水槽までの高さを記入する。
 - ⑥ 受水槽構造図
吐水口空間・有効水深・保守点検6面寸法が明示されているもの。
- (5) 共同住宅の戸別検針・徴収を受ける場合は、「受水槽以下の設備で使用する共同住宅における各戸検針・徴収に関する取扱要綱」に基づく。

6. 方式の選定

受水槽方式の選定は下記によることが望ましい。いずれの方式をとるかは、使用水量、時間的変化、受水槽の有効容量及び立地条件等考慮して決定すること。

- (1) 高置水槽式
 - ・ 圧力が不十分な場合。
 - ・ 規模の大きなものに給水する場合。
- (2) 加圧ポンプ式
 - 圧力タンク式
 - ・ 比較的小規模なものに給水する場合。

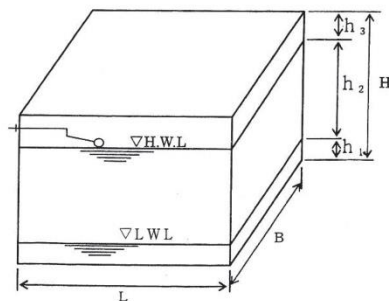
7. 有効容量の基準

- (1) 1日最大使用水量の4/10 以上とする。
(受水槽の有効容量は、1日最大使用水量を超えないこととするが、滞流等の維持管理を考慮すると、1日最大使用水量の 4/10 以上とすることが望ましい。)
- (2) 高置水槽を設置する場合は4/10 以上とすること。
ただし、高置水槽の有効容量は 1/10 以上とする。

- (3)受水槽(既製品)については、仕様及び承認図の有効容量とすること。

- (4) 受水槽の有効容量については、下図にすること。

有効容量 $=L \times B \times h_2$
実容量 $=L \times B \times (h_1 + h_2)$
平面積 $=L \times B$
実高さ $=H$
余裕高さ $=h_3$

$$\begin{aligned} \times \quad h_1 &\geq 15\text{cm} \\ h_3 &\geq 30\text{cm} \end{aligned}$$


6. 方式の選定

受水槽式方式の選定は下記によることが望ましい。いずれの方式をとるかは、使用水量、時間的変化、受水槽の有効容量及び立地条件等考慮して決定すること。

- (1) 高置水槽式
○圧力が不十分の場合。
○規模の大きなものに給水する場合。
- (2) 加圧ポンプ式
圧力タンク式
○比較的小規模のものに給水する場合。

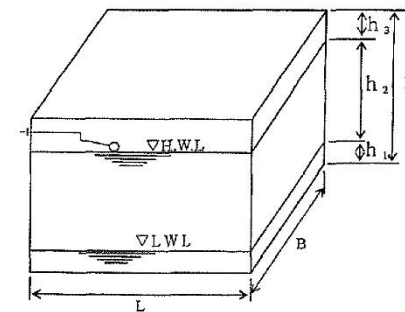
7. 有効容量の基準

- (1) 1日最大使用水量の4/10以上とすること。
(受水槽の有効容量は、1日最大使用水量を超えないこととするが、滞流等の維持管理を考慮すると、1日最大使用水量の4/10以上とすることが望ましい。)
- (2) 高置水槽を設置する場合は3/10以上とすること。
ただし、高置水槽の有効容量は1/10以上とする。

- (3) 受水槽（既製品）については、仕様及び承認図の有効容量とすること。

- (4) 受水槽の有効容量については、下図にすること。

有效容量 = $L \times B \times h_2$
 実容量 = $L \times B \times (h_1 + h_2)$
 平面積 = $L \times B$
 実高さ = H
 余裕高 = h_3

$$\begin{aligned} h_1 &\geq 15\text{cm} \\ h_3 &\geq 30\text{cm} \end{aligned}$$


8. 流入方式及び水面との間隔

水槽の流入は、落とし込みとし、ボールタップを設けること。吐水口とオーバーフロー面及び側壁の間隔は下表及び下図による。

水面との間隔

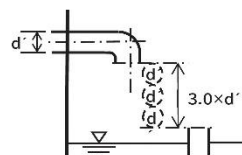
口 径	オーバーフロー面から給水栓吐水口までの高さ A	近接壁と給水栓吐水口中心までの距離 B
13mm 以下	2.5cm 以上	2.5cm 以上
13mm を超え 20mm 以下	4.0cm 以上	4.0cm 以上
20mm を超え 25mm 以下	5.0cm 以上	5.0cm 以上
口径 25mm を超える場合		
	オーバーフロー面から給水栓吐水口までの高さ A	近接壁と給水栓吐水口中心までの距離 B
近接壁の影響あり	近接壁の影響なし	1.7×d'+5mm 以上
		3.0×d' 以上
	近接壁 1 面の場合	2.0+d'+5mm 以上
		3.0×d を超え 5.0×d 以下
	近接壁 2 面の場合	1.7×d'+5mm 以上
		5.0×d を超えるもの
近接壁の影響なし		3.0×d 以下
		4.0×d 以下
		4.0×d 以下
		6.0×d を超え 7.0×d 以下
		7.1×d を超えるもの

※ d:吐水口の内径(mm) d':有効開口の内径(mm)

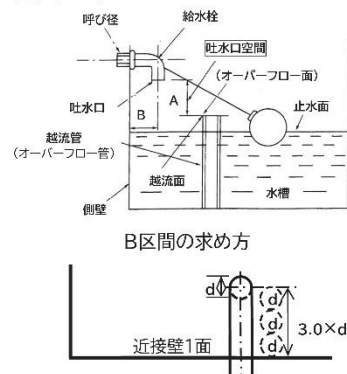
吐水空間

※ 圧力バランス型複式ボールタップを使用する場合はオーバーフロー面より波浪防止管に孔口を設ける。

A区間の求め方



B区間の求め方



9. 受水槽以下の給水方式の種類

(1)高置水槽(多段式)式、(2)加圧ポンプ式、(3)圧力タンク式がある。

(1) 高置水槽(多段式)式

- ア. 受水槽から揚水ポンプで建物上部等に設置した水槽に揚水し、自然流下で給水する方式。
- イ. 高置水槽の高さは、最上階の瞬間湯沸器、又は大便器、洗浄弁を用いる水洗便所がある場合は、その給水栓等から上部10m以上の位置を水槽の低水位とすることが望ましい。
- ウ. 高置水槽の材質は、受水槽に準ずる。

(2) 加圧ポンプ式

- ア. 受水槽に受水し、ポンプにより圧送するもの。

(3) 圧力タンク式

- ア. 受水槽に受水し、気圧ポンプにより圧送するもの。

8. 流入方式及び水面との間隔

水槽の流入は、落とし込みとし、ボールタップを設けること。吐水口とオーバーフロー面及び側壁の間隔は下表及び下図による。

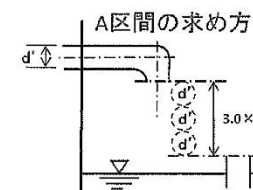
水面との間隔

口 径	オーバーフロー面から給水栓吐水口までの高さ A	近接壁と給水栓吐水口中心までの距離 B
13mm 以下	2.5cm 以上	2.5cm 以上
13mm を超え 20mm 以下	4.0cm 以上	4.0cm 以上
20mm を超え 25mm 以下	5.0cm 以上	5.0cm 以上
口径 25mm を超える場合		
	オーバーフロー面から給水栓吐水口までの高さ A	近接壁と給水栓吐水口中心までの距離 B
近接壁の影響あり	近接壁の影響なし	1.7×d'+5mm 以上
		3.0×d' 以上
	近接壁 1 面の場合	2.0×d'+5mm 以上
		3.0×d を超え 5.0×d 以下
	近接壁 2 面の場合	1.7×d'+5mm 以上
		5.0×d を超えるもの
近接壁の影響なし		3.0×d 以下
		4.0×d 以下
		4.0×d 以下
		6.0×d を超え 7.0×d 以下
		7.1×d を超えるもの

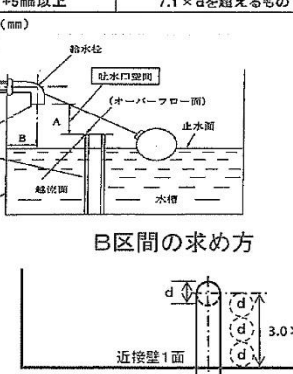
注) d:吐水口の内径(mm) d':有効開口の内径(mm)

吐水空間

※ 圧力バランス型複式ボールタップを使用する場合はオーバーフロー面より波浪防止管に孔口を設ける。



B区間の求め方



9. 受水槽以下の給水方式の種類

(1) 高置水槽(多段式)式 (2) 加圧ポンプ式 (3) 圧力タンク式がある。

(1) 高置水槽式

- ア. 受水槽から揚水ポンプで建物上部等に設置した水槽に揚水し、自然流下で給水する方式。
- イ. 高置水槽の高さは、最上階の瞬間湯沸器又は、大便器、洗浄弁を用いる水洗便所がある場合は、その給水栓等から上部10m以上の位置を水槽の低水位とすることが望ましい。
- ウ. 高置水槽の材質は、受水槽に準ずる。

(2) 加圧ポンプ式

- ア. 受水槽に受水し、ポンプにより圧送するもの。

(3) 圧力タンク式

- ア. 受水槽に受水し、気圧ポンプにより圧送するもの。

10. 構造

受水槽は、安全上及び衛生上支障のない構造とし、保守点検が容易に行える位置に設置する。

建築基準法施行令第129条2の2に基づく告示による他は、次によるものとする。

- (1) 受水槽の材質は、強化合成樹脂製 (FRP 製等) 及び金属製のもので耐震性能等十分な強度 (耐震強度2/3G) を有し、耐久性に富み、しかも水槽内の水質に影響のないものとする。
- (2) 受水槽には、槽内の保守点検を容易かつ安全に行える位置に、マンホール及びステップを設け、また、ボールタップ及び水面制御装置の故障等による越流水を処理するためのオーバーフロー管、槽内の清掃等による水を完全に排出するための水抜き管、槽内換気のための通気装置等を有効に設ける。
 - ① マンホール
受水槽の内部点検又は清掃のため、容易に出入りができるよう直径 60cm 以上のマンホールを受水槽上部に設置し、受水槽上面から 10cm 以上立ち上げるとともに、次の条件を満足するような措置を講じる。
 - ア. 保守点検をする者以外の者が、容易に開閉できないよう鍵付構造とする。
 - イ. 汚水・雨水など有害な物質が流入しないよう完全に密閉できる密閉式・二重蓋等の構造とする。
 - ウ. 振動・風圧などで容易に外れないことや隙間ができないような構造とする。
 - ② オーバーフロー管
オーバーフロー管 (越流管) の口径は、流入量を十分に排水できるもので、その管端は間接排水とし、排水口空間 (排水管口径の 2 倍以上) を保つ。
 - ③ 通気装置
通気のための有効な通気装置を設ける。なお、有効容量が 2 m³未満の受水槽は、オーバーフロー管で通気が行われるため不要である。
 - ④ 防虫網 (金網)
オーバーフロー管及び通気装置には、ほこりその他衛生上有害な物質が流入しないよう管端開口部に防虫防鼠網 (金網) を取り付け。この場合、排水や通気に支障をきたさないよう注意する。
 - ⑤ 排水設備
受水槽の底部に水抜き管を備えた集水ビットを設け、ビットに向かって適当な勾配 (1/100 程度) をつける。
 - ⑥ タラップ (梯子)
受水槽、マンホール部の槽内壁及び外壁に昇降用タラップ (梯子) を設置する。
- (3) 受水槽は、槽内の水が滞留し、停滞水が生じることのないよう、受水槽の流入口と給水口を対称的な位置に設ける。また、受水槽が大きい場合は有効な導流壁を設ける等の有効な措置を講じる。
- (4) 受水槽は、清掃・点検・補修時に断水しないよう 2 槽とするか、内部に隔壁を設け 1 槽 2 分割できる構造とする。
- (5) 受水槽には、満水・減水警報装置を設け、その受信機は管理室などに設置する。

10. 構造

受水槽は、安全上及び衛生上支障のない構造とし、保守点検が容易に行える位置に設置する。

建築基準法施行令第129条2の2に基づく告示による他は、次によるものとする。

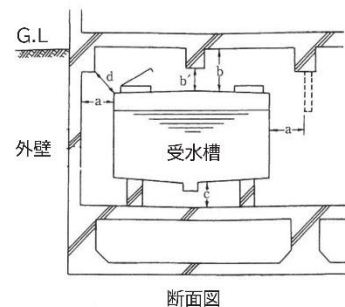
- (1) 受水槽の材質は、強化合成樹脂製 (FRP 製等) 及び金属製のもので耐震性能等十分な強度 (耐震強度2/3G) を有し、耐久性に富み、しかも水槽内の水質に影響のないものとする。
- (2) 受水槽には、槽内の保守点検を容易かつ安全に行える位置に、マンホール及びステップを設け、また、ボールタップおよび水面制御装置の故障等による越流水を処理するためのオーバーフロー管、槽内の清掃等による水を完全に排出するための水抜き管、槽内換気のための通気装置等を有効に設ける。
 - ① マンホール
受水槽の内部点検又は清掃のため、容易に出入りができるよう直径60cm以上のマンホールを受水槽上部に設置し、受水槽上面から10cm以上立ち上げるとともに、下記条件を満足するような措置を講ずる。
 - ア. 保守点検をする者以外の者が、容易に開閉できない鍵付構造とする。
 - イ. 汚水・雨水など有害な物質が流入しないよう完全に密閉できる密閉式・二重蓋等の構造とする。
 - ウ. 振動・風圧などで容易にはずれたり、隙間ができないような構造とする。
 - ② オーバーフロー管
オーバーフロー管 (越流管) の口径は、流入量を十分に排水できるもので、その管端は間接排水とし、排水口空間 (排水管口径の 2 倍以上) を保つ。
 - ③ 通気装置
通気のための有効な通気装置を設ける。なお、有効容量が 2 m³未満の受水槽は、オーバーフロー管で通気が行われるため不要である。
 - ④ 防虫網 (金網)
オーバーフロー管及び通気装置には、ほこりその他衛生上有害な物質が流入しないよう管端開口部に防虫防鼠網 (金網) を取り付け。この場合、排水や通気に支障をきたさないよう注意する。
 - ⑤ 排水設備
受水槽の底部に水抜き管を備えた集水ビットを設け、ビットに向かって適当な勾配 (1/100 程度) をつける。
なお、オーバーフロー管と別系統にした管端部は、オーバーフロー管と同様間接排水とする。
 - ⑥ タラップ (梯子)
受水槽、マンホール槽内壁及び外壁に昇降用タラップ (梯子) を設置する。
- (3) 受水槽は、槽内の水が滞留し、停滞水が生じることのないよう、受水槽の流入口と給水口を対称的な位置に設ける。また、受水槽が大きい場合は有効な導流壁を設ける等の有効な措置を講ずる。
- (4) 受水槽は、清掃・点検・補修時に断水しないよう 2 槽とするか、内部に隔壁を設け 1 槽 2 分割できる構造とする。
- (5) 受水槽には、満水・減水警報装置を設け、その受信機は管理室などに設置する。

(6) 大規模受水槽において、残留塩素量が法令に定める値以下になるおそれがある場合は、塩素注入設備を設けることが望ましい。

11. 設置箇所

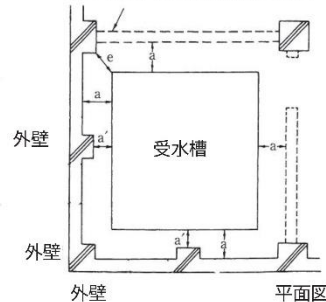
- (1) 受水槽は、地上式(建築物外の地盤面・地盤面より上)・半地下式(建築物外部の地盤面下)又は床置き式(建築物内1階・地階の床上)とし、外部から容易かつ安全に保守点検ができるようにする。
- (2) 受水槽を建築物内部に設置する場合は、受水槽上部空間には、ボイラー・ポンプ・空調機器等を設置しない。

受水槽などの設置位置の例



a、b、cのいずれも保守点検が容易にできる距離とする(標準的にはa、c $\geq$ 60cm、b $\geq$ 100cm)。また、梁・柱等はマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、a'、b'、d、eは保守点検に支障のない距離とする。

受水槽周囲の空間を示すために表示したもので、壁で仕切る必要はない。

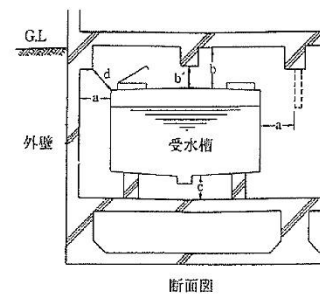


(6) 大規模受水槽において、残留塩素量が法令に定める値以下になる恐れがある場合は、塩素注入設備を設けることが望ましい。

11. 設置箇所

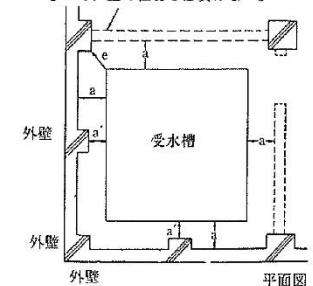
- (1) 受水槽は、地上式(建築物外の地盤面・地盤面より上)・半地下式(建築物外部の地盤面下)又は床置き式(建築物内1階・地階の床上)とし、外部から容易かつ安全に保守点検ができるようにする。
- (2) 受水槽を建築物内部に設置する場合は、受水槽上部空間には、ボイラー・ポンプ・空調機器等を設置しない。

受水槽などの設置位置の例



a、b、cのいずれも保守点検が容易にできる距離とする(標準的にはa、c $\geq$ 60cm、b $\geq$ 100cm)。また、梁・柱等はマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、a'、b'、d、eは保守点検に支障のない距離とする。

受水槽周囲の空間を示すために表示したもので、壁で仕切る必要はない。



12. 表 示

- (1) 受水槽に、容量(呼称、有効容量)を表示する。
- (2) 配管(流入管、流出管)等に表示する。
- (3) 故障時連絡先を表示する。

故障時連絡先記入例

故 障 時 連 絡 先		
所 有 者	連 絡 先	住 所
〇 〇 〇 〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	福島市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
管 理 人	連 絡 先	部 屋 番 号
〇 〇 〇 〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇号室
電気(ポンプ)関係	連 絡 先	住 所
〇〇電気工業	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	福島市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
水道関係	連 絡 先	住 所
〇〇水道設備	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	福島市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

13. 配 管 設 備

受水槽のまわりの配管は次によるものとする。

- (1) ボールタップの上流側でかつボールタップに近接して逆流防止と水量調整のできる用具を設置する。
- (2) 水槽内配管は吐水による振動等でゆるまないように固定する。この場合、金具等は腐食しないものを用いる。
- (3) 水衝撃を緩和させるボールタップを使用する。
- (4) 受水槽への給水状態等の確認並びにポンプの故障等による断水時に対応するため、受水槽の流入口に給水栓を設ける。
- (5) 構造物を貫通する部分には、管損傷による水質への影響又は管取替え等を容易にするため、配管スリーブ等を設けて配管する。
- (6) 管をダクト内露出配管する場合は、吊り金具等により適切な支持間隔を設けて管を支持する。
- (7) 管自体の伸縮やたわみ、温度変化、地震等による管の変形のおそれがある所には、伸縮継手を設ける等、有効な管損傷防止を講じる。
- (8) 防火用水槽、プール等への流入管には、逆流防止のためバルブ、逆止弁を取付け、また吐水口空間を確保する。

12. 表 示

- (1) 受水槽に、容量(呼称、有効容量)を表示する。
- (2) 配管(流入管、流出管)等に表示する。
- (3) 故障時連絡先を表示する。

故障時連絡先記入例

故 障 時 連 絡 先		
所 有 者	連 絡 先	住 所
〇 〇 〇 〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	福島市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
管 理 人	連 絡 先	部 屋 番 号
〇 〇 〇 〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇号室
電気(ポンプ)関係	連 絡 先	住 所
〇〇電気工業	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	福島市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
水道関係	連 絡 先	住 所
〇〇水道設備	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	福島市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

13. 配 管 設 備

受水槽のまわりの配管は次によるものとする。

- (1) ボールタップの上流側でかつボールタップに近接して逆流防止と水量調整のできる用具を設置する。
- (2) 水槽内配管は吐水による振動等でゆるまないように固定する。この場合金具等は腐食しないものを用いる。
- (3) 水衝撃を緩和させるボールタップを使用する。
- (4) 受水槽への給水状態等の確認並びにポンプの故障等による断水時に対応するため受水槽の流入口に給水栓を設ける。
- (5) 構造物を貫通する部分には、管損傷による水質への影響又は、管取替え等を容易にするため配管スリーブ等を設けて配管する。
- (6) 管をダクト内露出配管する場合は、吊り金具等により適切な支持間隔を設けて管を支持する。
- (7) 管自体の伸縮やたわみ、温度変化、地震等による管の変形の恐れのある所には、伸縮継手を設ける等、有効な管損傷防止を講ずる。
- (8) 防火用水槽、プール等への流入管には、逆流防止のためバルブ、逆止弁を取付け、又吐水口空間を確保する。
吐水口と満水面との間隔は13-8にかかわらず、20cm以上とする。
- (9) 水衝撃の発生の恐れがある場合は、エアチャンバー等を設けるなど、有効な水衝撃防止のた

(9) 水衝撃の発生のおそれがある場合は、エアチャンバー等を設けるなど、有効な水衝撃防止のための措置を講じる。

(10) 吐出口とボールタップ(マンホール側)は、波動によるボールタップの振動を防止するため、1.0m 以上の間隔を開けて設置する。

(11) 定水位弁及びバルブ等は、整地盤から 1.5m の高さで外部に設置する。
定水位弁の下流側の吐出管は、30cm 以上の立上がりとする。

(12) 受水槽への給水方式

① ボールタップ式(可とう管 口径 20mm $\ell=30\text{cm}$)
振れ止め管($\ell=30\text{cm}$ 以上)
立上がり管には止水用具(JIS 1.0MPa バルブ)
逆止弁(JIS 1.0MPa)
ボールタップは複式ボールタップを使用する。

② 定水位弁式(可とう管 口径 25~50mm $\ell=30\sim50\text{cm}$)
振れ止め管($\ell=30\text{cm}$ 以上)
立上がり管には止水用具(JIS 1.0MPa バルブ)
減圧弁、定水位弁 { 可とう管 口径 20~40mm $\ell=30\text{cm}$
口径 50mm $\ell=50\text{cm}$ }
ボールタップは複式ボールタップを使用する。

③ 圧力バランス型複式ボールタップ式(口径 25~100mm)
{ 可とう管 口径 25~40mm $\ell=30\text{cm}$
口径 50mm 以上 $\ell=50\text{cm}$ }
振れ止め管($\ell=30\text{cm}$ 以上)
立上がり管には止水用具(JIS 1.0MPa バルブ)
圧力バランス型複式ボールタップを使用する。

めの措置を講じる。

(10) 吐出口とボールタップ(マンホール側)は、波動によるボールタップの振動を防止するため 1.0m 以上の間隔をとり設置する。

(11) 定水位弁及びバルブ等は、整地盤から 1.5m の高さで外部に設置する。
定水位弁の下流側の吐出管は、30cm 以上の立上がりとする。

(12) 受水槽への給水方式

① ボールタップ式(可とう管 口径 20mm $\ell=30\text{cm}$)
振れ止め管($\ell=30\text{cm}$ 以上)
立上がり管には止水用具(JIS 1.0MPa バルブ)
逆止弁(JIS 1.0MPa)
ボールタップは複式ボールタップを使用する。

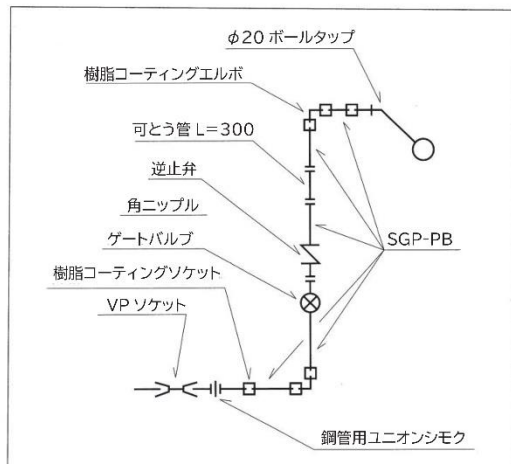
② 定水位弁式(可とう管 口径 25~50mm $\ell=30\sim50\text{cm}$)
振れ止め管($\ell=30\text{cm}$ 以上)
立上がり管には止水用具(JIS 1.0MPa バルブ)
減圧弁、定水位弁 { 可とう管 口径 20~40mm $\ell=30\text{cm}$
口径 50mm $\ell=50\text{cm}$ }
ボールタップは複式ボールタップを使用する。

③ 圧力バランス型複式ボールタップ式(口径 25~100mm)
{ 可とう管 口径 25~40mm $\ell=30\text{cm}$
口径 50mm 以上 $\ell=50\text{cm}$ }
振れ止め管($\ell=30\text{cm}$ 以上)
立上がり管には止水用具(JIS 1.0MPa バルブ)
圧力バランス型複式ボールタップを使用する。

(13) 配管詳細図

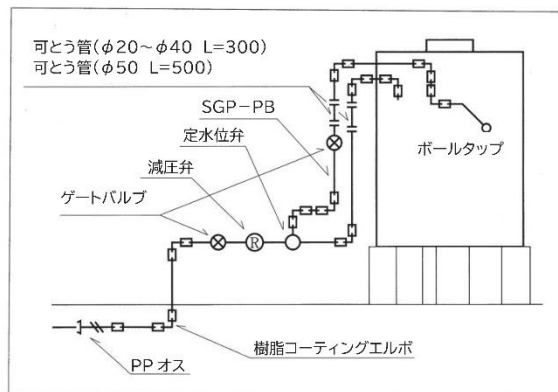
① φ20 複式ボールタップ取付(管端防食継手使用)

- ・管端防食継手は、すべて埋設型継手。
- ・保温については、ポリカバー使用。



② φ25、φ30、φ40、φ50 定水位弁設置位置(管端防食継手使用)

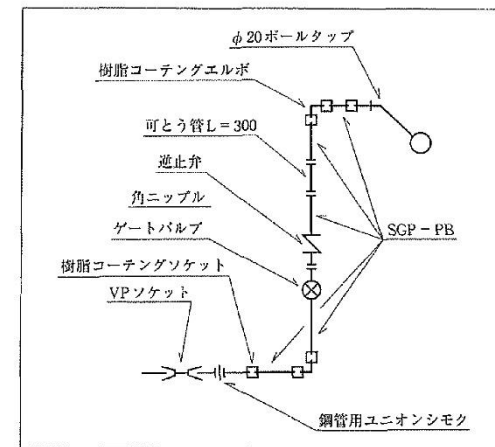
- ・管端防食継手は、**全て**埋設型継手。
- ・JIS1.0MPa バルブ、減圧弁、定水位弁(ボールタップ式)、可とう管(L=300~500、フランジ付)、ポリエチレン粉体ライニング、エルボ、ソケット、角ニップル、保温材、鋳鉄フランジ、ボルトナット、保温はキャンパス巻き、又はラッキング等とする。
- ・水槽内の配管については、防食テープ巻きとする。



(13) 配管詳細図

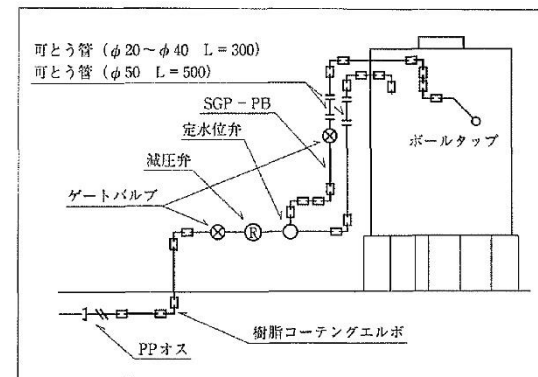
① φ20複式ボールタップ取付 (管端防食継手使用)

- ・管端防食継手は、すべて埋設型継手。
- ・保温については、ポリカバー使用。

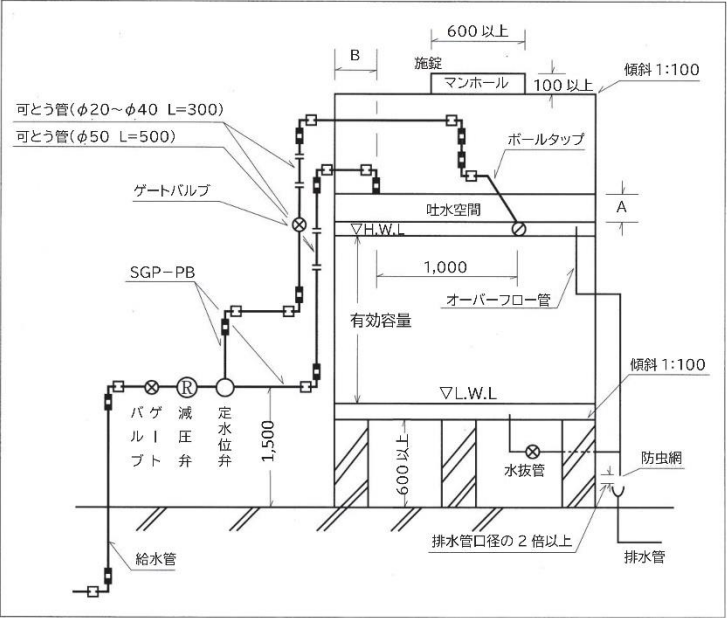


② φ25 φ30 φ40 φ50 定水位弁設置 (管端防食継手使用)

- ・管端防食継手は、すべて埋設型継手。
- ・JIS 1.0MPa バルブ、減圧弁、定水位弁 (ボールタップ式)、可とう管 (L=300~500、フランジ付)、ポリエチレン粉体ライニング、エルボ、ソケット、角ニップル、保温材、鋳鉄フランジ、ボルトナット、保温はキャンパス巻き又は、ラッキング等とする。
- ・水槽内の配管については、防食テープ巻きとする。



14. 受水槽の配管及び構造標準図



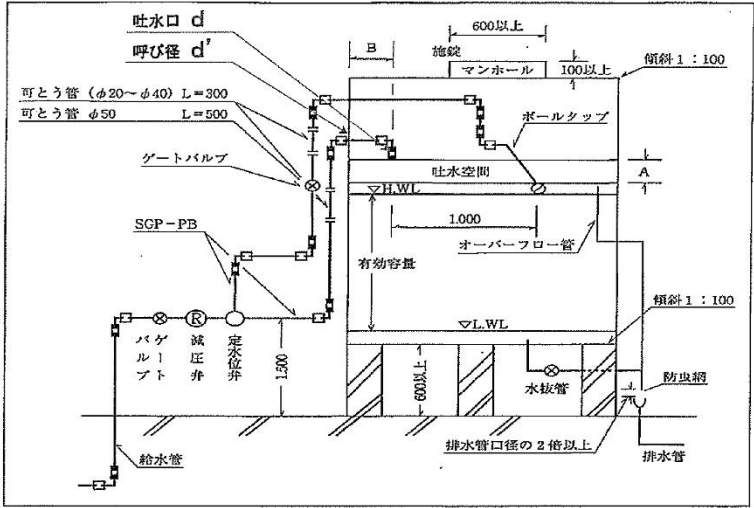
水面との間隔

口 径		オーバーフロー面から給水栓吐水口までの高さ A	近接壁と給水栓吐水口中心までの距離 B
13mm 以下		2.5cm 以上	2.5cm 以上
13mm を超え 20mm 以下		4.0cm 以上	4.0cm 以上
20mm を超え 25mm 以下		5.0cm 以上	5.0cm 以上
口径 25mm を超える場合			
		オーバーフロー面から給水栓吐水口までの高さ A	近接壁と給水栓吐水口中心までの距離 B
近接壁の影響なし		1.7×d'+5mm 以上	
近接壁の影響あり	近接壁 1 面の場合	3.0×d' 以上	3.0×d 以下
		2.0+d'+5mm 以上	3.0×d を超え 5.0×d 以下
		1.7×d'+5mm 以上	5.0×d を超えるもの
	近接壁 2 面の場合	3.5×d' 以上	4.0×d 以下
		3.5×d' 以上	4.0×d を超え 6.0×d 以下
		2.0+d'+5mm 以上	6.0×d を超え 7.0×d 以下
		1.7×d'+5mm 以上	7.1×d を超えるもの

※ d:吐水口の内径(mm) d':有効開口の内径(mm)

※ 受水槽を設置する場合は、構造図に配管及び寸法を記入すること。
ただし構造によって、異なる場合は、局と協議すること。

14. 受水槽の配管及び構造標準図



水面との間隔

口 径		オーバーフロー面から給水栓吐水口までの高さ A	近接壁と給水栓吐水口中心までの距離 B
13mm以下		2.5cm以上	2.5cm以上
13mmを超え20mm以下		4.0cm以上	4.0cm以上
20mmを超え25mm以下		5.0cm以上	5.0cm以上
口径25mmを超える場合			
		オーバーフロー面から給水栓吐水口までの高さ A	近接壁と給水栓吐水口中心までの距離 B
近接壁の影響なし		$1.7 \times d' + 5\text{mm}$ 以上	
近接壁の影響あり	近接壁1面の場合	$3.0 \times d'$ 以上	$3.0 \times d$ 以下
		$2.0 \times d' + 5\text{mm}$ 以上	$3.0 \times d$ を超え $5.0 \times d$ 以下
		$1.7 \times d' + 5\text{mm}$ 以上	$5.0 \times d$ を超えるもの
	近接壁2面の場合	$3.5 \times d'$ 以上	$4.0 \times d$ 以下
		$3.0 \times d'$ 以上	$4.0 \times d$ を超え $6.0 \times d$ 以下
		$2.0 \times d' + 5\text{mm}$ 以上	$6.0 \times d$ を超え $7.0 \times d$ 以下
		$1.7 \times d' + 5\text{mm}$ 以上	$7.1 \times d$ を超えるもの

注) d:吐水口の内径(mm) d':有効開口の内径(mm)

※ 受水槽を設置する場合は、構造図に配管及び寸法を記入すること。
ただし構造によって、異なる場合は、局と協議すること。

15. 受水槽以下の給水設備

- (1) 本給水装置工事設計施行指針に準ずる。

(2) その他受水槽以下の給水設備については、水力計算書、受水槽容量・型式(H.W.L・L.W.L線引)を参考図として各階の平面図等を提出する。

16. 維持管理

水槽の維持管理は、建築物の所有者、又は管理権限を有するものが自己の責任において行うものとする。

17. 清掃及び消毒

水槽内部に水あか等が付着したり沈積物がたまり、又は、汚染された場合は、水槽をからにして清掃しなければならない。

- (1) 水槽内面を丁寧に清掃し、水道水でよく洗浄する。
- (2) 水道水で希釈した次亜塩素酸ナトリウム溶液等の遊離残留塩素 10mg/ℓ含有の浄水を満たす。そのまま 24 時間静置し、遊離残留塩素が 5mg/ℓ以上あればこれを排水し、水道水により洗い流し、30分以上経過後に水道水を満たす。24 時間後の遊離残留塩素が 0.1mg/ℓ以上が確認でき、異臭気等が認められなければ使用が可能である。
- (3) 遊離残留塩素が 0.1mg/ℓ以上にならないければ、(1)・(2)の反復を行う。

15. 受水槽以下の給水設備

- (1) 本給水装置工事設計施行指針に準ずる。

(2) その他受水槽以下の給水設備については、水力計算書、受水槽容量・型式（H.W.L・L.W.L線引）を参考図として各階の平面図を提出する。

16. 維持管理

水槽の維持管理は建築物の所有者又は、管理権限を有するものが自己の責任において行うものとする。

17. 清掃及び消毒

水槽の内部に水あか等が付着したり沈積物がたまり、又は、汚染された場合は、水槽をからにして清掃しなければならない。

- (1) 水槽内面をていねいに清掃し、水道水でよく洗浄する。
- (2) 水道水で希釈した次亜塩素酸ナトリウム溶液等の遊離残留塩素10mg/ℓ含有の浄水を満たす。そのまま24時間静置し、遊離残留塩素が 5 mg/ℓ 以上であればこれを排水し、水道水により洗い流し、30分以上経過後に水道水を満たす。24時間後の遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上が確認でき、異臭気等が認められなければ使用が可能である。
- (3) 遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上とならないければ、(1)・(2)の反復を行う。

改正後	改正前
14. 中高層建物直結給水取扱基準 1. 目的 この基準は、直結給水対象範囲の設定に伴う給水装置の設計及び施工に関して必要事項を定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。 (1) 水道水の安定供給を図りつつ直結給水対象範囲を設定することにより、小規模受水槽の衛生問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用等「給水サービスの向上」に寄与することを目的とする。 (2) この基準に明記されていないものについては「給水装置工事設計施行指針」(以下「施行指針」という。)及び「給水装置工事に関する事務手続き要領」等によるものとする。 2. 定義 直結給水とは中高層建物に対して配水管の水圧を利用して直接給水する方式(直結直圧式)と、給水管の途中に増圧設備を設置し給水する方式(直結増圧式)をいう。 <pre>graph LR; A[給水方式] --> B[直結給水方式]; A --> C[受水槽方式]; A --> D[併用方式]; B --> E[直結直圧方式
(4、5階は条件により)]; B --> F[直結増圧方式
(10階建物程度まで)]; D --> G[直圧・受水槽併用式
(直圧3階まで)];</pre> 2024.4	14. 中高層建物直結給水取扱基準 1. 目的 この基準は、直結給水対象範囲の設定に伴う給水装置の設計及び施工に関して必要事項を定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。 (1) 水道水の安定供給を図りつつ直結給水対象範囲を設定することにより、小規模受水槽の衛生問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用等「給水サービスの向上」に寄与することを目的とする。 (2) この基準に明記されていないものについては「給水装置工事設計施行指針」(以下「施行指針」という。)及び「給水装置工事に関する事務手続き要領」等によるものとする。 2. 定義 直結給水とは中高層建物に対して配水管の水圧を利用して直接給水する方式(直結直圧式)と、給水管の途中に増圧設備を設置し給水する方式(直結増圧式)をいう。 <pre>graph LR; A[給水方式] --> B[直結給水方式]; A --> C[受水槽方式]; A --> D[併用方式]; B --> E[直結直圧方式
(4、5階は条件により)]; B --> F[直結増圧方式
(10階建物程度まで)]; D --> G[直圧・受水槽併用式
(直圧3階まで)];</pre> 169 2012.12

1. 給 水 方 式

1. 3 階までの建物は、直圧給水を原則とするが、増圧方式とすることができる。
2. 4 階以上の建物は、増圧方式とする。ただし 5 階建てまでは配水管の圧力が十分あるときは、増圧設備の設置を猶予することができる。
3. 6 階以上の建物は、増圧方式とする。

1. 3 階までの建物は従来通り直圧方式による給水を原則とするが、申込者が増圧による給水を希望する場合は、水理計算を満足できれば可能とする。
2. 増圧設備の猶予を選択する場合は、「10. 増圧設備設置の猶予」を参照すること。
3. 直圧・受水槽方式の場合は、受水槽側の使用量によっては、直圧側の水圧低下が懸念されるため、直圧部は 3 階までとする。

3. 適 用 要 件

1. 対 象 地 域

直結給水の対象地域は、配水管水圧が本基準に定める水圧を確保できる地域とする。

1. 直結給水対象区域は、今後の配水施設整備計画を勘案し、現状、及び将来とも必要水圧を安定的かつ継続的に確保可能と判断できる地域とする。

2. 事 前 協 議

申請者は、直結給水の事前協議申請書を局に提出し、局は直結給水の可否の調査・検討し申請者と協議を行う。

申請者は協議の結果に基づき、給水装置の設計を行い、本協議を行う。

1. 本協議前に、水道局給水課と直結給水の事前協議申請書により協議を行うこと。
2. 直結給水の事前協議内容は、受付・事前調査・水理計算に用いる配水管動水圧の決定・回答からなる。
3. 直結給水の事前協議の結果に基づき給水課は、当該建物の水理計算に用いる配水管動水圧を決定する。
4. 直結給水の事前協議の申請から回答までは**時間を要するため**、早めの協議が必要となる。
5. 建物規模・用途等に変更がある場合、**または**回答後 2 年を経過した物件は再協議が必要となる

1. 給 水 方 式

1. 3 階までの建物は、直圧給水を原則とするが、増圧方式とすることができる。
2. 4 階以上の建物は、増圧方式とする。ただし 5 階建てまでは配水管の圧力が十分にあるときは、増圧設備の設置を猶予することができる。
3. 6 階以上の建物は、増圧方式とする。

1. 3 階までの建物は従来通り直圧方式による給水を原則とするが、申込者が増圧による給水を希望する場合は、水理計算を満足できれば可能とする。
2. 増圧設備の設置の猶予を選択する場合は、「10. 増圧設備設置の猶予」を参照すること。
3. 直圧・受水槽併用方式の場合、受水槽側の使用量によっては、直圧側の水圧低下が懸念されるため、直圧部は 3 階までとする。

3. 適 用 要 件

1. 対 象 地 域

直結給水の対象地域は、配水管水圧が本基準に定める水圧を確保できる地域とする。

1. 直結給水対象地域は、今後の配水施設整備計画を勘案し、現状、及び将来とも必要水圧を安定的かつ継続的に確保可能と判断できる地域とする。

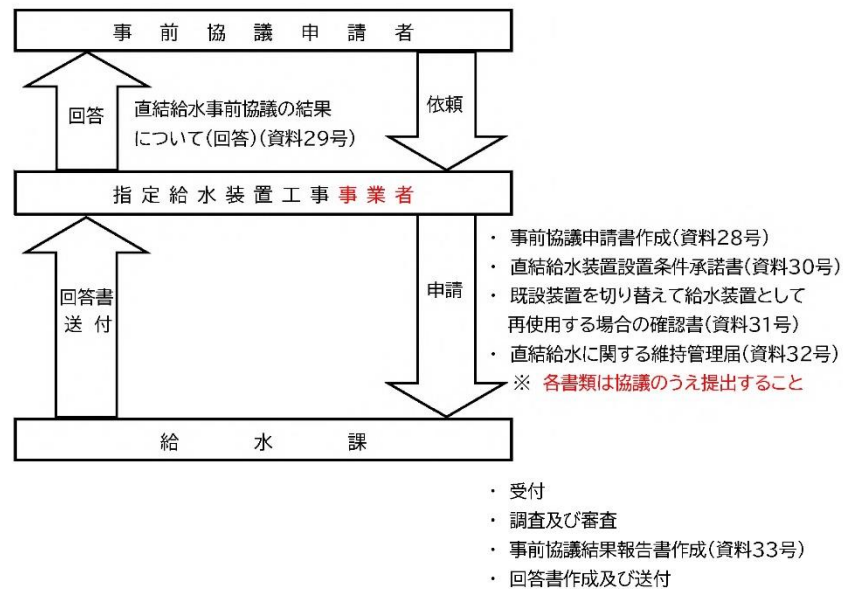
2. 事 前 協 議

申請者は、直結給水の事前協議申請書を局に提出し、局は直結給水の可否を調査・検討し申請者と協議を行う。

申請者は協議の結果に基づき、給水装置の設計を行い本協議を行う。

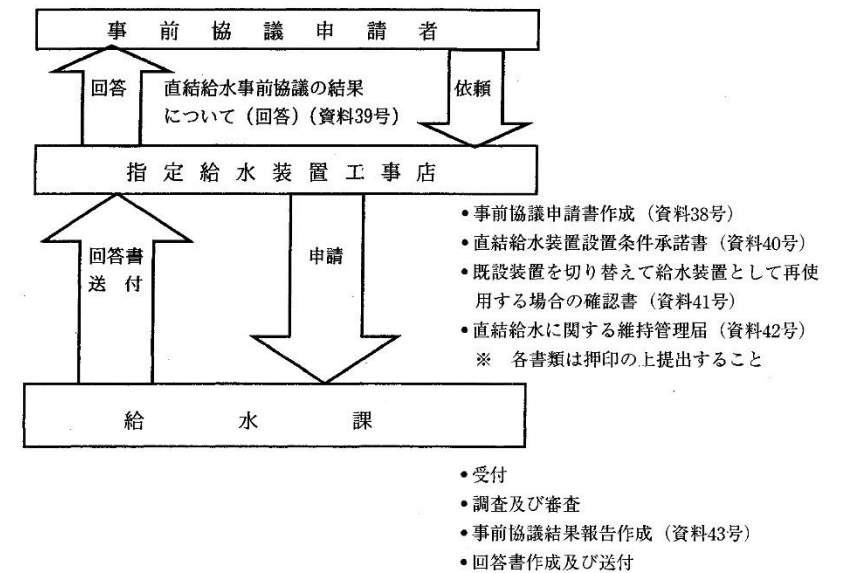
1. 本協議前に、水道局給水課と直結給水の事前協議申請書により協議を行うこと。
2. 直結給水の事前協議の内容は、受付・事前調査・水理計算に用いる配水管動水圧の決定・回答からなる。
3. 直結給水の事前協議の結果に基づき給水課は、当該建物の水理計算に用いる配水管動水圧を決定する。
4. 直結給水の事前協議の申請から回答までは 3 週間程度要するので、早めの協議が必要となる。
5. 建物規模・用途等に変更がある場合、又は回答後 2 年を経過した物件は再協議が必要となる。

2.1 事前協議事務処理フロー



※ 直結給水の事前協議申請時に給水課に「直結給水装置設置条件承諾書」(資料30号)「既設設備を切り替えて給水装置として再使用する場合の確認書」(資料31号)及び「直結給水に関する維持管理届」(資料32号)を提出すること。

2.1 事前協議事務処理フロー



※ 直結給水の事前協議申請時に給水課に「直結給水装置設置条件承諾書」(資料40号)「既設設備を切り替えて給水装置として再使用する場合の確認書」(資料41号)及び「直結給水に関する維持管理届」(資料42号)を提出すること。

3. 配水管水圧

給水区域によって配水管水圧が異なるため、以下の水圧を基本とする。

水理計算に用いる配水管水圧は、以下によること。

1. 直結直圧式は、0.30MPa 以上の最小動水圧が確保されている地域とする。
2. 直結増圧式は、0.20MPa 以上の最小動水圧が確保されている地域とする。

直結直圧式

- (1) 0.30MPa 以上の最小動水圧が確保されている地域は5階まで可能(条件により)
- (2) 0.25MPa 以上の最小動水圧が確保されている地域は4階まで可能(条件により)
- (3) 0.20MPa 以上の最小動水圧が確保されている地域は3階まで可能とするが、水理計算により決定する。

4. 分岐対象配水管(被分岐管)

直結給水の分岐可能な配水管は、管網が形成され、口径 75～350mm までとし同口径取り出しは認めない。※水理計算によって決定する。

- (1) **口径 50mm からの直結給水方式は**、管網計算上水量不足となるためできない。
- (2) 老朽管等による水量、水圧が不安定な配水管からの分岐は、事前協議時に調査・検討し可否について回答する。
- (3) 給水本管(私有管)のうち、分岐している給水装置所有者の全てが申請者と同一の場合で、本基準等の条件を満たし、水理計算上可能な場合は、分岐を認める。

5. 分岐給水管

分岐給水管は、口径75mm 以下とする。

- (1) 配水管に影響を及ぼさない口径を考慮し、配水管より1段落ちまでの口径とし、最大分岐給水管口径は75mm とする。
- (2) 直結式の建物(直圧式5階・増圧式10階)が集中して複数棟建設される場合は事前協議時に別途、管網・分岐口径等を検討する。

3. 配水管水圧

給水区域によって配水管水圧が異なるため、以下の水圧を基本とする。

水理計算に用いる配水管水圧は、以下によること。

1. 直結直圧式は、0.30MPa 以上の最小動水圧が確保されている地域とする。
2. 直結増圧式は、0.20MPa 以上の最小動水圧が確保されている地域とする。

直結直圧式

- (1) 0.30MPa 以上の最小動水圧が確保されている地域は5階まで可能(条件により)
- (2) 0.25MPa 以上の最小動水圧が確保されている地域は4階まで可能(条件により)
- (3) 0.20MPa 以上の最小動水圧が確保されている地域は3階まで可能とするが、水理計算により決定する。

4. 分岐対象配水管(被分岐管)

直結給水の分岐可能な配水管は、管網が形成され、口径75～350mmまでとし同口径取り出しは認めない。

- (1) 口径50mmからの4・5階への直結給水方式は、管網計算上水量不足となるためできない。
- (2) 老朽管等による水量、水圧が不安定な配水管からの分岐は、事前協議時に調査・検討し可否について回答する。
- (3) 給水本管(私有管)のうち、分岐している給水装置所有者の全てが申請者と同一の場合で、本基準等の条件を満たし、水理計算上可能な場合は、分岐を認める。

5. 分岐給水管

分岐給水管は、口径75mm以下とする。

- (1) 配水管に影響を及ぼさない口径を考慮し、配水管より1段落ちまでの口径とし、最大分岐給水管口径は75mm とする。
- (2) 直結式の建物(直圧式5階・増圧式10階)が集中して複数棟建設される場合は事前協議時に別途、管網・分岐口径等を検討する。

6. 給水階高・対象建物

1. 給水階高

- (1) 直結直圧式は 5 階までとする。(4・5階は条件により)
- (2) 直結増圧式は10階程度までとする。**(水理計算による)**

2. 計画一日最大給水量

対象建物の計画一日最大給水量(以下「計画使用水量」という)は、40m³までとする。

3. 対象建物は、下記の給水条件を除く建物とする。

- (1) 災害時、事故等による水道の断減水時にも給水の確保が必要な建物
- (2) 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなど、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある建物
- (3) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする建物
- (4) 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある建物
- (5) 申請時に使用用途不明な区画がある建物

- (1) 直結直圧式は、配水管の能力及び水理計算により 5 階までの建物とし、計画使用水量は 40 m³までとする。
- (2) 直結増圧式は、増圧設備に使用するポンプ(日本水道協会規格)の性能により 10 階程度までの建物とし、計画使用水量は40m³までとする。
- (3) 直結給水式は、災害、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保(貯水機能)が必要な建物等には必ずしも適当でない。設計にあたっては建築用途を十分に踏まえて最適な給水方式を採用することが必要である。
- (4) 24 時間営業施設であっても、小規模店舗(一般用の用途に属する日常生活に密着する営業の用に供するもの)等は、直結給水とすることができる。
- (5) 対象外の建物の例
 - ① 一時に多量の水を使用する施設または使用水量の変動が大きい場合
例: 病院、医院、福祉施設、学校、ホテル、飲食店中心のテナントビル、24 時間営業施設、クリーニング店、コインランドリー、印刷、製版
 - ② 有毒薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合
例: メッキ工場、石油化学工場、生物科学研究施設、工業用ボイラー、冷却用水を必要とするもの。
 - ③ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水圧及び水量を必要とする場合
 - ④ 申請時に使用用途が不明な区画のある場合

6. 給水階高・対象建物

1. 給水階高

- (1) 直結直圧式は 5 階までとする。(4・5階は条件により)
- (2) 直結増圧式は10階程度までとする。

2. 計画一日最大給水量

対象建物の計画一日最大給水量(以下「計画使用水量」という)は、40m³までとする。

3. 対象建物は、下記の給水条件を除く建物とする。

- (1) 災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な建物。
- (2) 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいときなど、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある建物。
- (3) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする建物。
- (4) 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある建物。
- (5) 申請時に使用用途不明な区画がある建物。

- (1) 直結直圧式は、配水管の能力及び水理計算により 5 階までの建物とし、計画使用水量は40m³までとする。
- (2) 直結増圧式は、増圧設備に使用するポンプ(日本水道協会規格)の性能により10階程度までの建物とし、計画使用水量は40m³までとする。
- (3) 直結給水式は、災害、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保(貯水機能)が必要な建物等には必ずしも適当ではない。設計に当たっては建築用途を十分に踏まえて最適な給水方式を採用することが必要である。
- (4) 24時間営業施設であっても、小規模店舗(一般用の用途に属する日常生活に密着する営業の用に供するもの)等は、直結給水とすることができる。
- (5) 対象外の建物の例
病院、医院、学校、ホテル、飲食店中心の雑居ビル、24時間営業施設、クリーニング店、写真及び印刷・製版、メッキ工場、石油化学工場、理化学研究施設、生物化学研究検査施設、染色食品加工、興業場、食品冷凍機・電子の計算機冷却用水等を必要とするもの。

4. 設計の基本条件

1. 計画使用水量の決定

1. 計画使用水量は、給水管の口径、直結給水といった給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。
2. 同時使用水量の算定にあたっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選定すること。
使用水量は「施行指針」の「用途別使用水量と給水用具の口径」(表 8-2)、「同時使用率を考慮して定めた給水用具数」(表 8-1)及び「給水戸数を考慮した同時使用戸数率」(表 8-5)により算出すること。
3. 共同住宅では、増圧給水設備の使用(吐量、揚程)の決定に必要な同時使用水量(瞬時最大使用水量)の算定方法として BL 基準を採用する。

- (1) 計画使用水量は、給水装置の形態や給水方式によって異なるので、それぞれに対応した水量を設定すること。まだ過度にならない範囲で安全サイドに立った計算方法によること。
- (2) 直結増圧給水における計画使用水量は、給水器具の同時使用の割合を十分考慮して実態に合った水量と増圧設備(水道用増圧ポンプユニット)を選定することが必要である。
- (3) 共同住宅の場合
 - ① 戸数から同時使用水量(瞬時最大使用水量)を求める方法

瞬時最大使用水量は、下記の式より算出(表8-8)

10 戸未満	$Q = 42N^{0.33}$
10 戸以上600戸未満	$Q = 19N^{0.67}$

ここに、Q：同時使用水量(L/min)
N：戸数

- ② 居住人数から同時使用水量(瞬時最大使用水量)を求める方法
ワンルームマンションの集合住宅の計画にあたっては、下記の算定式を用いてもよい。
ただし、1 部屋あたり 2 名を目安とする。

瞬時最大使用水量は、下記の式より算出(表8-9)

1～30(人)	$Q = 26P^{0.36}$
31～200(人)	$Q = 13P^{0.56}$

ここに、P：人数(人)
Q：同時使用水量(L/min)

4. 設計の基本条件

1. 計画使用水量の決定

1. 計画使用水量は、給水管の口径、直結給水といった給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。
2. 同時使用水量の算定にあたっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。
使用水量は「施行指針」の用途別使用水量と給水用具の口径(表 8-2)、同時使用率を考慮して定めた給水用具数(表 8-1)及び給水戸数を考慮した同時使用戸数率(表 8-5)により算出すること。
3. 共同住宅では、増圧給水設備の仕様(吐量、揚程)の決定に必要な同時使用水量(瞬時最大使用水量)の算定方法として BL 基準を採用する。

- (1) 計画使用水量は、給水装置の形態や給水方式によって異なるので、それぞれに対応した水量を設定すること。まだ過度にならない範囲で安全サイドに立った計算方法によること。
- (2) 直結増圧給水における計画使用水量は、給水器具の同時使用の割合を十分考慮して実態に合った水量と増圧設備(水道用増圧ポンプユニット)を選定することが必要である。
- (3) 共同住宅の場合
 - ① 戸数から同時使用水量(瞬時最大使用水量)を求める方法

瞬時最大使用水量は、下記の式より算出(表 8-8)

10 戸未満	$Q = 42N^{0.33}$
10 戸以上600戸未満	$Q = 19N^{0.67}$

ここに、Q：同時使用水量(L/min)
N：戸数

- ② 居住人数から同時使用水量(瞬時最大使用水量)を求める方法
ワンルームマンションの集合住宅の計画にあたっては、下記の算定式を用いてもよい。
ただし、1 部屋あたり 2 名を目安とする。

瞬時最大使用水量は、下記の式より算出(表 8-9)

1～30(人)	$Q = 26P^{0.36}$
31～200(人)	$Q = 13P^{0.56}$

ここに、P：人数(人)
Q：同時使用水量(L/min)

2. 給水管口径の決定

1. 給水管の口径は、配水管の水量、水圧などの供給能力の範囲で、計画使用水量を供給できる大きさとする。
2. 給水管の管内流速は、2m/sec 以下となる給水管口径とすること。
3. 給水用具の取付け部において、必要水圧について十分考慮したものであること。

- (1) 給水管の口径は、別に定める配水管の水圧において、計画使用水量を十分に供給できるものでかつ経済性も考慮した合理的な大きさとするが、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動等を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておく必要があり、増圧給水は、計画使用水量を供給できる増圧設備を選定し、さらにその水量に応じた給水管の口径を選定すること。
- (2) 給水管口径が使用水量に比べて過小な場合、流速が増加し、ウォーターハンマーによる騒音、管路や器具の損傷が考えられるため、既存建物の改造等やむを得ない場合を除き、管内流速は2 m/sec 以下となる口径とする。
- (動水勾配と瞬時最大使用水量は「施行指針 8. 設計」による。)

3. 所要水頭の計算

3.1 直結直圧式の計算

直結直圧式における所要水頭の計算は、下記による。

1. 給水装置全体の所要水頭 $\leq$ 配水管の水圧(水圧を水頭に変換する)
(給水装置全体の所要水頭 = 水理計算による摩擦損失水頭+給水装置立ち上がり高さ)

- (1) 給水装置立ち上がり高さとは、配水管と給水管の分岐点から水理計算上の末端給水用具、または最高位給水用具までの垂直距離をいう。

2. 給水管口径の決定

1. 給水管の口径は、配水管の水量、水圧などの供給能力の範囲で、計画使用水量を供給できる大きさとする。
2. 給水管の管内流速は、2 m /sec 以下となる給水管口径とすること。
3. 給水用具の取付け部において、必要水圧について十分考慮したものであること。

- (1) 給水管の口径は、別に定める配水管の水圧において、計画使用水量を十分に供給できるものでかつ経済性も考慮した合理的な大きさとするが、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動等を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておく必要があり、増圧給水は、計画使用水量を供給できる増圧設備を選定し、さらにその水量に応じた給水管の口径を選定すること。
- (2) 給水管口径が使用水量に比べて過小な場合、流速が増加し、ウォーターハンマーによる騒音、管路や器具の損傷が考えられるため、既存建物の改造等やむを得ない場合を除き、管内流速は2 m毎秒以下となる口径とする。
- (動水勾配と瞬時最大使用水量は「施行指針 8. 設計」による。)

3. 所要水頭の計算

3.1 直結直圧式の計算

直結直圧式における所要水頭の計算は、下記による。

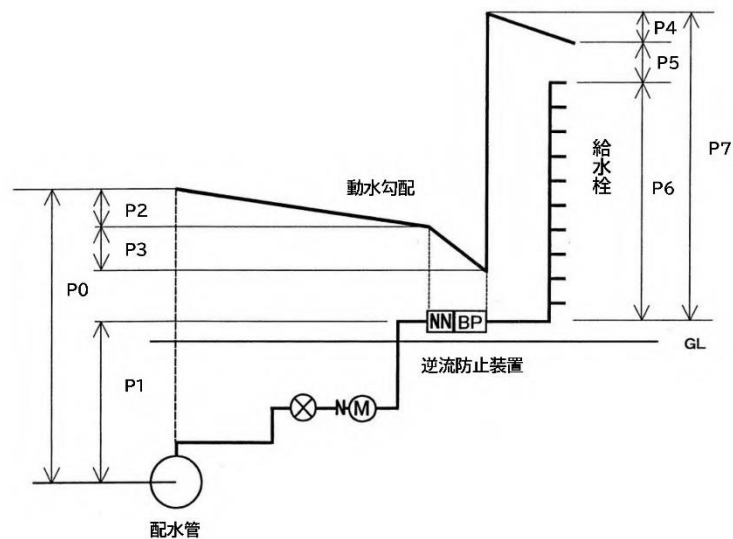
1. 給水装置全体の所要水頭 $\leq$ 配水管の水圧(水圧を水頭に変換する)
(給水装置全体の所要水頭 = 水理計算による摩擦損失水頭+給水装置立ち上がり高さ)

- (1) 給水装置の立ち上がり高さとは、配水管と給水管の分岐点から水理計算上の末端給水用具、もしくは最高位給水用具までの垂直距離をいう。

3.2 直結増圧式の計算

1. 増圧設備の全揚程は次の計算によること。

- P0：設計水压(配水管水压)
- P1：配水管と増圧設備の高低差
- P2：減圧式逆流防止器一次側の給水用具の圧力損失
- P3：減圧式逆流防止器及び増圧設備の圧力損失
- P4：増圧設備二次側の給水用具の圧力損失
- P5：末端最高位の器具を使用するための最小動水压
- P6：増圧設備と末端最高位の器具との高低差による圧力損失
- P7：吐出圧力設定値(=P4+P5+P6)

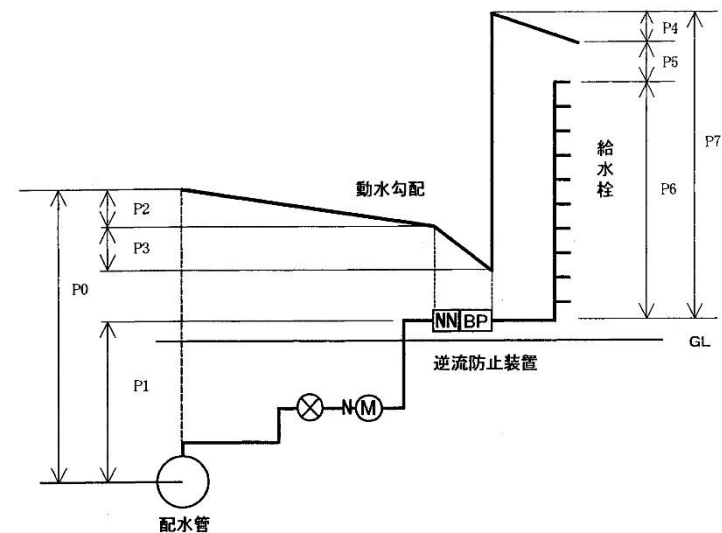


- (1) 直結増圧式は、配水管の圧力では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧設備により補い、これを使用できるようにするものである。
- ここで、増圧設備の吐出圧は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。

3.2 直結増圧式の計算

1. 増圧設備の全揚程は次の計算によること。

- P0：設計水压 (配水管水压)
- P1：配水管と増圧設備の高低差
- P2：減圧式逆流防止器一次側の給水用具の圧力損失
- P3：減圧式逆流防止器及び増圧設備の圧力損失
- P4：増圧設備二次側の給水用具の圧力損失
- P5：末端最高位の器具を使用するための最小動水压
- P6：増圧設備と末端最高位の器具との高低差による圧力損失
- P7：吐出圧力設定値 (= P4 + P5 + P6)



- (1) 直結増圧式は、配水管の圧力では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧設備により補い、これを使用できるようにするものである。
- ここで、増圧設備の吐出圧は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。

5. 中高層建物の構造

1. 給水装置の構造

1. 配水管から分岐し、敷地内に引込む給水管に、敷地境界から1.5mの付近に仕切弁、又は止水栓（第一止水栓）を設置すること。
2. メーターの設置については、「施行指針 6. メーター」によること。
3. 共同住宅で、共用水栓等を設置する場合は、メーターを設置すること。
4. 給水主管は余裕のある給水管口径とすること。
5. 凍結のおそれのある場合にあっては、有効な凍結防止対策を講じること。
6. 給水主管の立ち上がり管の最上部には、止水器具及び吸排気弁を設置すること。なお、設置にあたっては作動状況が外部から確認できるよう配慮すること。
7. 高置水槽への直結給水はできない。
8. 増圧設備に使用するポンプは、構造材質の基準に適合する水道用直結加圧型ポンプユニット（日本水道協会規格 JWWA B 130）又は、これと同等の性能を有するものを使用すること。
9. 直結増圧式の給水装置の水圧は、最下階で 0.75MPa を超えないこと。

- (1) メーター設置場所は、地付とし「施行指針 6. メーター」によること。また、共同住宅等で局メーター以降に設置する私有メーターを遠隔指示付き水道メーターにする場合は「施行指針 15. 遠隔水道メーター及び集中検針版設置基準」によるものとする。
- (2) 災害時、配水管減圧時、停電時等不測の事態においても給水が確保できるように非常時用水栓を設置すること。
- (3) 給水主管の立ち上がりは管ロスの低減化と凍結防止の観点から余裕のある口径とすること。また、維持管理を考慮し、給水主管立ち上がり毎に止水栓を設置すること。
- (4) パイプシャフト内の給水主管より分岐される給水管等は、凍結のおそれがあるため必要な防寒対策を講じること。
- (5) 吸排気弁からの排水については、パイプシャフト内等でドレン設備を設けるなど、必要な排水措置を講じること。
- (6) 高置水槽経由で給水する方式は、直結給水の効果が十分発揮できないため認めない。
- (7) 既設の 3 階建て建物の改造に限り、特例として高置水槽経由での直結給水を認める。

5. 中高層建物の給水装置

1. 給水装置の構造

1. 配水管から分岐し、敷地内に引込む給水管に、敷地境界から1.5mの付近に仕切弁、又は止水栓（第一止水栓）を設置すること。
2. メーターの設置については、「施行指針 6. メーター」によること。
3. 共同住宅で、共用水栓等を設置する場合は、メーターを設置すること。
4. 給水主管は余裕のある給水管口径とすること。
5. 凍結の恐れのある場合にあっては、有効な凍結防止対策を講じること。
6. 給水主管の立ち上がり管の最上部には、止水器具、及び吸排気弁を設置すること、なお、設置にあたっては作動状況が外部から確認できるよう配慮すること。
7. 高置水槽への直結給水はできない。
8. 増圧設備に使用するポンプは、構造材質の基準に適合する水道用直結加圧型ポンプユニット（日本水道協会規格 JWWA B 130）又は、これと同等の性能を有するものを使用すること。
9. 直結増圧式の給水装置の水圧は、最下階で0.75MPa を超えないこと。

- (1) メーター設置場所は、地付とし「施行指針 6. メーター」によること、また共同住宅等で局メーター以降に設置する私有メーターを遠隔指示付き水道メーターにする場合は「施行指針 15. 遠隔水道メーター及び集中検針版設置基準」によるものとする。
- (2) 災害時、配水管減圧時、停電時等不測の事態においても給水が確保できるように非常時用水栓を設置すること。
- (3) 給水主管の立ち上がりは管ロスの低減化と凍結防止の観点から余裕のある口径とすること、また、維持管理を考慮し、給水主管立ち上がり毎に止水弁を設置すること。
- (4) パイプシャフト内の給水主管より分岐される給水管等は、凍結のおそれがあるため必要な防寒対策を講じること。
- (5) 吸排気弁からの排水については、パイプシャフト内等でドレン設備を設けるなど、必要な排水措置を講じること。
- (6) 高置水槽経由で給水する方式は、直結給水の効果が十分発揮できないため認めない。
- (7) 既設の 3 階建て建物の改造に限り、特例として高置水槽経由での直結給水を認める。

1. 1 配管形態図

(1) 専用住宅及び店舗併用住宅

配管形態	施工
専用住宅 配水管 	◇ 2階・3階の立上り管には、水抜栓を取り付ける。 ◇ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取り付け、排水措置を講じる。
専用住宅 配水管 	◇ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取り付け、排水措置を講じる。
店舗併用住宅 配水管 	◇ 1階・2階の店舗及び3階住宅にそれぞれメーターを取り付ける。 ◇ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取り付け、排水措置を講じる。
店舗併用住宅 配水管 	◇ 1階の店舗及び2階・3階住宅にそれぞれメーターを取り付ける。 ◇ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取り付け、排水措置を講じる。
店舗併用住宅 配水管 	◇ 1階の店舗及び2階・3階住宅にそれぞれメーターを取り付ける。 ◇ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取り付け、排水措置を講じる。

(2) 共同住宅及び雑居ビル

配管形態	施工
配水管 	◇ メーターは地付けの各戸ごとに取り付ける。 ◇ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取り付け、排水措置を講じる。
配水管 	◇ メーターは地付けの各戸ごとに取り付ける。 ◇ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取り付け、排水措置を講じる。
配水管 	◇ メーターは地付けの各戸ごとに取り付ける。 ◇ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取り付け、排水措置を講じる。

1. 1 配管形態図

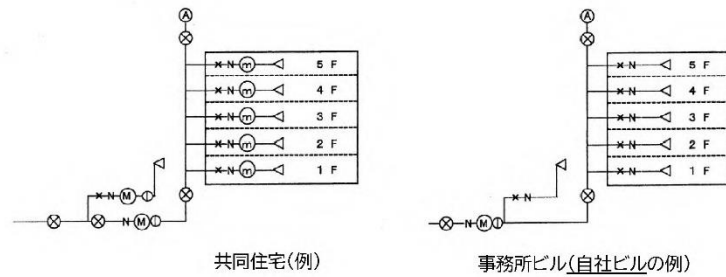
(1) 専用住宅及び店舗併用住宅

配管形態	施工
専用住宅 配水管 	○ 2階・3階の立上り管には、水抜栓を取付ける。 ○ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取付ける。
専用住宅 配水管 	○ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取付ける。
店舗併用住宅 配水管 	○ 1階・2階の店舗及び3階住宅にそれぞれメーターを取付ける。 ○ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取付ける。
店舗併用住宅 配水管 	○ 1階の店舗及び2階・3階住宅にそれぞれメーターを取付ける。 ○ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取付ける。
店舗併用住宅 配水管 	○ 1階の店舗及び2階・3階住宅にそれぞれメーターを取付ける。 ○ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取付ける。

(2) 共同住宅及び雑居ビル

配管形態	施工
配水管 	○ メーターは、地付の各戸ごとに取り付ける。 ○ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取付ける。
配水管 	○ メーターは、地付の各戸ごとに取り付ける。 ○ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取付ける。
配水管 	○ メーターは、地付の各戸ごとに取り付ける。 ○ 3階の配管最頂部には、吸排気弁を取付ける。

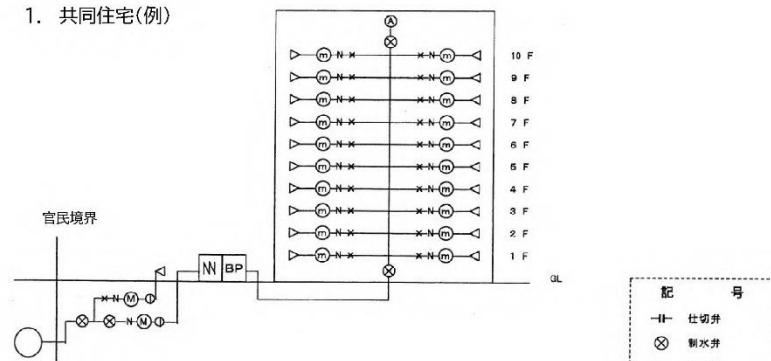
(3) 直結直圧式(増圧設備設置猶予)



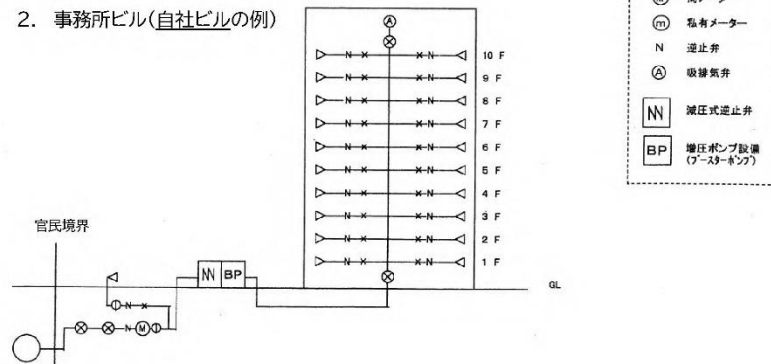
(4) 直結増圧式

原則として立ち上がり管(主管)の配水形態はI型、逆U型、H型とする。

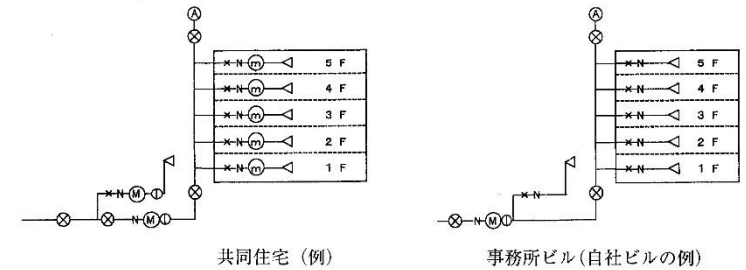
1. 共同住宅(例)



2. 事務所ビル(自社ビルの例)



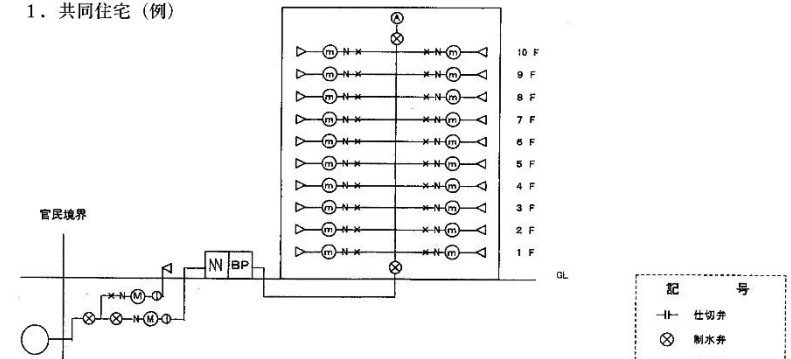
(3) 直結直圧式(増圧設備設置猶予)



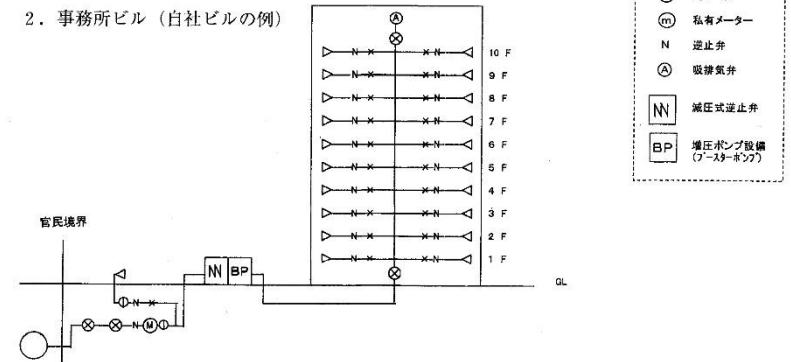
(4) 直結増圧式

原則として立ち上がり管(主管)の配水形態はI型、逆U型、H型とする

1. 共同住宅(例)



2. 事務所ビル(自社ビルの例)



2. 給水方式の併用

給水装置を併用する場合は、以下の点に留意すること。

1. 同一建物で使用用途が同一の場合は、給水方式の併用は認めない。
2. 同一建物で使用用途が異なり、それぞれが独立した構造の場合は給水方式の併用は認める。
3. 同一敷地内への給水管取り出しは、給水方式が同一の場合は1ヶ所引き込みとするが、給水方式を併用する場合はそれぞれに別取り出しとすることができる。
4. 給水方式の併用を行う場合は、クロスコネクション(誤接続)等の事故を防止する配管形態とすること。
5. 併用方式の維持管理を容易にするため、給水系統の識別ができるよう配管等に表示を行うこと。

- (1) 1建物が住居専用の場合は、給水方式の併用は認めない。
- (2) 共同住宅に併設される店舗等がある場合は、店舗等と住居とで給水方式の併用を認める。ただし、それぞれが独立した構造となる場合に限る。
- (3) 局メーターの設置は地付けとし、建物外部に設置すること。
- (4) 受水槽式給水の給水管口径の決定は時間平均使用水量から決定されるが、給水方式を併用する場合は、口径決定に違いがあり直結系統の水圧低下が懸念されるため、受水槽式給水の使用水量は、直結式と同時瞬時最大使用量を求め水理計算を行うこと。
- (5) 給水方式の識別は次の例により行うこと。
 - ① 給水方式が識別できるよう次の色とする。
 - ・直圧式 水色
 - ・増圧式 青色
 - ・受水槽式 紺色
 - ② 配管
パイプシャフト内の配管などに給水方式が確認できるように標示を行うこと。
 - ③ 止水栓きょう、メーターます内に給水方式が識別できるよう標示板などを設置すること。

*記載例(直圧式・増圧式・受水槽式)
*サイズ(60mm×40mm×1mm 以上)



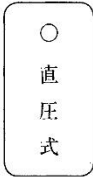
2. 給水方式の併用

給水装置を併用する場合は、以下の点に留意すること。

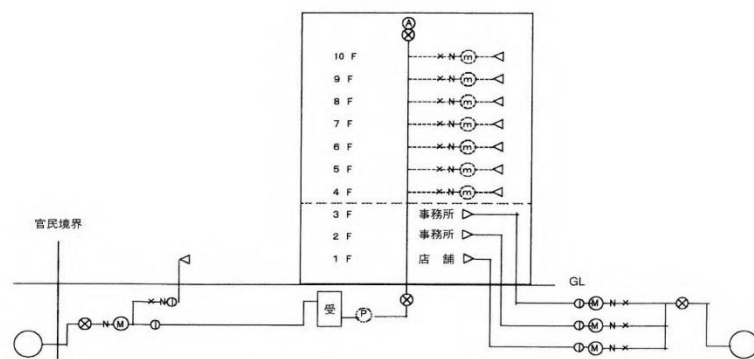
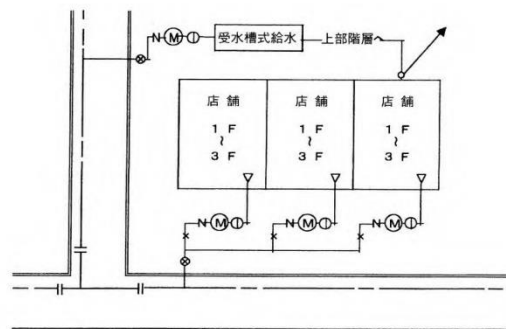
1. 同一建物で使用用途が同一の場合は、給水方式の併用は認めない。
2. 同一建物で使用用途が異なり、それぞれが独立した構造の場合は給水方式の併用は認める。
3. 同一敷地内への給水管取り出しは、給水方式が同一の場合は1ヶ所引き込みとするが、給水方式を併用する場合はそれぞれに別取り出しとすることができる。
4. 給水方式の併用を行う場合は、クロスコネクション (誤接続) 等の事故を防止する配管形態とすること。
5. 併用方式の維持管理を容易にするため、給水系統の識別ができるよう配管等に表示を行うこと。

- (1) 1建物が住居専用の場合は、給水方式の併用は認めない。
- (2) 共同住宅に併設される店舗等がある場合は、店舗等と住居とで給水方式の併用を認める。ただし、それぞれが独立した構造となる場合に限る。
- (3) 局メーターの設置は地付けとし、建物外部に設置すること。
- (4) 受水槽式給水の給水管口径の決定は時間平均使用水量から決定されるが、給水方式を併用する場合は、口径決定に違いがあり直結系統の水圧低下が懸念されるため、受水槽式給水の使用水量は、直結式と同時瞬時最大使用量を求め水理計算を行うこと。
- (5) 給水方式の識別は下記の例により行うこと。
 - ① 給水方式が識別できるよう次の色とする。
 - ・直結式 水色
 - ・増圧式 青色
 - ・受水槽式 紺色
 - ② 配管
パイプシャフト内の配管などに給水方式が確認できるように標示を行うこと。
 - ③ 止水栓きょう、メーターます内に給水方式が識別できるよう標示板などを設置すること。

*記載例 (直圧式・増圧式・受水槽式)
*サイズ (60mm×40mm×1mm以上)



中高層建物の併用給水配管例
受水槽式と直圧式

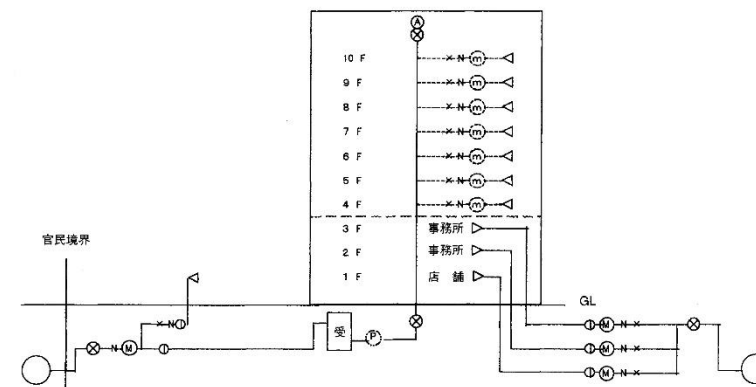
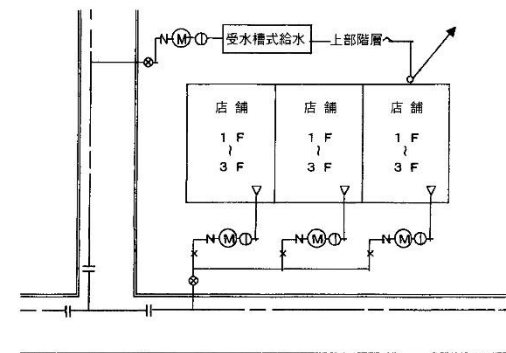


3. 逆流防止装置

1. 各世帯に設置するメーター上流部に逆止弁を設置すること。
2. 事務所ビルなどにおいては、各階分岐箇所毎に逆止弁を設置すること。
3. 増圧設備には水道用減圧式逆流防止器(日本水道協会 JWWA B 134)又はこれと同等の性能を有する減圧式逆流防止器を使用すること。
4. 水道用減圧式逆流防止器の設置位置は、増圧設備の直前(流入側)に設置すること。
5. 水道用減圧式逆流防止器を設置する場合は、中間逃がし弁からの排水を確認できるよう吐水口空間を確保した間接排水とすること。

(1) 中高層建物は、断水、減圧時における逆圧、または負圧が生じた場合、水の逆流により他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがあり、より安全な逆流防止対策を講じる必要がある。

中高層建物の併用給水配管例
受水槽式と直圧式



3. 逆流防止装置

1. 各世帯に設置するメーター上流部に逆止弁を設置すること。
2. 事務所ビルなどにおいては、各階分岐箇所毎に逆止弁を設置すること。
3. 増圧設備には水道用減圧式逆流防止器、(日本水道協会規格 JWWA B 134) 又はこれと同等の性能を有する、減圧式逆流防止器使用すること。
4. 水道用減圧式逆流防止器の設置位置は、増圧設備の直前(流入側)に設置すること。
5. 水道用減圧式逆流防止器を設置する場合は、中間逃がし弁からの排水を確認できるよう吐水口空間を確保した間接排水とすること。

(1) 中高層建物は、断水、減圧時等における逆圧、又は負圧が生じた場合、水の逆流により他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがあり、より安全な逆流防止対策を講じる必要がある。

4. 直結増圧設備

〔構造・材質基準に係わる事項〕

配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
(施行令第4条・第1項・第3号)

- (1) 増圧設備は、配水管の圧力では給水できない末端最高位の給水用具へ吐水圧を確保する設備である。
通常は、加圧型ポンプ、制御盤、圧力タンク、逆止弁等をあらかじめ組み込んだユニット型式となっている。増圧設備は、加圧型ポンプ等を用いて直結給水する設備であり、他の需要者の水利用に支障を生じないよう配水管の水圧に影響を及ぼさないものでなければならない。

直結増圧設備の設置にあたっては、下記の点に留意すること。

1. 1給水設備(1建物)に対して1ユニットとすること。
2. 設置場所は、供給する建物の1階、又は地階部分に設置することを原則とする。
なお、既設建物の改造等やむを得ず屋外に設置する場合は、凍結防止等の措置を施すこと。
3. 設置場所は、ユニットの点検や維持管理のための十分なスペースを確保すること。また、ポンプ室内には十分な換気設備及び排水設備を施すこと。
4. 増圧設備の呼び径は、給水管口径と同径、又はそれ以下とする。
5. 自動停止、復帰の設定水圧は次によること。
自動停止の設定水圧 ⇨ 増圧設備流入設計水圧(減圧式逆流防止器の直後)0.05MPa
自動復帰の設定水圧 ⇨ 増圧設備流入設計水圧(減圧式逆流防止器の直後)0.08MPa
6. 圧力制御は、用途に応じた制御方式を採用するとともに、2次側の圧力設定値は、計画瞬時最大使用水量時において建物の最上階で必要な吐水圧を確保でき、最下階で 0.75MPa を超えないこと。なお、低層階などにおいて高水圧となる場合は、必要に応じ減圧弁を設置することが望ましい。
7. ポンプ故障、停電時には断水となることから、非常用水栓を設置すること。

5. その他の留意事項

消火用設備、空調用設備等は給水装置に直接直結してはならない。

- (1) 消火用設備、空調設備等への補給水を行う場合には必ず補給用水槽を設けること。

4. 直結増圧設備

〔構造・材質基準に係わる事項〕

配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
(施行令第4条・第1項・第3号)

- (1) 増圧設備は、配水管の圧力では給水できない末端最高位の給水用具へ吐水圧を確保する設備である。
通常は、加圧型ポンプ、制御盤、圧力タンク、逆止弁等をあらかじめ組み込んだユニット型式となっている。増圧設備は、加圧型ポンプ等を用いて直結給水する設備であり、他の需要者の水利用に支障を生じないよう配水管の水圧に影響を及ぼさないものでなければならない。

直結増圧設備の設置にあたっては、下記の点に留意すること。

1. 1給水設備(1建物)に対して1ユニットとすること。
2. 設置場所は、供給する建物の1階、又は地階部分に設置することを原則とする。
なお、既設建物の改造等やむを得ず屋外に設置する場合は、凍結防止等の措置を施すこと。
3. 設置場所は、ユニットの点検や維持管理のための十分なスペースを確保すること、また、ポンプ室内には十分な換気設備、及び排水設備を施すこと。
4. 増圧設備の呼び径は、給水管口径と同径、又はそれ以下とする。
5. 自動停止、復帰の設定水圧は次によること。
自動停止の設定水圧⇨増圧設備流入設計水圧(減圧式逆流防止器の直後)0.05MPa
自動復帰の設定水圧⇨増圧設備流入設計水圧(減圧式逆流防止器の直後)0.08MPa
6. 圧力制御は、用途に応じた制御方式を採用するとともに、2次側の圧力設定値は、計画瞬時最大使用水量時において建物の最上階で必要な吐水圧を確保でき、最下階で0.75MPaを超えないこと。なお、低層階などにおいて高水圧となる場合は、必要に応じ減圧弁を設置することが望ましい。
7. ポンプ故障、停電時には断水となることから、非常用水栓を設置すること。

5. その他の留意事項

消火用設備、空調用設備等は給水装置に直接直結してはならない。

- (1) 消火用設備、空調用設備等への補給水を行う場合には必ず補給用水槽を設けること。

6. 水道メーター

1. メーターの位置

水道メーターの設置は、「施行指針 6. メーター」による。

2. 計量及び徴収方法

局が設置した水道メーターにより計量・徴収を行う。

7. 既設施設からの改造

給水方式を受水槽方式から直結給水方式に切替える場合は、「施行指針2. 給水装置の構造及び材質の基準」を満足すること。

1. 既設設備を再使用せず極力新設とすることが望ましいが既設設備を再使用する場合は、「既設設備を切り替えて給水装置として再使用する場合の確認書」(資料31号)を提出すること。
2. 申請者は水圧試験・水質検査を行うこと。
3. 直結増圧給水の効果を十分発揮するため、高置水槽を経由しない給水方式を原則とする。
4. 対象建物、メーター回りの配管等についても、本基準に基づくものとする。

- (1) 既設設備を直結給水装置として再使用することは、水圧上昇による漏水、赤水等の問題が発生する**おそれ**があるため、やむを得ず再使用する場合は、申請者が材質、構造、配管経路、配管口径、給水器具類、使用期間等を十分調査し、再使用する部分を最小限にして直結給水の**事前協議書の提出**時に「既設設備を切り替えて給水装置として再使用する場合の確認書」(資料41号)を局に提出すること。

また、高置水槽の設置は原則として認めない。

やむを得ず既設の高置水槽を経由しなければならない場合、3階建てに限り認めるものとする。

- ※ 給水装置工事の改造工事により、万一建物内で漏水が生じ多大な損害が生じたとしても水道局は損害賠償責任をとれない為、改造契約の際に責任の所在を明確にし、トラブルとならないよう注意が必要である。

6. 水道メーター

1. メーターの設置

水道メーターの設置は、「施行指針 6. メーター」による。

2. 計量及び徴収方法

局が設置した水道メーターにより計量・徴収を行う。

7. 既存施設からの改造

給水方式を受水槽方式から直結増圧給水方式に切替える場合は、「施行指針2. 給水装置の構造及び材質の基準」を満足すること。

1. 既設設備を再使用せず極力新設とすることが望ましいが既設設備を再使用する場合は、「既設設備を切り替えて給水装置として再使用する場合の確認書」(資料41号)を提出すること。
2. 申請者は、水圧試験・水質検査を行うこと。
3. 直結増圧給水の効果を十分発揮するため、高置水槽を経由しない給水方式を原則とする。
4. 対象建物、メーター回りの配管等についても、本基準に基づくものとする。

- (1) 既設設備を直結増圧給水装置として再使用することは、水圧上昇による漏水、赤水等の問題が発生する**恐れ**があるため、やむを得ず再使用する場合は、申請者が材質、構造、配管経路、配管口径、給水器具類、使用期間等を十分調査し、再使用する部分を最小限にし直結給水の**事前協議申請**時に「既設設備を切り替えて給水装置として再使用する場合の確認書」(資料41号)を局に提出すること。

また、高置水槽の設置は原則として認めないが、やむを得ず經由しなければならない場合（3階建て）に限り認めるものとする。

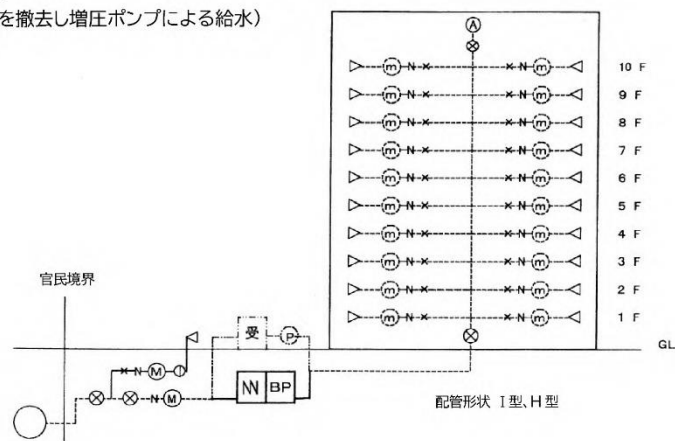
- ※ 留意点・給水装置工事の改造工事により、万一建物内で漏水が生じ多大な損害が生じたとしても水道局は損害賠償責任をとれない為、改造契約の際に責任の所在を明確にし、トラブルとならないよう注意が必要である。

1. 既設置装置の改造例

(1) 受水槽・加圧ポンプ・圧力タンク給水方式を改造する例

共同住宅

(受水槽を撤去し増圧ポンプによる給水)

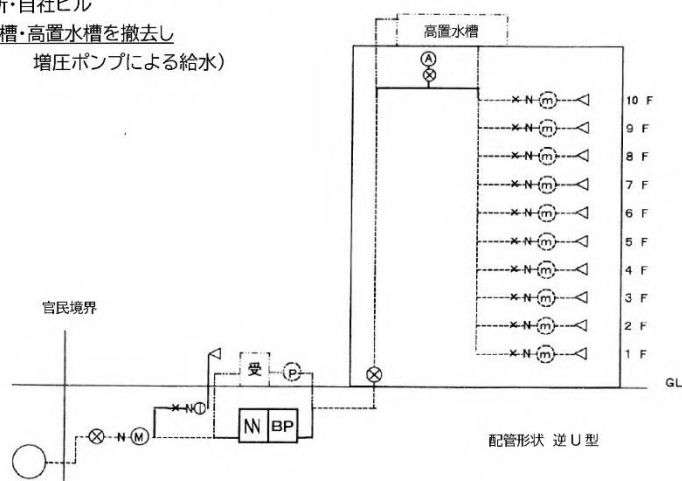


(2) 受水槽・高置水槽給水方式を改造する例

事務所・自社ビル

(受水槽・高置水槽を撤去し

増圧ポンプによる給水)

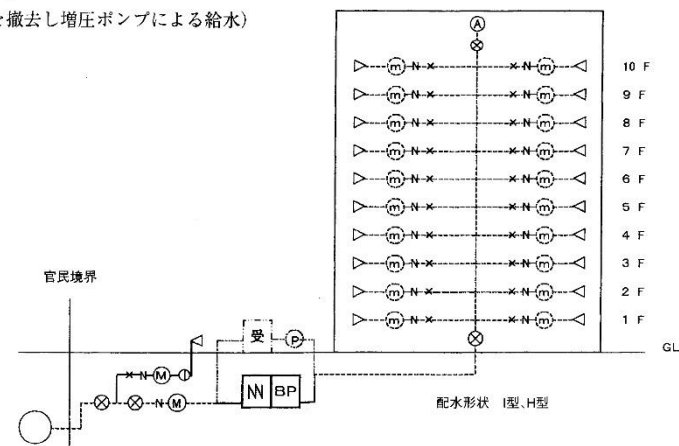


1. 既設置装置の改造例

(1) 受水槽・加圧ポンプ式・圧力タンク給水方式を改造する例

共同住宅

(受水槽を撤去し増圧ポンプによる給水)

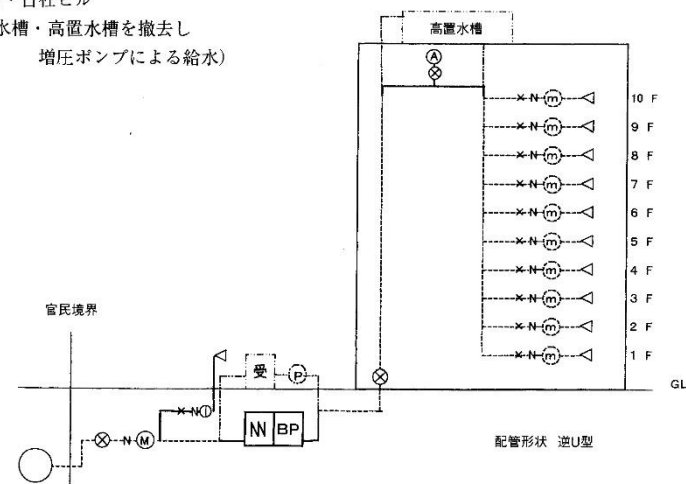


(2) 受水槽・高置水槽給水方式を改造する例

事務所・自社ビル

(受水槽・高置水槽を撤去し

増圧ポンプによる給水)



8. 完成試験

1. 試験の範囲

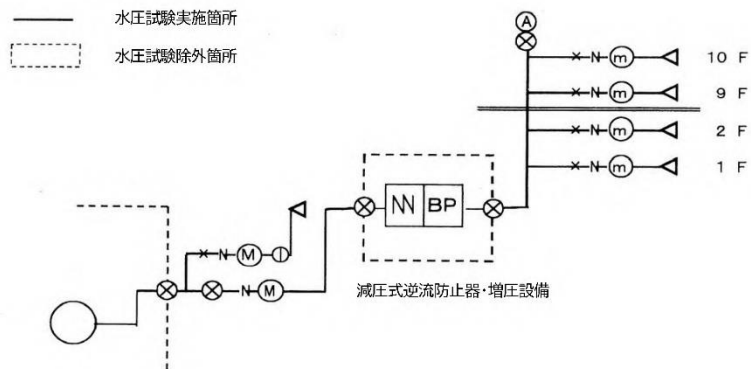
試験の範囲は、配水管分岐箇所から、末端給水用具までとする。
また、既存建物を直結給水方式に改造した場合も同様とする。

2. 水圧試験方法

申請者は、給水装置完成後、通水及び水圧試験を実施する。ただし「増圧設備」の水圧試験は除外する。

- (1) ここでいう水圧試験とは、給水装置工事が完成後、指定工事事業者が行う社内検査をいう。
- (2) 増圧設備は、製造元の工場において既に必要な水圧試験を実施済である。このユニットは、試験圧をかけると損傷するおそれがある機器が取り付けられているため、現場での水圧試験は行わないこと。

直結増圧給水



8. 完成試験

1. 試験の範囲

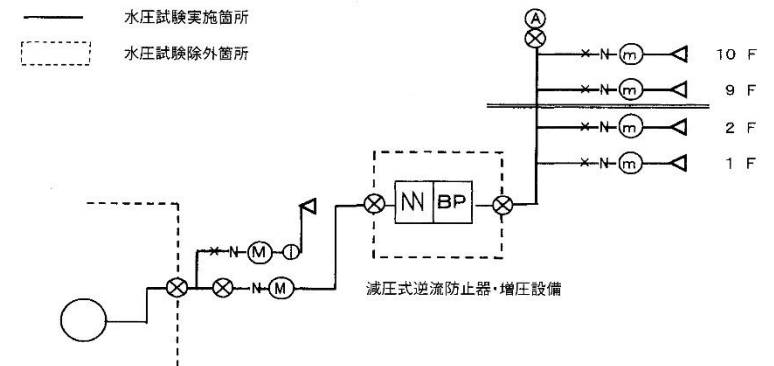
試験の範囲は配水管分岐箇所から、末端給水用具までとする。
また、既存建物を直結給水方式に改造した場合も同様とする。

2. 水圧試験方法

申請者は、給水装置完成後、通水及び水圧試験を実施する。ただし「増圧設備」の水圧試験は除外する。

- (1) ここでいう水圧試験とは、給水装置工事が完成後指定工事事業者が行う社内検査をいう。
- (2) 増圧設備は、製造元の工場において既に必要な水圧試験を実施済である、このユニットは、試験圧をかけると損傷するおそれがある機器が取付けられているため、現場での水圧試験は行わないこと。

直結増圧給水



3. 増圧設備試験運転

申請者は、以下の項目について試験運転を行い確認すること。

1. 増圧設備の運転は、**製造業者等**専門的技術者の立会いのもと実施すること。
2. 協議書による水理計算に明記された、流入圧力・吐水圧力制御設定値(運転停止・復帰)の確認を行うこと。
3. 末端最高位の給水用具でも、適切な吐水量が確保できる水圧があること。

- (1) 流入圧力制御設定値は、局が提示した配水管水圧より計算した値で設定すること。
- (2) 実際の流入水圧を確認すること。

4. しゅん工検査

指定工事事業者は、工事完成後速やかにしゅん工図書を提出し、局のしゅん工検査を受けなければならない。

- (1) 事前に**給水装置社内しゅん工検査結果書(資料17号)**を提出すること。

9. 直結増圧給水装置の維持管理

1. 給水条件承諾書の提出

申請者は、直結給水の事前協議申請時に、直結給水装置設置条件承諾書(資料30号)を局に提出すること。

- (1) 局は、事前協議前に、直結給水装置設置条件承諾書(資料30号)を申請者に渡し、申請者は直結給水の事前協議申請時に管理人名等必要事項を記載し、局へ提出すること。
- (2) 所有者及び管理人は、計画的な断水、及び緊急的な断水の際に水の使用ができなくなること等、承諾書の内容を十分熟知し、使用者にこの装置が条件付きのものであることを周知すること。

3. 増圧設備試験運転

1. 申請者は、以下の項目について試験運転を行い確認すること。
2. 増圧設備の運転は、製造メーカー等専門的技術者の立会いのもと実施すること。
3. 協議書による水理計算に明記された、流入圧力・吐水圧力制御設定値(運転停止・復帰)の確認を行うこと。
4. 末端最高位の給水用具でも、適切な吐水量が確保できる水圧があること。

- (1) 流入圧力制御設定値は、局が提示した配水管水圧より計算した値で設定すること。
- (2) 実際の流入水圧を確認すること。

4. しゅん工検査

指定工事事業者は、工事完成後速やかにしゅん工図書を提出し、局のしゅん工検査を受けなければならない。

- (1) 事前に中高層建物直結給水装置工事社内検査結果報告書(資料44号)を提出すること。

9. 直結増圧給水装置の維持管理

1. 給水条件承諾書の提出

申請者は、直結給水の事前協議申請時に、直結給水装置設置条件承諾書(資料40号)を局に提出すること。

- (1) 局は、事前協議前に、直結給水装置設置条件承諾書(資料40号)を申請者に渡し、申請者は直結給水の事前協議申請時に、管理人名等必要事項を記載し、局へ提出すること。
- (2) 所有者及び管理人は、計画的な断水、及び緊急的な断水の際に水の使用ができなくなること等、承諾書の内容を十分熟知し、使用者にこの装置が条件付きのものであることを周知すること。

2. 維持管理

維持管理については、給水条件承諾書の内容に基づき、所有者が適正に行うこと。

1. 直結増圧式の場合、停電、故障等により増圧設備が停止したときは断水になることを居住者に周知すること。
2. 増圧設備の故障等による断水の場合は、増圧設備の製造業者等に連絡するよう管理人に周知すること。
3. 増圧設備及び減圧式逆流防止器は、年1回以上の保守点検を行うこと。
4. 下記の2つの措置により、緊急時に迅速かつ的確な対応が図られること。
 - (1) 増圧設備には、警報装置を設置すること。
 - (2) 給水条件承諾書に記載した管理責任者等の連絡先を標示板に記入し、ポンプ室及び管理人室に設置して周知を図ること。
5. ポンプ室及び管理人室等に設備のしゅん工図を常備しておくこと。
6. 所有者又は管理人の変更届け出
所有者又は管理人の変更があった場合は、「給水装置所有者変更届」(様式第12号)及び「直結給水に関する維持管理届」(資料32号)を、局に届け出ること。

- (1) 増圧設備を含む給水装置の管理責任は設置者側にあるため、増圧設備の機能を確保するためには定期点検等の維持管理が必要であり、設置者(所有者)は緊急時の対応ができるよう維持管理業者名と連絡先を必要箇所に明示するとともに、使用者に対して直結増圧方式の特性を周知させること。
- (2) 増圧設備の修理には専門的な知識が必要であり、製造業者等に連絡する体制が必要である。
- (3) 専門的な技術を持った維持管理業者等と保守点検契約することが望ましい。

10. 増圧設備設置の猶予

4階以上の建物への給水は、直圧増圧式給水又は受水槽式給水とするが、5階建て以下の建物については、次に掲げる全ての要件に該当した場合に限り、増圧給水設備の設置を猶予することができる。

1. 申請者が増圧設備設置の猶予を選択し、給水装置工事の申請をすること。
2. 配水管の水圧が十分にあること。
3. 申請者は配水区域の変更等で水圧が低下した場合で、増圧設備が設置されていないことにより給水に支障が生じた場合にあっては異議や苦情申し立てをしないこと。また、直結給水装置設置条件承諾書(資料30号)を事前協議において提出すること。
4. 申請者は、事前に増圧設備の設置場所を確保すること。
5. 増圧設備の設置を猶予した場合の給水方式は、1方式とする。

2. 維持管理

維持管理については、給水条件承諾書の内容に基づき、所有者が適正に行うこと。

1. 直結増圧式の場合、停電、故障等により増圧設備が停止した時は断水になることを居住者に周知すること。
2. 増圧設備の故障等による断水の場合は、増圧設備の製造業者等に連絡するよう管理人に周知すること。
3. 増圧設備、及び減圧式逆流防止器は、年1回以上の保守点検を行うこと。
4. 下記の2つの措置により、緊急時に迅速かつ的確な対応が図られること。
 - (1) 増圧設備には、警報装置を設置すること。
 - (2) 給水条件承諾書に記載した管理責任者等の連絡先を標示板に記入し、ポンプ室、及び管理人室に設置して周知を図ること。
5. ポンプ室、及び管理人室等に設備のしゅん工図を常備しておくこと。
6. 所有者または管理人の変更の届け出
所有者または管理人の変更があった場合は、「給水装置所有者変更届」(様式第12号)及び「直結給水に関する維持管理届」(資料42号)を、局に届け出ること。

- (1) 増圧設備を含む給水装置の管理責任は設置者側にあるため、増圧設備の機能を確保するためには定期点検等の維持管理が必要であり、設置者(所有者)は緊急時の対応ができるよう維持管理業者名と連絡先を必要箇所に明示するとともに、使用者に対して直結増圧方式の特性を周知させること。
- (2) 増圧設備の修理には専門的な知識が必要であり製造業者等に連絡する体制が必要である。
- (3) 専門的な技術を持った維持管理業者等と、保守点検契約することが望ましい。

10. 増圧設備設置の猶予

4階以上の建物への給水は、直圧増圧式給水、又は受水槽式給水とするが、5階建て以下の建物については、次に掲げる全ての要件に該当した場合に限り、増圧給水設備の設置を猶予することができる。

1. 申請者が増圧設備設置の猶予を選択し、給水装置工事の申請をすること。
2. 配水管の水圧が十分にあること。
3. 申請者は配水区域の変更等で水圧が低下した場合で、増圧設備が設置されていないことにより給水に支障が生じた場合にあっては異議や苦情の申し立てをしないこと。また直結給水装置設置条件承諾書(資料40号)を給水装置工事申請時において提出すること。
4. 申請者は、事前に増圧設備の設置場所を確保すること。
5. 増圧設備の設置を猶予した場合の給水方式は、1方式とする。

- (1) 申請者は、事前協議において可能な給水方式の中から選択し給水装置工事の申請をすること。
- (2) 配水管の水圧は、現有動水圧から長期計画、水系変更、夏季水圧を考慮し決定した最小動水圧をいう。
- (3) 管理者は、配水管の水圧が確保できる期間、増圧設備の設置を猶予するもので配水区域の変更などにより水圧の低下が生じた場合、申請者は増圧設備を速やかに設置しなければならない。
従って設置を猶予する期間、その旨「直結給水装置設置条件承諾書」(資料30号)の提出を求めるものである。なお、所有者が変更になった場合は「直結給水に関する維持管理届(資料32号)」を提出し、その主旨を継承しなければならない。
- (4) 増圧設備設置を猶予した場合は、配水管等の水圧が低下し増圧設備を設置することを考慮した設置場所を確保しなければならない。なお、増圧設備設置場所は、原則として次によること。

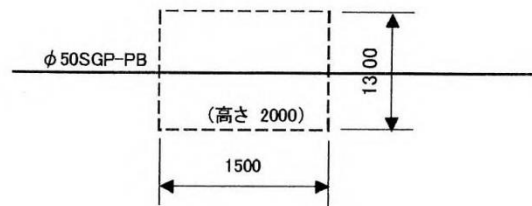
増圧設備設置場所確保スペース

単位:mm

口 径	横 幅	奥 行	高 さ
25	1,000	1,000	※ 2,000
40	1,500	1,300	
50	1,500	1,300	

※ 上表は、参考値であり詳細については、設置を計画しているポンプを調査のうえ決定すること。なお、上表は逆流防止器設置及び作業スペースを考慮していないことから、別途設置スペースを確保すること。また、給水装置工事図面記入例は次による。

〈平面図に破線で記入〉



- (5) 4 階建て建物以上、5 階建て建物までの給水は、直結増圧式給水とすべきところを増圧設備の設置を猶予し、直結給水していることから1給水方式とする。

- (1) 申請者は、事前協議において可能な給水方式の中から選択し給水装置工事の申請をすること。
- (2) 配水管の水圧は、現有動水圧から長期計画、水系変更、夏季水圧を考慮し決定した最小動水圧を言う。
- (3) 管理者は、配水管の水圧が確保できる期間、増圧設備の設置を猶予するもので配水区域の変更などにより水圧の低下が生じた場合、申請者は増圧設備を速やかに設置しなければならない。
従って設置を猶予する期間、その旨「直結給水装置設置条件承諾書」(資料40号)の提出を求めるものである。なお、所有者が変更になった場合は「直結給水に関する維持管理届(資料42号)」を提出し、その主旨を継承しなければならない。
- (4) 増圧設備設置を猶予した場合は、配水管等の水圧が低下し増圧設備を設置することを考慮した設置場所を確保しなければならない。なお、増圧設備設置場所は、原則として次によること。

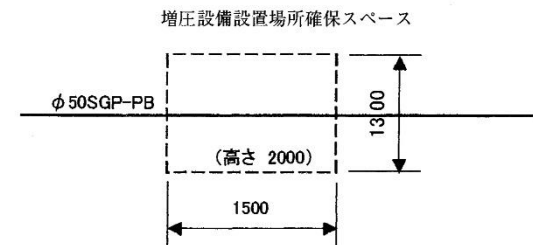
増圧設備設置場所確保スペース

単位:mm

口 径	横 幅	奥 行	高 さ
25	1000	1000	※ 2000
40	1500	1300	
50	1500	1300	

※ 上記表は、参考値であり詳細については、設置を計画しているポンプを調査のうえ決定すること。なお、上記表は逆流防止器設置及び作業スペースを考慮していないことから、別途設置スペースを確保すること。又給水装置工事図面記入例は、次による。

〈平面図に破線で記入〉



- (5) 4 階建て建物以上、5 階建て建物までの給水は、直結増圧式給水とすべきところを増圧設備の設置を猶予し、直結給水していることから1給水方式とする。

11. 手続き方法

1. 協議方法

1. 申請者は、下記書類を提出し協議を行うこと。
 - (1) 直結給水の事前協議申請書(資料28号)
 - (2) 計画使用水量等の計算書
 - (3) 水理計算書
 - (4) 水圧測定記録紙(24時間、72時間、168時間)
2. 計画使用水量の算定等は、「施行指針」に基づき算出すること。
3. 関係図面の提出は、位置図、配水管図、配置図、各施設設備平面図、立体系統図等のほか、必要図面を、2部提出すること。

2. 各種の変更及び取消し

1. 下記事項に該当する場合は、設計変更を行うこと。
 - (1) 計画使用水量に変更が生じた場合
 - (2) 給水装置工事申込み後、給水管の口径に変更が生じた場合
2. 所有者又は管理人を変更する場合は、「給水装置所有者変更届」(様式第12号)及び「直結給水に関する維持管理届」(資料32号)に必要事項を記入し提出すること。

11. 手続き方法

1. 協議方法

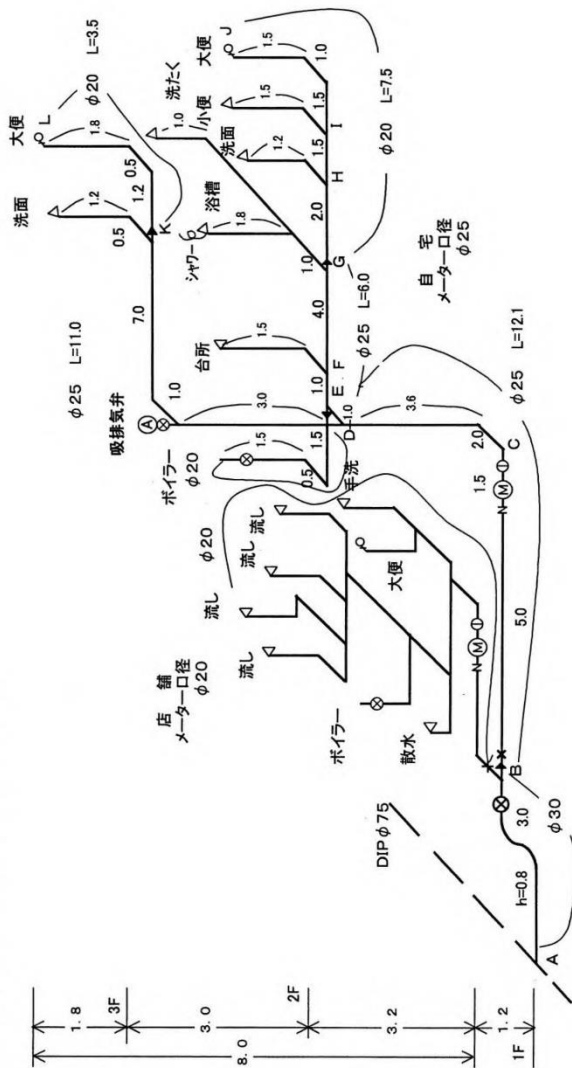
1. 申請者は、下記書類を提出し協議を行うこと。
 - (1) 直結給水の事前協議申請書(資料38号)
 - (2) 計画使用水量等の計算書
 - (3) 水理計算書
 - (4) 水圧測定記録紙
2. 計画使用水量の算定等は、「施行指針」に基づき算出すること。
3. 関係図面の提出は、位置図、配水管図、配置図、各施設設備平面図、立体系統図等の必要図面、2部を提出すること。

2. 各種の変更及び取消し

1. 下記事項に該当する場合は、設計変更を行うこと。
 - (1) 計画使用水量に変更が生じた場合。
 - (2) 給水装置工事申込み後、給水管の口径に変更が生じた場合。
2. 所有者、又は管理人を変更する場合は、「給水装置所有者変更届」(様式第12号)及び「直結給水に関する維持管理届」(資料42号)に必要事項を記入・押印し提出すること。

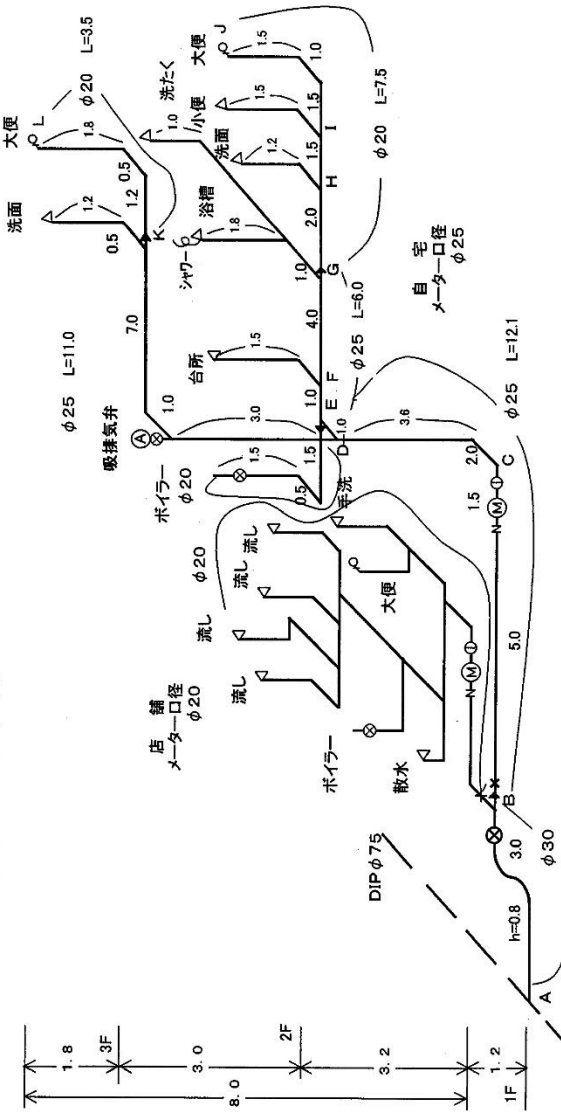
12. 水理計算例

計算例1
直圧給水 [併用住宅(1階店舗、2・3階住宅)の例]



12. 水理計算例

計算例1
直圧給水 [併用住宅(1階店舗、2・3階住宅)の例]



2. 各区間相当管長一覧表

名称 区間	A		B 用 具 等 の 直 管 換 算 長										区間相当 配管長計	
	口径 mm	給水管長 m	分枝箇所 個	分水栓 m	止水栓 m	逆止弁付 止水栓 m	メーター 個	水抜栓 個	給水栓 個	仕切弁 スリース バルブ 個	玉型弁 ボールタップ 個	テース(T字管) 直流 分流	エルボ(曲管) 90° 45°	異径 m
A ~ B	30	3.0	1	1.0	1 3.9					1 0.24		1 1.4	1 個 3.2	1 1.0
B ~ C	25	6.5			1 0.18	1 7.5	1 12	1 4.7					1 3.2	1 10.54
C ~ D	25	5.6											1 3.2	1 8.80
D ~ E	25	1.0										2 1.9 6.6		1 7.60
E ~ F	25	1.0										1 1.2		1 2.20
F ~ G	25	4.0										1 1.2	1 0.5	1 5.70
G ~ H	20	2.0										1 1.6		1 3.60
H ~ I	20	1.5										1 1.6		1 3.10
I ~ J	20	4.0										3 3.3 9.9		1 13.30
D ~ K	25	11.0										2 2.4 1 3.3	1 3.2	1 20.40
K ~ L	20	3.5										3 3.3 9.9		1 12.80

2. 各区間相当管長一覧表

名称 区間	A		B 用 具 等 の 直 管 換 算 長										区間相当 配管長計	
	口径 mm	給水管長 m	分枝箇所 個	分水栓 m	止水栓 m	逆止弁付 止水栓 m	メーター 個	水抜栓 個	給水栓 個	仕切弁 スリース バルブ 個	玉型弁 ボールタップ 個	テース(T字管) 直流 分流	エルボ(曲管) 90° 45°	異径 m
A ~ B	30	3.0	1	1.0	1 3.9					1 0.24		1 1.4	1 個 3.2	1 1.0
B ~ C	25	6.5			1 0.18	1 7.5	1 12	1 4.7					1 3.2	1 10.54
C ~ D	25	5.6											1 3.2	1 8.80
D ~ E	25	1.0										2 1.9 6.6		1 7.60
E ~ F	25	1.0										1 1.2		1 2.20
F ~ G	25	4.0										1 1.2	1 0.5	1 5.70
G ~ H	20	2.0										1 1.6		1 3.60
H ~ I	20	1.5										1 1.6		1 3.10
I ~ J	20	4.0										3 3.3 9.9		1 13.30
D ~ K	25	11.0										2 2.4 1 3.3	1 3.2	1 20.40
K ~ L	20	3.5										3 3.3 9.9		1 12.80

水 理 計 算 書

① 所要水頭(残存水頭)	5.00 m
② 全区間摩擦損失水頭(H×1.05)	5.7
③ 水管～水柱までの高低差	9.20
④ 全区間損失水頭 (①+②+③)	19.90
	5.00 + 5.7 + 9.20 = 19.90 m ≤ 20.00 m

1.各区分流量計算一覧

名称	台所流し	洗濯流し	洗面器	浴槽 (和式)	シャワー	小便器 (流す水側)	大便器 (流す水側)	手洗器	散水	ポイラー	A	B	C	D	E	F	G	H
区分	12 L/分 個 流量	12 L/分 個 流量	8 L/分 個 流量	20 L/分 個 流量	8 L/分 個 流量	15 L/分 個 流量	12 L/分 個 流量	5 L/分 個 流量	15 L/分 個 流量	16 L/分 個 流量	区分流量 L/分(個)	区間流量 L/分(個)	間使用 数	時 間	流 量	管 口	区間相当 配管延長 m	区間相当 損失水頭 (F×0.01m)
A～B											87		/	/	87	40	42	14.90
B～C											83		/	/	83	40	39	1.90
C～D											80		/	/	80	40	38	1.90
D～E											76		/	/	76	40	33	4.90
E～F											71		/	/	71	40	29	1.90
F～G											66		/	/	66	40	26	1.90
G～H											60		/	/	60	40	22	4.90
H～I											53		/	/	53	40	18	1.90
I～J											42		/	/	42	40	12	5.30
J～K											65		6	3 / 6	33	25	68	28.58
K～L											41		4	2 / 4	21	25	31	12.60
L～M											36		3	2 / 3	24	20	107	4.10
M～N											24		2	2 / 2	24	20	107	3.60
N～O											24		2	2 / 2	24	20	107	3.10
O～P											12		1	1 / 1	12	20	33	18.90
A～K													/	/			計	5.43

水 理 計 算 書

① 所要水頭(残存水頭)	5.00 m
② 全区間摩擦損失水頭(H×1.05)	5.7
③ 水管～水柱までの高低差	9.20
④ 全区間損失水頭 (①+②+③)	19.90
	5.00 + 5.7 + 9.20 = 19.90 m ≤ 20.00 m

1.各区分流量計算一覧

名称	台所流し	洗濯流し	洗面器	浴槽 (和式)	シャワー	小便器 (流す水側)	大便器 (流す水側)	手洗器	散水	ポイラー	A	B	C	D	E	F	G	H
区分	12 L/分 個 流量	12 L/分 個 流量	8 L/分 個 流量	20 L/分 個 流量	8 L/分 個 流量	15 L/分 個 流量	12 L/分 個 流量	5 L/分 個 流量	15 L/分 個 流量	16 L/分 個 流量	区分流量 L/分(個)	区間流量 L/分(個)	間使用 数	時 間	流 量	管 口	区間相当 配管延長 m	区間相当 損失水頭 (F×0.01m)
A～B											87		/	/	87	40	42	14.90
B～C											83		/	/	83	40	39	1.90
C～D											80		/	/	80	40	36	1.90
D～E											76		/	/	76	40	33	4.90
E～F											71		/	/	71	40	29	1.90
F～G											66		/	/	66	40	26	1.90
G～H											60		/	/	60	40	22	4.90
H～I											53		/	/	53	40	18	1.90
I～J											42		/	/	42	40	12	5.30
J～K											65		6	3 / 6	33	25	68	28.58
K～L											41		4	2 / 4	21	25	31	12.60
L～M											36		3	2 / 3	24	20	107	4.10
M～N											24		2	2 / 2	24	20	107	3.60
N～O											24		2	2 / 2	24	20	107	3.10
O～P											12		1	1 / 1	12	20	33	18.90
A～K													/	/			計	5.43

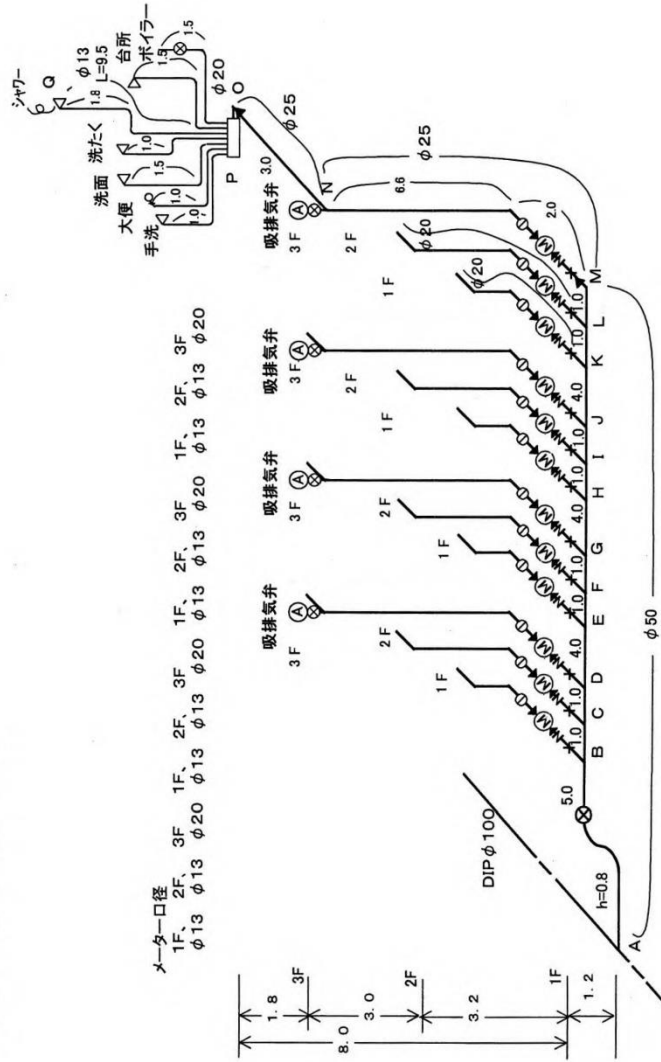
2. 各区間相当管長一覽表

名称		口		A		B 用 具 等 の 直 管 換 算 長										区間相当配管長計					
		mm		給水管長	分岐個所	分水栓	止水栓	逆止弁付止水栓	メーター	水鼓栓	給水栓	仕切弁 スリッ ハルフ	玉型弁 ボールタップ	チャーズ(7字管) 直流	分流	エルボ(曲管) 90°	45°	異径			
区間	A ~ B	40	8.0	1	1	1	1	1	1	1	1	0.3	1	0.9	1	0.9	1	1.90			
	B ~ C	40	1.0										1	0.9				1.90			
	C ~ D	40	1.0										1	0.9				4.90			
	D ~ E	40	4.0										1	0.9				4.90			
	E ~ F	40	1.0										1	0.9				1.90			
	F ~ G	40	1.0										1	0.9				1.90			
	G ~ H	40	4.0										1	0.9				4.90			
	H ~ I	40	1.0										1	0.9				1.90			
	I ~ J	40	1.0							(φ20)						1	3.3	1	1.00	5.30	
	J ~ K	25	4.0	1	0.18	1	7.5	1	8.0	1	4.7					1	3.2	2	1.00	28.58	
	K ~ L	25	7.6											1	1.2	1	3.3		1	0.50	12.60
	L ~ M	20	2.0											1	1.6				1	0.50	4.10
	M ~ N	20	2.0											1	1.6						3.60
	N ~ O	20	1.5											1	1.6					3.10	
	O ~ P	20	6.5														4	12.4		18.90	

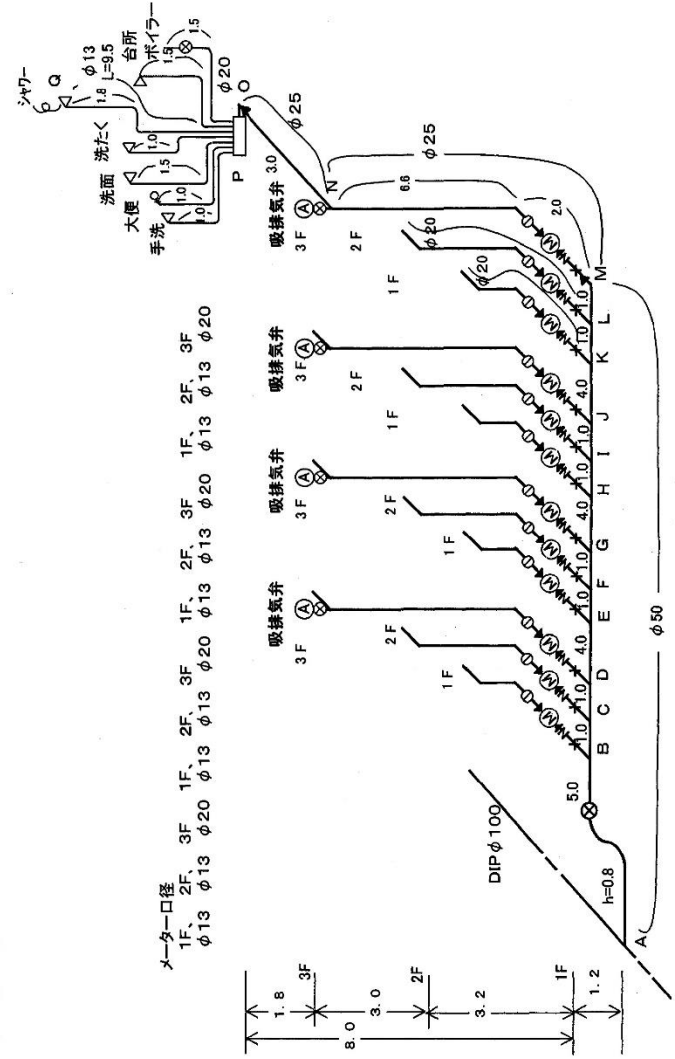
2. 各区間相当管長一覽表

[illegible]

計算例 3
直圧給水 [3階共同住宅(12戸)の例]



計算例 3
直圧給水 [3階共同住宅(12戸)の例]



水 理 計 算 書

① 所要水頭(残存水頭)	5.00 m
② 全区間摩擦損失水頭(H×1.05)	$5.76 \times 1.05 = 5.76$
③ 本管～水栓までの高低差	$1.20 + 8.00 = 9.20$
④ 全区間損失水頭 (①+②+③)	$19.96 + 5.76 + 9.20 = 19.96 \text{ m} \leq 20.00 \text{ m}$

1.各区間流量計算一覧

名称	区間	台所流し 12 量/分	洗濯流し 12 量/分	洗面器 8 量/分	浴槽 (和式) 20 量/分	シャワー 8 量/分	小便器 (流す井) 12 量/分	大便器 (流す水 桶) 12 量/分	手洗器 5 量/分	散水 15 量/分	ポイラー 16 量/分	A 区間流量 量/分(個)	B 残 査 数	C 同 用 率	D 流 量 (A×C)量/分	E 管 口 mm	F 管 動 水 勾配 ‰	G 区間相当 配管延長 損失水頭 m	H 区間摩擦 損失水頭 (F×0.1)m
A～B				N = 12		早見表 参照						100		/	100	50	19	20.09	0.39
B～C				N = 11		早見表 参照						95		/	95	50	17	1.90	0.04
C～D				N = 10		早見表 参照						89		/	89	50	15	1.90	0.03
D～E				N = 9		早見表 参照						87		/	87	50	15	4.90	0.08
E～F				N = 8		早見表 参照						83		/	83	50	14	1.90	0.03
F～G				N = 7		早見表 参照						80		/	80	50	13	1.90	0.03
G～H				N = 6		早見表 参照						76		/	76	50	12	4.90	0.06
H～I				N = 5		早見表 参照						71		/	71	50	10	1.90	0.02
I～J				N = 4		早見表 参照						66		/	66	50	9	1.90	0.02
J～K				N = 3		早見表 参照						60		/	60	50	8	4.90	0.04
K～L				N = 2		早見表 参照						53		/	53	50	6	1.90	0.02
L～M				N = 1		早見表 参照						42		/	42	50	4	1.90	0.01
M～N				1 8		1 8		1 12 1 5			1 16	73	7	3 / 7	31	25	61	37.68	2.30
N～O				1 8		1 8		1 12 1 5			1 16	73	7	3 / 7	31	25	61	3.50	0.22
O～P				1 8		1 8		1 12 1 5			1 16	73	7	3 / 7	31	20	168	4.60	0.78
P～Q				1 8		1 8						8	1	1 / 1	8	13	113	12.50	1.42
														/					
														/					
														/					
														/					
														/					
														/					
														/					
A～N														/				計	5.49

水 理 計 算 書

① 所要水頭(残存水頭)	5.00 m
② 全区間摩擦損失水頭(H×1.05)	$5.76 \times 1.05 = 5.76$
③ 本管～水栓までの高低差	$1.20 + 8.00 = 9.20$
④ 全区間損失水頭 (①+②+③)	$19.96 + 5.76 + 9.20 = 19.96 \text{ m} \leq 20.00 \text{ m}$

1.各区間流量計算一覧

名称	区間	台所流し 12 量/分	洗濯流し 12 量/分	洗面器 8 量/分	浴槽 (和式) 20 量/分	シャワー 8 量/分	小便器 (流す井) 12 量/分	大便器 (流す水 桶) 12 量/分	手洗器 5 量/分	散水 15 量/分	ポイラー 16 量/分	A 区間流量 量/分(個)	B 残 査 数	C 同 用 率	D 流 量 (A×C)量/分	E 管 口 mm	F 管 動 水 勾配 ‰	G 区間相当 配管延長 損失水頭 m	H 区間摩擦 損失水頭 (F×0.1)m
A～B				N = 12		早見表 参照						100		/	100	50	19	20.09	0.39
B～C				N = 11		早見表 参照						95		/	95	50	17	1.90	0.04
C～D				N = 10		早見表 参照						89		/	89	50	15	1.90	0.03
D～E				N = 9		早見表 参照						87		/	87	50	15	4.90	0.08
E～F				N = 8		早見表 参照						83		/	83	50	14	1.90	0.03
F～G				N = 7		早見表 参照						80		/	80	50	13	1.90	0.03
G～H				N = 6		早見表 参照						76		/	76	50	12	4.90	0.06
H～I				N = 5		早見表 参照						71		/	71	50	10	1.90	0.02
I～J				N = 4		早見表 参照						66		/	66	50	9	1.90	0.02
J～K				N = 3		早見表 参照						60		/	60	50	8	4.90	0.04
K～L				N = 2		早見表 参照						53		/	53	50	6	1.90	0.02
L～M				N = 1		早見表 参照						42		/	42	50	4	1.90	0.01
M～N				1 8		1 8		1 12 1 5			1 16	73	7	3 / 7	31	25	61	37.68	2.30
N～O				1 8		1 8		1 12 1 5			1 16	73	7	3 / 7	31	25	61	3.50	0.22
O～P				1 8		1 8		1 12 1 5			1 16	73	7	3 / 7	31	20	168	4.60	0.78
P～Q				1 8		1 8						8	1	1 / 1	8	13	113	12.50	1.42
														/					
														/					
														/					
														/					
														/					
														/					
														/					
A～N														/				計	5.49

2024.4

2. 各区間相当管長一覧表

2012.12

①所要水頭 (残存水頭)	5.00m
②全区間摩擦損失水頭 (H×1.05)	6.52 X 1.05 = 6.85m
③増圧装置までの高低差	1.20 + 14.00 = 15.20m
④全区間損失水頭 (①+②+③)	5.00 + 6.85 + 15.20 = 27.05m ≦ 30m

1. 各区間流量計算一覽表

名称 区分 フロア別	台所流し		洗濯流し		洗面器	浴槽	シャワー	小便器	大便器	手洗器	散水		ポイラー	A	B	C	D	E	F	G	H																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	12 ℓ/分 個流量	12 ℓ/分 個流量	8 ℓ/分 個流量	8 ℓ/分 個流量	20 ℓ/分 個流量	8 ℓ/分 個流量	8 ℓ/分 個流量	15 ℓ/分 個流量	12 ℓ/分 個流量	5 ℓ/分 個流量	15 ℓ/分 個流量	15 ℓ/分 個流量	15 ℓ/分 個流量	区間流量 ℓ/m(ℓ/s)	検査数 個	同時 使用率 /	実流量 (AXC) ℓ/m	口径 mm	動水圧配 %	区間相当 配管長 m	区間警検 損失水頭 (FXG) m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
A-B	1	12	0	0	1	8	0	0	0	1	15	2	24	1	5	0	1	16	80	7	3 / 7	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</

水理計算書

①所要水頭(残存水頭)	5.00m
②全区間摩擦損失水頭(H×1.05)	$6.52 \times 1.05 = 6.85\text{m}$
③増圧装置までの高低差	$1.20 + 14.00 = 15.20\text{m}$
④全×間損失水頭(①+②+③)	$5.00 + 6.85 + 15.20 = 27.05\text{m} \leq 30\text{m}$

1. 各区間流量計算一覽表

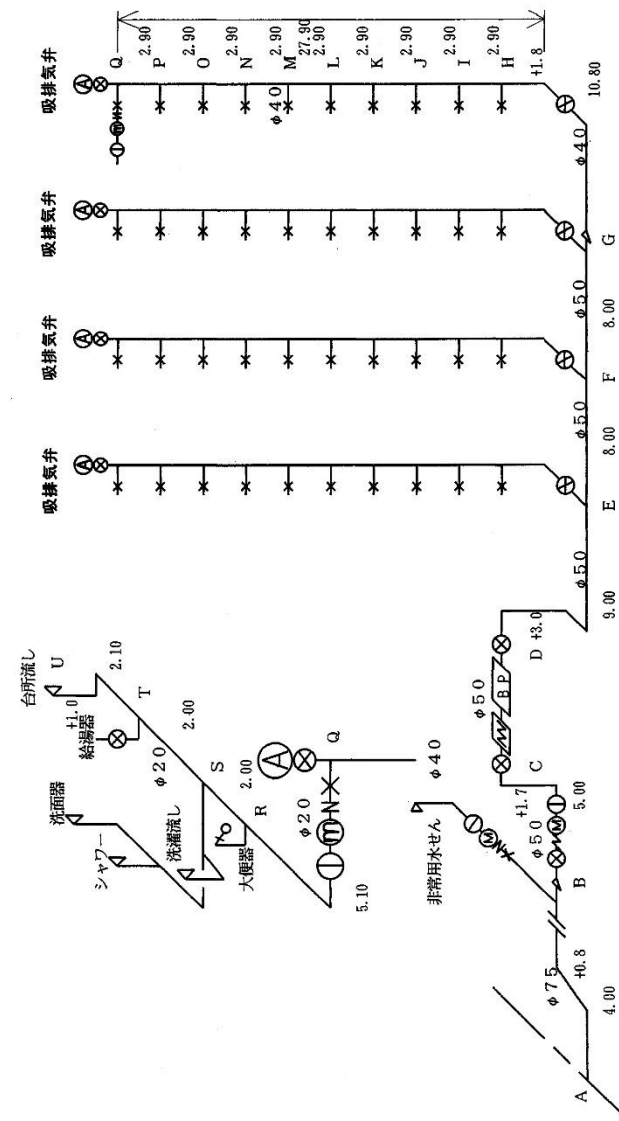
名称 区間 フロア別	台所渡し		洗濯渡し		洗面器		浴槽		シャワー		小便器		大便器		手洗器		散水		ボイラー		A 区間流量 ℓ/m (ℓ/s)	B 乗人数 個	C 回 時 使用率 %	D 実流量 (AXC) ℓ/m	E 口径 mm	F 配水管配 %	G 区間相当 配管長 m	H 区間管継 損失水頭 (F/G) m	
	12 ℓ/分 個 流量	12 ℓ/分 個 流量	8 ℓ/分 個 流量	8 ℓ/分 個 流量	20 ℓ/分 個 流量	8 ℓ/分 個 流量	8 ℓ/分 個 流量	15 ℓ/分 個 流量	12 ℓ/分 個 流量	5 ℓ/分 個 流量	5 ℓ/分 個 流量	12 ℓ/分 個 流量	15 ℓ/分 個 流量	15 ℓ/分 個 流量	16 ℓ/分 個 流量														
A-B	1	12	0	0	1	8	0	0	0	0	0	1	15	2	24	1	5				80	7	3	7					
B-C							34	ℓ/分	×	5	7077										170	/	/	170	50	48	10.59	0.508	
C-D							34		×	5											170	/	/	170	50	48	42.70	2.050	
D-E							34		×	4											138	/	/	138	50	32	3.80	0.122	
E-F							34		×	3											102	/	/	102	50	19	3.80	0.072	
F-G							34		×	2											68	/	/	68	50	10	3.80	0.038	
G-H							34		×	1											34	/	/	34	50	3	2.90	0.009	
H-I	1	12	0	1	8	0	0	0	0	1	15	2	24	1	5						80	7	3	7	34	25	71	18.28	1.298
I-J	1	12	0	0	0	0	0	0	1	15	2	24	1	5							72	6	3	6	35	25	79	2.70	0.213
J-K	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	2	24	1	5							60	5	3	5	35	25	79	1.50	0.119
K-L	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	2	24	1	5							44	4	2	4	22	25	34	5.30	0.180
L-M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	24	0	0	0	0	0	0	0	24	2	2	2	24	20	108	4.80	0.518
M-N	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12	0	0	0	0	0	0	0	12	1	1	1	12	20	33	15.6	0.515

2. 各区間相当配管長一覽表

[illegible]

2. 各区間相当配管長一覽表

[illegible]



直結増圧給水装置水量計算書

増圧装置まで

①配水管～増圧装置までの高低差 (P1)	1.20 + 1.70 - 0.40 = 2.50m
②全区間摩擦損失水頭 (H×1.05) (P2)	4.39 X 1.05 = 4.61m
③減圧止まる直前止まる直前損失水頭 (①+②)	2.50 + 4.61 = 7.11m
④増圧装置損失水頭 (P3)	12.00m
⑤全区間損失水頭 (③+④)	7.11 + 12.00 = 19.11m
⑥全区間残存水頭	2.0m (P0) - 19.11m = 0.89m

減圧式逆流防止器直前の流入水圧 = 20m - 7.11m = 12.89m ≧ 0.13MPa > 0.08MPa
1. 各区間流量計算一覧表

直結増圧給水装置水量計算書

増圧装置以降

⑥全区間摩擦損失水頭 (H×1.05) (P4)	12.45 X 1.05 = 13.07m
⑦所要水頭 (残存水頭) (P5)	5.00m
⑧増圧装置から末端器具の高低差 (P6)	27.90 - 3.00 + 1.00 = 25.90m
⑨全区間損失水頭 (⑥+⑦+⑧) (P7)	13.07 + 5.00 + 25.90 = 43.97m

計算結果より増圧装置の吐出を43.97m ≧ 44m (0.44Mpa) に設定する。
増圧装置による増圧分は、44.0m (絶圧) - 0.89m (絶圧) = 43.11m ≧ 43m以上にする。

名称	台所流し	洗面流し	洗面器	浴槽	シャワー	小便器	大便器	手洗器	散水	ボイラー	A	B	C	D	E	F	G	H
区間	12 l/分	8 l/分	20 l/分	8 l/分	15 l/分	12 l/分	5 l/分	15 l/分	15 l/分	16 l/分	区間流量 l/m (l/s)	残存数	同時 使用率	実流量 (AXC) l/m	口径 mm	%	区間相当 配管長 m	区間摩擦 損失水頭 (FPG) m
A-B	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	79	53.08	4.193
B-C	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	79	53.08	4.193
A-C	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	79	53.08	4.193
C-D (P3)	増圧装置	損失水頭	は メーカー 資料 より															12.000
D-E	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	79	20.19	1.595
E-F	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	56	8.90	0.498
F-G	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	34	9.90	0.337
G-H	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
H-I	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
I-J	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
J-K	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
K-L	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
L-M	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
M-N	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
N-O	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
O-P	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
P-Q	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
Q-R	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
R-S	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
S-T	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
T-U	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
D-U	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818

2024.4

直結増圧給水装置水量計算書

増圧装置まで

①配水管～増圧装置までの高低差 (P1)	1.20 + 1.70 - 0.40 = 2.50m
②全区間摩擦損失水頭 (H×1.05) (P2)	4.39 X 1.05 = 4.61m
③減圧止まる直前止まる直前損失水頭 (①+②)	2.50 + 4.61 = 7.11m
④増圧装置損失水頭 (P3)	12.00m
⑤全区間損失水頭 (③+④)	7.11 + 12.00 = 19.11m
⑥全区間残存水頭	2.0m (P0) - 19.11m = 0.89m

減圧式逆流防止器直前の流入水圧 = 20m - 7.11m = 12.89m ≧ 0.13MPa > 0.08MPa
1. 各区間流量計算一覧表

直結増圧給水装置水量計算書

増圧装置以降

⑥全区間摩擦損失水頭 (H×1.05) (P4)	12.45 X 1.05 = 13.07m
⑦所要水頭 (残存水頭) (P5)	5.00m
⑧増圧装置から末端器具の高低差 (P6)	27.90 - 3.00 + 1.00 = 25.90m
⑨全区間損失水頭 (⑥+⑦+⑧) (P7)	13.07 + 5.00 + 25.90 = 43.97m

計算結果より増圧装置の吐出を43.97m ≧ 44m (0.44Mpa) に設定する。
増圧装置による増圧分は、44.0m (絶圧) - 0.89m (絶圧) = 43.11m ≧ 43m以上にする。

名称	台所流し	洗面流し	洗面器	浴槽	シャワー	小便器	大便器	手洗器	散水	ボイラー	A	B	C	D	E	F	G	H
区間	12 l/分	8 l/分	20 l/分	8 l/分	15 l/分	12 l/分	5 l/分	15 l/分	15 l/分	16 l/分	区間流量 l/m (l/s)	残存数	同時 使用率	実流量 (AXC) l/m	口径 mm	%	区間相当 配管長 m	区間摩擦 損失水頭 (FPG) m
A-B	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	79	53.08	4.193
B-C	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	79	53.08	4.193
A-C	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	79	53.08	4.193
C-D (P3)	増圧装置	損失水頭	は メーカー 資料 より															12.000
D-E	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	79	20.19	1.595
E-F	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	56	8.90	0.498
F-G	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	34	9.90	0.337
G-H	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
H-I	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
I-J	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
J-K	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
K-L	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
L-M	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
M-N	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
N-O	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
O-P	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
P-Q	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
Q-R	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
R-S	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
S-T	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
T-U	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818
D-U	12	8	20	8	15	12	5	15	15	16	225	225	/	225	50	44	18.60	0.818

203

2012.12

直結増圧給水装置水理計算書

直結増圧給水装置水理計算書

直結增壓給水裝置水力計算書

直結增壓給水裝置水力計算書

新旧対照表（１５．遠隔水道メーター及び集中検針盤設置基準）

改正後	改正前
15. 遠隔水道メーター及び集中検針盤設置基準 1. 適用範囲 この基準は「共同住宅における各戸検針、徴収に関する取扱要綱」に基づく遠隔水道メーター（以下「メーター」という。）及び集中検針盤を設置する場合に適用する。 2. 設計・施工 設計及び施工にあたっては、<u>給水装置工事設計施行指針に準ずる</u>。ほか、次の図面等を添付するものとする。 (1) 配置系統図 ・各階ごとの配管平面図を作成すること。 (2) メーター室内 ・メーター、配管及び端子ボックスの平面図、正面図を作成すること。 (3) 集中検針盤及び配線系統図 ・集中検針盤の位置を配管平面図に明記すること。 ・配線系統図は、各メーターから集中検針盤までの図面を作成すること。 3. メーター及び集中検針盤の規格（別表－１） (1) メーター ア) 口径は、13mm、20mm、25mm の 3 種類とする。 イ) 各メーターは、局の指示による年号及び番号を打刻すること。 (2) 集中検針盤 ア) 集中検針盤は、自動呼出し装置によって、4 桁以上の検針値がデジタル表示される方式で防滴、防塵型の外箱で銅板製の鍵付扉とすること。 イ) 集中検針盤の扉表面には、名称及び製造年号を記載すること。 ウ) 集中検針盤の扉裏面には、操作方法及び部屋番号図を記載すること。 4. メーター室及びメーターの設置 (1) メーター室の位置は、各戸の通路に面し、使用者が不在でも保守点検に支障とならない場所とすること。 (2) メーター室は、保守点検及びメーター取替が容易に行えるスペースを確保すること。 (3) メーター設置は水平に取付け、凍結防止を施しさらに漏水により階下に被害を及ぼさないよう防水または水はけに必要な措置を講じること。 (4) <u>協議によりメーターユニットの使用も可能とする。</u>	15. 遠隔水道メーター及び集中検針盤設置基準 1. 適用範囲 この基準は「受水槽以下の設備で使用する共同住宅における各戸検針、徴収に関する取扱要綱」に基づく遠隔水道メーター（以下「メーター」という。）及び集中検針盤を設置する場合に適用する。 2. 設計・施工 設計及び施工にあたっては、給水装置工事設計施行指針に準ずる。ほか、次の図面等を添付するものとする。 (1) 配置系統図 ・受水槽以下の各階ごとの配管平面図を作成すること。 (2) メーター室内 ・メーター、配管及び端子ボックスの平面図、正面図を作成すること。 (3) 集中検針盤及び配線系統図 ・集中検針盤の位置図を作成すること。 ・配線系統図は、各メーターから集中検針盤までの図面を作成すること。 3. メーター及び集中検針盤の規格（別表－１） (1) メーター ア) 口径は、13mm、20mm、25mm の 3 種類とする。 イ) 各メーターは、局の指示による年号及び番号を打刻すること。 (2) 集中検針盤 ア) 集中検針盤は、自動呼出し装置によって、4 桁以上の検針値がデジタル表示される方式で防滴、防塵型の外箱で銅板製の鍵付扉とすること。 イ) 集中検針盤の扉表面には、名称及び製造年号を記載すること。 ウ) 集中検針盤の扉裏面には、操作方法及び部屋番号図を記載すること。 4. メーター室及びメーターの設置 (1) メーター室の位置は、各戸の通路に面し、使用者が不在でも保守点検に支障とならない場所とすること。 (2) メーター室の寸法は、保守点検及びメーター取替工事が容易に行えるスペースを確保すること。 (3) メーターの設置は水平に取付け、凍結防止を施しさらに漏水により階下に被害を及ぼさないよう防水または水はけに必要な措置を講じること。

(5) メーター上流側には、逆止弁付ボール止水栓を設置し、メーター用伸縮管を使用すること。

※止水栓は開閉防止機能がついていること。

(6) 端子ボックスの取付は、原則としてメーター室内とし、点検及び伝送配線の着脱が容易で湿気のない場所とすること。

5. 集中検針盤の設置

(1) 集中検針盤の取付位置は1階の屋内とする。

やむを得ず屋外に取付ける場合には、必ず屋外用完全防水型を使用すること。

(2) 集中検針盤の取付位置は、原則として1棟1箇所とし、表示値が容易に読み取れる場所とする。
また、雨、直射日光のあたる場所、塵埃の多い場所、有害なガスの発生する場所。盤内が結露する場所、ポンプ室の付近で電氣的な影響がある場所等は避けること。

(3) 集中検針盤の取付位置は、床面から検針盤上端まで1.50mを原則とし、扉の開閉がスムーズで計量業務及び保守点検が容易な場所とする。

(4) 集中検針盤への湿気、ほこりが入るのを防止するため、配線管及び配線挿入箇所等の隙間にはコーキング仕上げを行うこと。

6. そ の 他

この設置基準に記載のない事項又は、解釈について疑義のあるときは、水道局の決定に従うものとする。

(4) メーターの上流側には、逆止弁付ボール止水栓を設置し、メーター用伸縮管を使用すること。
(5) 端子ボックスの取付は、原則としてメーター室内とし、点検及び伝送配線の着脱が容易で湿気のない場所とすること。

5. 集中検針盤の設置

(1) 集中検針盤の取付位置は1階の屋内とする。

ただし、やむをえず屋外に取付ける場合は、かならず屋外用完全防水型を使用すること。

(2) 集中検針盤の取付位置は、原則として1棟1箇所とし、表示値が容易に読み取れる場所とする。

また、雨、直射日光のあたる場所、塵埃の多い場所、有害なガスの発生する場所、盤内が結露する場所、ポンプ室の付近で電氣的な影響がある場所等は避けること。

(3) 集中検針盤の取付位置は、床面から検針盤上端まで1.50m原則とし、扉の開閉がスムーズで計量業務及び保守点検が容易な場所とする。

(4) 集中検針盤内への湿気、ほこりの入るのを防止するため、配線管及び配線挿入箇所等の隙間にはコーキング仕上げを行うこと。

6. そ の 他

この設置基準に記載のない事項又は、解釈について疑義のあるときは、水道局の決定に従うものとする。

(別表-1)

遠隔水道メーター・集中検針盤

1. 遠隔水道メーター
- (1) 遠隔指示水道メーター(3線式・リードスイッチ方式)

(2) 発電式水道メーター

(3) 記憶装置付水道メーター
2. 集中検針盤
- 遠隔水道メーターに適した集中検針盤設置(屋内用)

遠隔水道メーター・集中検針盤

1. 遠隔水道メーター
- (1) 遠隔指示水道メーター (3 線式・リードスイッチ方式)

(2) 発電式水道メーター

(3) 記憶装置付水道メーター
2. 集中検針盤
- 遠隔水道メーターに適した集中検針盤設置 (屋内用)

様式第2号（第5条関係）

共同住宅における各戸検針、各戸徴収に関する契約書

福島市 の共同住宅にかかる、水道メーターの検針、及び水道料金等の納入に関し、
福島市水道事業管理者 （以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は次の事項により契約を締結する。

（遠隔水道メーター及び集中検針盤の維持管理等）

第1条 乙が各戸に設置する遠隔水道メーター（以下「各戸メーター」という。）及び集中検針盤は、福島市水道局遠隔水道メーター及び集中検針盤設置基準に基づき設置し、その後の維持管理は乙が行うものとする。

2 乙は、計量法並びに関係法令を遵守し、各戸メーターの検定満了前又は、甲が故障等の理由により各戸メーターの取替を必要と認める時は、すみやかに取替を行わなければならない。この取替に要する費用は乙の負担とする。

3 乙が設置した集中検針盤は、甲が故障等の理由により修繕を必要と認める時は、すみやかに修繕を行わなければならない。この修繕に要する費用は乙の負担とする。

4 乙が設置した各戸メーター及び集中検針盤に要する使用電力料は乙の負担とする。

（検針及び料金納入の方法）

第2条 甲は、定例検針日各戸メーターの指示水量を集中検針盤により検針し、使用者ごとに水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）を請求するものとする。この場合における水道料金等の算出については、各戸メーターそれぞれ口径13ミリメートルのメーターが設置されたものとみなし算定するものとする。ただし、各戸メーター等の故障等により、検針し難い時は、前検針時の水量等を勘案し認定することができる。

2 甲が設置した水道メーター（以下「親メーター」という。）の検針水量と、各戸メーターの検針水量の合計水量に親メーターの検針水量の5パーセント以上の水量差がある場合は、次の算式により算出した水量分の水量料金及び下水道使用料を乙から徴収する。なお、各戸メーターの検針水量の合計水量より親メーターの検針水量が少ない場合があっても還付しない。

受水槽及び直結増圧設備以下の共同住宅における各戸検針、徴収に関する契約書

福島市 の共同住宅にかかる、水道メーターの検針、及び水道料金等の納入に関し、福島市水道事業管理者 （以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は次の事項により契約を締結する。

（受水槽及び直結増圧設備以下の水質の保全並びに維持管理）

第1条 受水槽及び直結増圧設備以下の水質の保全、並びに修繕等の維持管理については、すべて乙の責任とする。

2 甲は、必要と認めたときは乙の受水槽又は直結増圧設備以下を検査し、乙の負担で適当な措置をさせることができるものとし、乙はこれを拒むことができないものとする。

（遠隔水道メーター及び集中検針盤の維持管理等）

第2条 乙が各戸に設置する遠隔水道メーター（以下「各戸メーター」という。）及び集中検針盤は、福島市水道局遠隔水道メーター及び集中検針盤設置基準に基づき設置し、その後の維持管理は乙が行うものとする。

2 乙は、計量法並びに関係法令を遵守し、各戸メーターの検定満了前（8年間）又は、甲が故障等の理由により各戸メーターの取替を必要と認める時は、すみやかに取替を行わなければならない。この取替に要する費用は乙の負担とする。

3 乙が設置した集中検針盤は、甲が故障等の理由により修繕を必要と認める時は、すみやかに修繕を行わなければならない。この修繕に要する費用は乙の負担とする。

4 乙が設置した各戸メーター及び集中検針盤に要する使用電力料は乙の負担とする。

（検針及び料金納入の方法）

第3条 甲は、定例検針日各戸メーターの指示水量を集中検針盤により検針し、使用者ごとに水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）を請求するものとする。この場合における水道料金等の算出については、各戸メーターそれぞれ口径13ミリメートルのメーターが設置されたものとみなし算定するものとする。ただし、各戸メーター等の故障等により、検針し難い時は、前検針時の水量等を勘案し認定することができる。

2 配水管と受水槽又は直結増圧設備との間に設置した水道メーター（以下「親メーター」という。）の検針水量と、各戸メーターの検針水量の合計水量に親メーターの検針水量の5パーセント以上の水量差がある場合は、次の算式により算出した水量分の水量料金及び下水道使用料を乙から徴収する。なお、各戸メーターの検針水量の合計水量より親メーターの検針水量が少ない場合があっても還付しない。

(算式)

$$\begin{array}{l} \text{水量料金及び} \\ \text{下水道使用料} \\ \text{算定水量} \end{array} = \left[\begin{array}{cc} \text{親メーターの} & \text{各戸メーターの} \\ \text{検針水量} & \text{検針水量の} \\ & \text{合計水量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{親メーター} \\ \text{の検針水量} \\ \times 5\% \end{array} \right]$$

3 各使用者の「使用水量等のお知らせ」票は、集中検針盤と同階に設置した所定の受入箱に投函する。

4 各使用者の水道料金等の納入方法は原則口座振替制扱いとする。

(管理人の選定)

第3条 乙はこの契約に付随する事務を行わせるため管理人を選定し、甲に届け出なければならない。

(管理人の取扱事務)

第4条 管理人は次の各号の事務を取扱うものとする。

- (1) 共同住宅にかかる給水栓（足洗い場等）並びに、第3条第2項に定める水道料金等の納入に関すること。
- (2) 入居者のうち水道使用開始及び休止の届け出をしていない者があるときは、届出に関し協力すること。
- (3) その他、甲の事務の取り次ぎ等に関すること。

(未納に対する措置)

第5条 甲は、水道料金等が納入期限までに納入されない場合は、福島市水道条例第四十条の規定に基づき給水を停止することができる。

(暗証番号の届出)

第6条 オートロックを備えた共同住宅の場合は、入館するための暗証番号を甲に届けなければならない。

また、甲が業務上必要と認めた時は、甲の業務を受託する受託者に暗証番号の使用を認めるものとする。なお、甲は受託者に対し暗証番号の管理の重要性を十分に認識させ、漏えい及び紛失の防止に努めさせる。

(届出)

第7条 乙は、次の各号に該当する場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

- (1) 乙に変更があったとき。
- (2) 管理人に変更があったとき。
- (3) 受水槽以下の増設、改造等により、各戸メーターの撤去工事をするとき。
- (4) 各戸メーターを取り替えたとき。
- (5) オートロック暗証番号に変更があったとき。
- (6) その他、甲が必要と認めたとき。

(受水槽及び直結増圧設備以下の水質の保全並びに維持管理)

第8条 受水槽及び直結増圧設備以下の水質の保全、並びに修繕等の維持管理については、すべて乙の責任とする。

2 甲は、必要と認めたときは乙の受水槽又は直結増圧設備以下を検査し、乙の負担で適当な措置をさせることができるものとし、乙はこれを拒むことができないものとする。

(算式)

$$\begin{array}{l} \text{水道料金及び} \\ \text{下水道使用料} \\ \text{算定水量} \end{array} = \left[\begin{array}{cc} \text{親メーターの} & \text{各戸メーターの} \\ \text{検針水量} & \text{検針水量の} \\ & \text{合計水量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{親メーター} \\ \text{の検針水量} \\ \times 5\% \end{array} \right]$$

3 各使用者の「使用水量等のお知らせ」票は、集中検針盤と同階に設置した所定の受入箱に投函する。

4 各使用者の水道料金等の納入方法は原則口座振替制扱いとし、その領収書は次回定例検針日の「使用水量等のお知らせ」票に併記し交付する。

(管理人の選定)

第4条 乙はこの契約に付随する事務を行わせるため管理人を選定し、甲に届け出なければならない。

(管理人の取扱事務)

第5条 管理人は次の各号の事務を取扱うものとする。

- 一 共同住宅にかかる給水栓（足洗い場等）並びに、第3条第2項に定める水道料金等の納入に関すること。
- 二 入居者のうち水道使用開始及び休止の届け出をしていない者があるときは、届出に関し協力すること。
- 三 その他、甲の事務の取り次ぎ等に関すること。

(未納に対する措置)

第6条 甲は、水道料金等が納入期限までに納入されない場合は、使用者にその旨を通知し、なお納入されない時は、その間当該使用者の給水を停止する。

(届出)

第7条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

- 一 管理人に変更があったとき。
- 二 その他、契約内容に変更があったとき。

(暗証番号の届出)

第8条 オートロックを備えた共同住宅の場合は、入館するための暗証番号を甲に届けなければならない。

また、甲が業務上必要と認めた時は、甲の業務を受託する受託者に暗証番号の使用を認めるものとする。なお、甲は受託者に対し暗証番号の管理の重要性を十分に認識させ、漏えい及び紛失の防止に努めさせる。

(苦情処理)

第9条 使用者から、受水槽及び直結増圧設備以下についての苦情を受けた時は、すべて乙が処理しなければならない。

(周知及び協力)

第10条 乙及び管理人は、各使用者に対して、常にこの契約の内容を周知させ、甲の業務が円滑に処理できるよう協力しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に違反し、勧告しても、なお是正しない時はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても甲は、その責めを負わない。

(権利義務の承継)

第12条 乙に変更が生じるとき、または生じたときは、乙はこの契約の新当事者にこの契約に定める権利および義務を承継させよう、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出がない場合は、新当事者は乙の権利義務を承継したものとみなす。

(その他)

第13条 この契約に定めない事項については、福島市水道条例及び同施行規程、その他の定めに基づいて甲、乙協議の上定めるものとする。

(契約の有効期限)

第14条 この契約の有効期限は 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、上記契約期間満了前1ヵ月までに、甲、乙いずれからも異議の申し立てがないときは、この期間を更に1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

この契約の証として、次の書類を添えて（所有者等変更の場合は除く）契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

添付書類

1. 共同住宅管理人選定（変更）届
2. 共同住宅使用者名簿
3. 共同住宅のオートロック暗証番号（変更）届（オートロックを備えた共同住宅に限る）

年 月 日

甲

乙

(苦情処理)

第9条 使用者から、受水槽及び直結増圧設備以下についての苦情を受けた時は、すべて乙が処理しなければならない。

(周知及び協力)

第10条 乙及び管理人は、各使用者に対して、常にこの契約の内容を周知させ、甲の業務が円滑に処理できるよう協力しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に違反し、勧告しても、なお是正しない時はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても甲は、その責めを負わない。

(その他)

第12条 この契約に定めない事項については、福島市水道条例及び同施行規程、その他の定めに基づいて甲、乙協議の上定めるものとする。

(契約の有効期限)

第13条 この契約の有効期限は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、上記契約期間満了前1ヵ月までに、甲、乙いずれからも異議の申し立てがないときは、この期間を更に1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

この契約の証として、次の書類を添えて契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

添付書類

1. 共同住宅管理人選定（変更）届
2. 共同住宅使用者名簿
3. 暗証番号届（オートロックを備えた共同住宅に限る）

年 月 日

甲

乙

様式第1号（第3条関係）

共同住宅に対する各戸検針、各戸徴収申請書

年 月 日

福島市水道事業管理者
様

1. 装 置 場 所

2. 共 同 住 宅 名

棟 戸

3. 申 請 者

住 所

氏 名

上記の共同住宅に対する各戸検針、徴収の取扱いを適用して下さるよう申請
いたします。

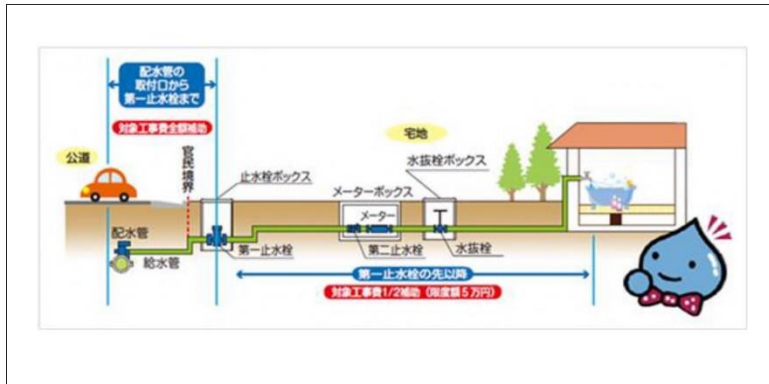
新旧対照表（１６．各種助成制度について）

改正後	改正前
16. 各種助成制度について 1. 給水装置工事資金融資あっせん制度 井戸水などの自家用水道から水道へ切り替える方の給水装置工事資金を、金融機関から無利子で借りられる制度。 ※全ての助成制度で可否決定があり、必ず融資されるわけではありません。 (1) 融資の限度額 ① 自宅は 60 万円以内 ② 貸家やアパートなどは 1 戸当たり最高 45 万円で、200 万円以内 ③ 工事金額の範囲内で、10 万円以上、1 万円単位での融資 ※建物内のリフォーム費用は除く。 (2) 制度の対象者並びに要件 ① 福島市給水区域内に居住し、給水装置工事をしようとする住居等の所有者の方 ② 償還能力のある方 ③ 市税を滞納していない方 ④ 連帯保証人を有する方 ⑤ その他必要な条件は、金融機関の定めによる。 ※住宅を新築する方、民営の簡易水道及び給水施設組合員の方、法人の方は対象外 (3) 申請に必要な書類 ① 給水装置工事資金融資あっせん申請書 ② 申込者の前年度の納税証明書(全項目) ③ その他局が必要とする書類 2. 鉛製給水管取替工事補助金交付制度 平成 15 年には水質基準の改正により、鉛の基準値が 0.01mg/l 以下に強化され、鉛製給水管の解消が求められていることから、補助をする制度。 ※全ての助成制度で可否決定があり、必ず補助されるわけではありません。 (1) 補助の対象となる工事 道路内配水管の取付け口から宅地内第 1 止水栓までの間に存在する鉛管を取替える工事 宅地内第 1 止水栓の矢先から給水用具までの間に存在する鉛管を取替える工事 ※新築や全面建て替えなどの工事は除く	

(2) 補助金額

道路内配水管の取付け口から宅地内第1止水栓までは全額補助

宅地内第1止水栓以降は工事費の1/2補助(上限5万円)



(3) 制度の対象者並びに要件

- ① 福島市給水区域内に居住し、給水装置工事をしようとする住居等の所有者の方
- ② 償還能力のある方
- ③ 市税を滞納していない方

(4) 申請に必要な書類

- ① 給水装置工事資金融資あっせん申請書
- ② 申込者の前年度の納税証明書(全項目)
- ③ その他局が必要とする書類

3. 配水管布設工事助成制度

水道管を引く工事費用は、原則個人負担であるが、水道局の水道管が布設されていない公道にφ50mm以上の水道管を布設する工事費用を助成する制度。

※全ての助成制度で可否決定があり、必ず助成されるわけではありません。

(1) 助成対象となる工事(給水区域内に限る)

- ① 住宅の新築工事を伴うもの(法人・営利目的を除く)
- ② 井戸水等の自家用水道から上水道へ切り替える工事
- ③ ①、②の工事に合わせて輻輳管を解消する工事

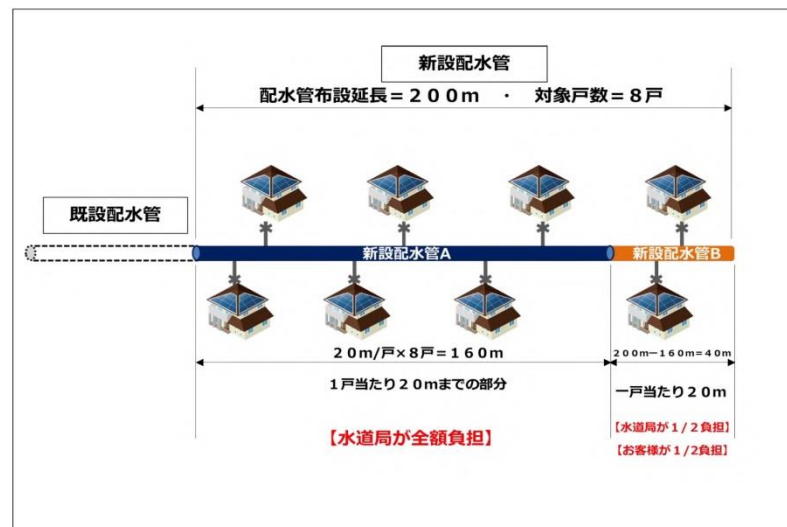
(2) 制度の条件(3戸以上)

- ① 公道の配管工事と住宅の配管工事は同時申請
- ② 屋内配管は全て上水道を使用
- ③ 工事完成后、公道の $\phi 50\text{mm}$ 以上の配管は寄付採納
- ④ 公道から宅地内への配管工事(分岐以降)は対象外
- ⑤ 申請者が給水しようとする住宅等の所有者又は建築主であること。
- ⑥ 上下水道料金及び市税を滞納していないこと。
- ⑦ 対象工事の完了と同時に上水道へ加入し使用すること。

(3) 助成額

- ① 公道に布設する水道管の延長が1戸当たり20mまでは全額負担
- ② 1戸当たり20mを超えた場合、超えた工事費の1/2の額を負担
- ③ 輻輳管解消を含む場合、分岐替え部分の工事費を全額負担
- ④ 対象工事費は、水道局が積算した工事費の範囲内

例



新旧対照表（１７．スプリンクラー設備設置について）

改正後	改正前
17. スプリンクラー設備設置について スプリンクラー設備は消防法で、大規模ビル・特殊な建築物・集合住宅(11 階以上)の部分において設置が義務付けられているほか、平成 19 年 6 月消防法が一部改正され、小規模の認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設においてスプリンクラー設備等の設置基準が強化されたことから、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に直結する範囲について、水道法の適用等を受けるため設置基準を定める。 スプリンクラー設備は建築物の完全消火を目的としたものではなく、火災ができるだけ小さいうちに散水を開始して火災拡大を防止(火災抑制)し消防救助・消火活動が開始されるまでの手段として使用されるもの 1. 調査 申請者は、設計前に本指針に定める事項について事前に十分調査するとともに、申請地における配水管の口径及び水圧の状況を調査する。当該設備を設置しようとするときは、消防設備士の指導の下に行うものとし、所管消防署等と十分な打ち合わせを行うこと。 申請者又は委任を受けた指定工事業業者は、不明な点があれば速やかに窓口の担当職員と協議し、解決するよう努めなければならない。 給水装置工事の申し込みにあつては、事前に現場調査をし申請地の状況を十分に調査しておくこと。この調査が不十分であると施工現場が混乱するとともに、最終的には水道に対する不信を招くこともあり得るので、主任技術者は十分な調査と関係者との協議を尽くすよう努力すること。 2. 事前協議 (1) 事前協議の申込 福島市の給水区域内において、水道直結式スプリンクラー設備を新たに設置又は改造しようとする者は、事前に必要書類を添付して協議を申し込まなければならない。 (2) 審査と回答 管理者は、申請書に基づき水道直結式スプリンクラー設備の設置が可能な場合はその旨を、不可能な場合はその理由を付してその旨を回答する。 直結給水は、必要な水量・水圧を安定的に供給できる場合に限られることから、申請ごとに現状及び将来の配水状況を考慮する必要があるため、計画段階の早い時期に事前に協議する必要がある。 協議にあたっては、水道について専門的な知識が必要となるため、申請者は申請にかかる業務を指定工事業業者に委任することができる。 2024.4	

申込に必要な添付書類は、以下のとおりとする。

- ・スプリンクラー設備設置事前協議書
- ・スプリンクラー設備設置条件承諾書
- ・位置図
- ・平面図
- ・詳細図(配管及びスプリンクラーヘッドの配置)
- ・立面図
- ・水理計算書
- ・消防設備士免状(写)
- ・工事設備対象設備等着工届出書(写し)
- ・増圧方式の場合の保守管理者との契約書(写)
- ・その他局が必要とする書類

3. 条 件

(1) 対象建物

対象建物は、以下のとおりとする。

- ① 専用住宅
- ② 共同住宅
- ③ 店舗等併用住宅(住戸部)
- ④ 共同住宅と事務所の併用(住戸部)
- ⑤ 特定施設(認知症高齢者グループホーム等)

特定施設とは、消防法施行令で定める防火対象区域で区分される第 6 項(ロ)及び第 6 項(ハ)に該当する小規模社会福祉施設(主として障害の程度が重い者を入所させる施設)で、養護老人ホーム等、救護施設等、知的障害児施設等、重症心身障害児施設等、知的障害者更生施設等の施設がある。

(2) 設置条件

- ① 消防法施行令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッド(最大流量)までの部分について水理計算を行うこと。
- ② スプリンクラー設備を設置しようとするものは、給水装置工事申込書に「事前協議書」「承諾書」を添付して提出すること。
- ③ 指定工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況等を調査し、当該器具必要水圧を確保できることを確認すること。
- ④ スプリンクラー系統の設計水量は一般給水量には含まない。

【住宅用】

スプリンクラーヘッド各栓の放水量は、製造業者の標準放水量を基に水量を確保すること。同一の部屋に複数個のヘッドを設置する場合、同時放水個数を考慮して設計すること。

【特定施設】

最大放水区域では、スプリンクラーヘッドが最大4個同時に開放する場合を想定し、建物の内装別に（表－1）に準じ設計すること。なお最大放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数が4に満たない場合は、1個当たりの放水量を表－1に準じ当該個数を乗じ設計すること。

最終末端ヘッドでは、30ℓ/min で設計すること。

（3）水理計算（共通事項）

配水管の分岐から最終末端水栓（ヘッド）までの流量（区間流量）を求める。

最終末端ヘッドでは、0.05Mpa 以上を確保すること。

※水理計算の対象となる末端水栓箇所は消防局の指示による。

表－1 内装別水理計算条件

	設計水量 (最大放水量 4 個)	ヘッド放水量 (1個当たり)	最小動水圧 (末端水圧)
不燃材、準不燃材	60ℓ/min	15ℓ/min	0.02Mpa
難燃材、その他	120ℓ/min	30ℓ/min	0.05Mpa

（4）配管・施工

- ① スプリンクラーヘッドは精密器具なので、取扱いは十分注意すること。
- ② スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用のスプリンクラー継手を使用すること
- ③ 湿式スプリンクラー設備の配管は、水および空気が停滞しないよう、配管末端にトイレのロータンク、浴槽の水栓など飲用に供せずかつ日常的に使用する水栓等を設置すること。
- ④ 逆流防止のため、飲用系統給水管からの分岐部に逆止弁等を設置すること。
- ⑤ スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲(天井等)に影響を与えるおそれがある場合は、防露措置を行うこと。
- ⑥ 当該機器を設置するときは、消防設備士の指導のもと実施すること。
- ⑦ 直圧方式において、単独水道メータの場合のメータ下流の主たる給水管口径は、水道メータの瞬時流量を超えない範囲であれば、1ランク上位の口径を認める。

新旧対照表

改正後	改正前																																				
〈資料番号2〉 様式第2号（第9条関係） <table><thead><tr><th>給水課長</th><th>給水課課長補佐</th><th>給水装置係長</th><th>係員</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 誓約書 福島市水道事業管理者様 年 月 日 給水装置工事申込者 住 所 氏 名（※） （※）本人（代表者）が所属しない場合は、記名押印してください。 給水装置の場所 福島市 上記の給水装置工事施工について第三者から異議があっても、市に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。	給水課長	給水課課長補佐	給水装置係長	係員					様式第2号（第9条関係） <table><thead><tr><th>給水課長</th><th>給水課課長補佐</th><th>給水装置係長</th><th>係員</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 誓約書 福島市水道事業管理者様 年 月 日 給水装置工事申込者 住 所 氏 名（※） （※）本人（代表者）が所属しない場合は、記名押印してください。 給水装置の場所 福島市 上記の給水装置工事施工について第三者から異議があっても、市に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。	給水課長	給水課課長補佐	給水装置係長	係員																								
給水課長	給水課課長補佐	給水装置係長	係員																																		
給水課長	給水課課長補佐	給水装置係長	係員																																		
〈資料番号3〉 様式第3号（第10条関係） <table><thead><tr><th>課長</th><th>課長補佐</th><th>係長</th><th>係員</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 給水装置工事施行申込み取消届 福島市水道事業管理者様 年 月 日 住 所 申込者 氏 名 下記のとおり給水装置工事施行申込みの取消をしたいのにお届けします。 <table><thead><tr><th>申込み受付年月日及び番号</th><th>年 月 日 第 号</th></tr></thead><tbody><tr><td>工 事 の 種 別</td><td>新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去</td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td>福島市</td></tr><tr><td>指定給水装置工事業者</td><td></td></tr><tr><td>理 由</td><td></td></tr></tbody></table>	課長	課長補佐	係長	係員					申込み受付年月日及び番号	年 月 日 第 号	工 事 の 種 別	新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去	工 事 場 所	福島市	指定給水装置工事業者		理 由		様式第3号（第10条関係） <table><thead><tr><th>課長</th><th>課長補佐</th><th>係長</th><th>係員</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 給水装置工事施行申込み取消届 福島市水道事業管理者様 年 月 日 住 所 申込者 氏 名 下記のとおり給水装置工事施行申込みの取消をしたいのにお届けします。 <table><thead><tr><th>申込受付年月日及び番号</th><th>年 月 日 第 号</th></tr></thead><tbody><tr><td>工 事 の 種 別</td><td>新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去</td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td>福島市</td></tr><tr><td>指定給水装置工事業者</td><td></td></tr><tr><td>理 由</td><td></td></tr></tbody></table>	課長	課長補佐	係長	係員					申込受付年月日及び番号	年 月 日 第 号	工 事 の 種 別	新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去	工 事 場 所	福島市	指定給水装置工事業者		理 由	
課長	課長補佐	係長	係員																																		
申込み受付年月日及び番号	年 月 日 第 号																																				
工 事 の 種 別	新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去																																				
工 事 場 所	福島市																																				
指定給水装置工事業者																																					
理 由																																					
課長	課長補佐	係長	係員																																		
申込受付年月日及び番号	年 月 日 第 号																																				
工 事 の 種 別	新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去																																				
工 事 場 所	福島市																																				
指定給水装置工事業者																																					
理 由																																					

〈資料番号4〉

様式第4号(第12条関係)

課 長	課長補佐	係 長	処	メーター内容照合	・	・	・	
			理	使用者異動処理	・	・	・	
					・	・	・	

水 道 使 用 申 込 書

福島市水道事業管理者

年 月 日

〒		—		使用年月日		年		月		日	
給水装置場所		フリガナ									
		福島市						(字)		番	
アパート名 マンション名 方											
								号棟		号	
お客様のお名前		フリガナ						電		()	
								話		—	
水道料金等の 納入通知書を 上記以外の住所 へ送付する場合 にご記入下さい		〒						—			
		フリガナ						地		区	
		住 所						コード		大分類	
		フリガナ								小分類	
		お 名 前						電		()	
								話		—	
給水装置所有者		フリガナ						地		区	
		住 所						コード		大分類	
		フリガナ								小分類	
		お 名 前						電		()	
								話		—	
指定給水装置工事業者		(担当者)									
業 態 コード		大分類				小分類				用 途	
								電 話		()	
目 標 略 図											



受水槽

有・無

家 屋

(M) 印……メーター

△印……玄関

水道局記入欄	お客様番号				水栓番号				順路番号				
	地区コード		大分類	小分類	指針	使用水量	メータ位置	点検日	検針員				
	×	□	径	番	号	種	別	検満年月	取付年月日	取付指針	記事		
	φ							・	・	・			

様式第4号 (第12条関係)

課 長	課長補佐	係 長

處理	受 付 年 月 日	・ ・	印
	異 動 処 理	・ ・	印
		・ ・	印

水道使用申込書

福島市水道事業管理者 様

提出日 年 月 日

給水装置場所		〒 ー			使用開始日		年 月 日		
		フリガナ							
		福島市			(字)		番 号		
マンション名 アパート名・方書		フリガナ							
お客様のお名前		フリガナ			電		()		
					話		ー		
水道料金等の		〒 ー							
納入通知書を		フリガナ			地区		大分類		小分類
上記以外の住所		住所			コード				
へ送付する場合		フリガナ			電		()		
にご記入下さい		お名前			話		ー		
給水装置所有者		フリガナ			地区		大分類		小分類
		住所			コード				
		フリガナ			電		()		
		お名前			話		ー		
指定給水装置工事事業者		(担当者)							
業 態 コード	大分類		小分類		用 途		電 話	()	ー
目 標 略 図									
N 受水槽 有・無 家 屋 ④印 赤色・・・メーター △印・・・玄関									

水道 局 記入 欄	水 栓 番 号										一										受 付 番 号																																																	
	地 区 コード										大 分 類										小 分 類										指 針 使 用 水 量										メー ター 位 置 点 検 日										検 針 員																			
	メー ター φ										番 号										槽 別										検 満 年 月										取 付 年 月 日										取 付 指 針										記 事									
																															年 月										年 月 日										m																			

〈資料番号5〉

様式第5号(第13条関係)

課 長	課長補佐	係 長	係 員	受 付 番 号

給水装置代理人(指定・変更)届

年 月 日

福島市水道事業管理者 様

給水装置所有者

住 所

フリガナ

氏 名

電 話 ()

給水装置の代理人を指定(変更)したのでお届けします。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	福島市
給 水 装 置 の 種 別	専用給水装置 ・ 私設消火栓
給 水 装 置 の 新 代 理 人 旧 代 理 人	福島市 フリガナ 氏 名 電 話 ()
指定変更年月日	年 月 日

様式第5号(第13条関係)

課 長	課長補佐	係 長	係 員	受 付 番 号

給水装置代理人(指定・変更)届

年 月 日

福島市水道事業管理者 様

給水装置所有者

住 所

フリガナ

氏 名

電 話 ()

給水装置の代理人を指定(変更)したのでお届けします。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	福島市
給 水 装 置 の 種 別	専用給水装置 ・ 私設消火栓
給 水 装 置 の 新 代 理 人 旧 代 理 人	福島市 フリガナ 氏 名 電 話 ()
指定変更年月日	年 月 日

〈資料番号6〉

様式第6号(第14条関係)

表							
課長	課長補佐	係	長	係員	処 理	年 月 日	印
					データ入力作成	・ ・	
					データ調定	・ ・	

共同住宅管理人選定届

年 月 日

福島市水道事業管理者様

住所(給水装置場所)

(ふりがな)

共同住宅管理人名

電 話(ー)

所有者住所

(ふりがな)

氏 名

電 話(ー)

団地・アパート名

入居室数 室

上記のとおり共同住宅の管理人を選定したので、お届けします。
なお、使用者は、下記のとおりですので併せてお届けします。

住宅(室)番号	使用者氏名	住宅(室)番号	使用者氏名

様式第6号(第14条関係)

表							
課長	課長補佐	係	長	係員	処 理	年 月 日	印
					データ入力作成	・ ・	
					データ調定	・ ・	

共同住宅管理人選定届

年 月 日

福島市水道事業管理者様

住所(給水装置場所)

(ふりがな)

共同住宅管理人名

電 話(ー)

所有者住所

(ふりがな)

氏 名

電 話(ー)

団地・アパート名

入居室数 室

上記のとおり共同住宅の管理人を選定したので、お届けします。
なお、使用者は、下記のとおりですので併せてお届けします。

住宅(室)番号	使用者氏名	住宅(室)番号	使用者氏名

裏

[illegible]

裹

[illegible]

〈資料番号 7〉

様式第 8 号(第 18 条関係)

給水課長	給 水 課 課長補佐	給水検査 係 長	係 員

工 作 物 等 の 設 置 届

福島市水道事業管理者 様

年 月 日

給水装置使用者(給水装置所有者)

住 所

氏 名

私が貸与を受け管理している水道メーターの設置場所に下記の理由により(物件を置き)(工作物を設け)たいのでお届けいたします。

なお、メーターの移転に要する費用は私が負担いたします。

記

給水装置 場 所	福島市
(理由)	

(註) 本文の()書に該当しない箇所を抹消して下さい。

様式第 8 号(第 18 条関係)

給水課長	給 水 課 課長補佐	給水検査 係 長	係 員

工 作 物 等 の 設 置 届

福島市水道事業管理者 様

年 月 日

給水装置使用者(給水装置所有者)

住 所

氏 名

私が貸与を受け管理している水道メーターの設置場所に下記の理由により(物件を置き)(工作物を設け)たいのでお届けいたします。

なお、メーターの移転に要する費用は私が負担いたします。

記

給水装置 場 所	福島市
(理由)	

(註) 本文の()書に該当しない箇所を抹消して下さい。

〈資料番号8〉

様式第9号(第18条関係)

課長	課長補佐	係長	係員

メーター亡失(き損)届

福島市水道事業管理者様

年 月 日

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置管理人)

住 所

氏 名

下記の事由により保管中のメーターを亡失(き損)しましたのでお届けいたします。

記

給水装置の場所	福島市
給水装置の種別	専用給水装置 ・ 私設消火栓
使用者の氏名	
(理 由)	
※ メーターの種別()口径 番号 有効年限 年 月 取付 年 月 日	

様式第9号(第18条関係)

課長	課長補佐	係長	係員

メーター亡失(き損)届

福島市水道事業管理者様

年 月 日

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置管理人)

住 所

氏 名

下記の事由により保管中のメーターを亡失(き損)しましたのでお届けいたします。

記

給水装置の場所	福島市
給水装置の種別	専用給水装置 ・ 私設消火栓
使用者の氏名	
(理 由)	
※ メーターの種別()口径 番号 有効年限 年 月 取付 年 月 日	

〈資料番号9〉

様式第10号(第20条関係)

課長	課長補佐	係長			

水道使用異動(休止・廃止)届

福島市水道事業管理者

届出年月日 年 月 日

届け出したいものに○印をつけてください。

1 使用休止	2 使用廃止	共同住宅
お客様番号		
給水装置場所		住所 福島市
		アパート名 マンション名 方書
フリガナ		
お客様のお名前		電話
水道使用をやめたい日		年 月 日 水道料金 精算方法
フリガナ		住所コード
転居先の住所		送付先入力 済 未
転居先の 給水申込 の有無	有 無	年 月 日
		アパート名 マンション名 方書
お客様のお名前		電話
口座継続 の有無	有 無	使用休止申込者名
		1 本人 2 代理人
		電話

様式第10号(第20号関係)

課長	課長補佐	係長			

水道使用異動(休止・廃止)届

福島市水道事業管理者 様

届出年月日 年 月 日

届け出したいものに○印をつけてください。

1. 使用休止	2. 使用廃止	共同住宅
水検番号		
給水装置場所		住所 福島市
		アパート名 マンション名 方書
フリガナ		
お客様のお名前		電話
水道使用をやめたい日		年 月 日 水道料金 精算方法
フリガナ		住所コード
転居先の住所		送付先入力 済 未
転居先の 給水申込 の有無	有 無	年 月 日
		アパート名 マンション名 方書
お客様のお名前		電話
口座継続 の有無	有 無	使用休止申込者名
		1. 本人 2. 代理人
		電話

〈資料番号10〉

様式第10号の2(第20条関係)

課長	課長補佐	係	長

水道使用異動届
福島市水道事業管理者
届け出したいものに○印をつけてください。

- 1 使用申込 3 管理人変更 5 口径変更 7 再開栓
2 名義変更 4 用途変更 6 送付先変更 8 その他

受付者	・	・	印
異動処理	・	・	印
共同住宅 カード処理	・	・	印

届出年月日 年 月 日
お客様番号

※1 ご使用開始日 年 月 日 ※1 開始日は使用申込の場合記入してください。		共同住宅	
①給水装置場所	住所	福島市	
	アパート名 マンション名 方 書	電話	— —
	フリガナ お客様の お 名 前		
※2 ②料金請求先	住所		
	アパート名 マンション名 方 書	電話	
	フリガナ お客様の お 名 前		

※2 ①と②が異なる場合は、②にも記入してください。

申込者名	1 本人 2 代理人 電 話 — —	閉栓月日	年 月 日
口座継続	有	閉栓区分	
	無		
名義変更 又は管理人変更	いままでの お 名 前	位 置	新 旧
	理 由	種 別	
		口 径	
記 事	所有者又は 管理会社 前のお客様 のお 名 前	番 号	
		指 針	
		取 付 外	年 月 日
指定給水装置 工事事業者 業 態 コード	大分類 小分類 用 途 電話 — —	(担当者)	
給水装置所有者	フリガナ		
	住 所		
	アパート名 マンション名 方 書	電話	— —
	フリガナ お 名 前		

様式第10号の2 (第20条関係)

課長	課長補佐	係	長

水道使用異動届

福島市水道事業管理者 様
届け出したいものに○印をつけてください。

1. 使用申込 3. 管理人変更 5. 口径変更 7. 再開栓
2. 名義変更 4. 用途変更 6. 送付先変更 8. その他

水栓番号

受付者	・	・	印
異動処理	・	・	印
共同住宅 カード処理	・	・	印

届出年月日 年 月 日

※1 ご使用開始日 年 月 日 ※1 開始日は使用申込の場合記入してください。		共同住宅	
①給水装置場所	フリガナ	福島市	
	アパート名 マンション名 方 書	電話	— —
	フリガナ お客様の お 名 前	印	
※2 ②料金請求先	フリガナ		
	アパート名 マンション名 方 書	電話	— —
	フリガナ お客様の お 名 前		

※2 ①と②が異なる場合は、②にも記入してください。

申込者名	1. 本人 2. 代理人 電 話 — —	閉栓月日	年 月 日
口座継続	有	閉栓区分	
	無		
名義変更 または 管理人変更	いままでの お 名 前	位 置	新 旧
	理 由	種 別	
		口 径	
記 事	所有者 または 管理会社 前のお客様 のお 名 前	番 号	
		検漏年月	・
		指針	
		取 付 外	年 月 日
指定給水装置 工事事業者 業 態 コード	大分類 小分類 用 途 電話 — —	(担当者)	
給水装置所有者	フリガナ		
	住 所		
	アパート名 マンション名 方 書	電話	— —
	フリガナ お 名 前		

〈資料番号11〉

様式第11号(第20条関係)

課長		課長補佐		係長		係員		処理	調定通知	No.
課長		課長補佐		係長		係員		処理	料 金	

No.

私設消火栓使用申込書

福島市水道事業管理者 殿

年 月 日

給水装置使用者(給水装置所有者)

住 所

氏 名

下記のとおり私設消火栓の使用申込みをいたします。

記

使	目 的	消防演習のため		
	場 所	福島市		
		福島市		
		福島市		
用	日 時	年 月 日 午 前 後 時 分		
	時 間	1栓 分間		
	栓 数	栓		
メーター経由の有 無		有 無	使用前指針 m ³ 使用后指針 m ³	差引使用水量 m ³
屋外屋内の別		屋 外 屋 内		

様式第11号(第20条関係)

課長		課長補佐		係長		係員		処理	調定通知	No.
課長		課長補佐		係長		係員		処理	料 金	

No.

私設消火栓使用申込書

福島市水道事業管理者 殿

年 月 日

給水装置使用者(給水装置所有者)

住 所

氏 名

下記のとおり私設消火栓の使用申込みをいたします。

記

使	目 的	消防演習のため		
	場 所	福島市		
		福島市		
		福島市		
用	日 時	年 月 日 午 前 後 時 分		
	時 間	1栓 分間		
	栓 数	栓		
メーター経由の有 無		有 無	使用前指針 m ³ 使用后指針 m ³	差引使用水量 m ³
屋外屋内の別		屋 外 屋 内		

〈資料番号12〉

様式第12号（第20条関係）

課長	課長補佐	係長	係員	処 理	年 月 日
				給水台帳	
				水栓番号	

No. _____	
給水装置所有者変更届	
福島市水道事業管理者 様	
年 月 日	
新給水装置所有者	
住 所 福島市	
フリガナ 氏 名 (※)	
電 話 ()	
(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。	
下記のとおり給水装置の所有者が変更したのでお届けします。	
記	
給 水 装 置 設 置 場 所	福島市
給水装置の種別	専 用 給 水 装 置 ・ 私 設 消 火 栓
給水装置旧所有者 氏 名	福島市 氏 名 (※) (※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第12号（第20条関係）

課長	課長補佐	係長	係員	処 理	年 月 日
				給水台帳	
				水栓番号	

No. _____	
給水装置所有者変更届	
福島市水道事業管理者 様	
年 月 日	
新給水装置所有者	
住 所 福島市	
フリガナ 氏 名 (※)	
電 話 ()	
(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。	
下記のとおり給水装置の所有者が変更したのでお届けします。	
記	
給 水 装 置 設 置 場 所	福島市
給水装置の種別	専 用 給 水 装 置 ・ 私 設 消 火 栓
給水装置旧所有者 氏 名	福島市 氏 名 (※) (※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
変 更 年 月 日	年 月 日

〈資料番号13〉

様式第15号(第23条関係)

課長	課長補佐	係長	係員

給水装置検査請求書

福島市水道事業管理者 殿

年 月 日

請求者住所 福島市 町(字) 番 号

氏名

給水装置の場所 福島市 町(字) 番 号

次の理由により給水装置の水質の検査を請求いたします。

理由(なるべく詳細に記入して下さい。)

(注) 給水装置の水質について該当の箇所を○で囲んで下さい。

〈資料番号14〉

(土地・家屋・給水管) 使用承諾書

下記申込者の給水装置工事について私の所有する(土地・家屋・給水管)の使用を承諾しました。

年 月 日

住所
所有者
氏名 (※)
給水装置設置場所 福島市
住所
申込者
氏名 (※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第16号(第22条関係)

課長	課長補佐	係長	係員

給水装置検査請求書

福島市水道事業管理者 殿

年 月 日

請求者住所 福島市 町(字) 番 号

氏名

給水装置の場所 福島市 町(字) 番 号

次の理由により給水装置の水質の検査を請求いたします。

理由(なるべく詳細に記入して下さい。)

(注) 給水装置の水質について該当の箇所を○で囲んで下さい。

(土地・家屋・給水管)使用承諾書

下記申込者の給水装置工事について私の所有する(土地・家屋・給水管)の使用を承諾しました。

年 月 日

住所
所有者
氏名 (印)
給水装置設置場所 福島市
住所
申込者
氏名 (印)

〈資料番号15〉

委 任 状

年 月 日

福島市水道事業管理者 様

委任者

住 所

氏 名

㊞

受注者

住 所

氏 名

㊞

私は、

を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

委 任 事 項

1. 設計審査手数料
2. しゅん工検査手数料
3. 分岐立会手数料
4. 加 入 金

の還付に関する一切の件

委 任 状

年 月 日

福島市水道事業管理者 様

委任者

住 所

氏 名

㊞

受注者

住 所

氏 名

㊞

私は、

を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

委 任 事 項

1. 設計審査手数料
2. しゅん工検査手数料
3. 分岐立会手数料
4. 加 入 金

の還付に関する一切の件

〈資料番号16〉

年 月 日

調 査 書
(自家用水道から上水道に切り替える場合)

福島市水道事業管理者 様

指定給水装置工事事業者

主任技術者
(調査担当者)

項 目	内 容			
給水装置設置場所	福島市	町(字)	番	号
申 込 者 氏 名				
調 査 月 日	年	月	日	
水 圧 試 験	0.98Mpa 2分間以上			
管 種 埋 設 管		立上り管		
口 径 埋 設 管	mm	立上り管	mm	
埋 設 深 さ 埋 設 管	cm			
逆 流 防 止 器 具				
管の防護(防寒)				

※水圧試験、埋設深さ、逆流防止取付け、保温状況については、写真を添付すること。

〈資料番号17〉

令和 年 月 日

福島市水道事業管理者 様

給 水 装 置 社 内 し ゅ ん 工 検 査 結 果 書

給水装置工事について、社内検査結果を下記のとおり報告します。
また、しゅん工検査合格後、2週間以内にしゅん工図を提出します。

記

1. 申込者氏名 _____ 受付番号 _____ 指定工事業者 _____
2. 装置の場所 福島市 _____ 主任技術者 _____
3. 装置の概要 イ、給水方式(直結式・受水槽式・直結増圧式) ロ、工事種別(新設・改造・撤去) ハ、メーター口径(φ _____)
- ニ、給水性数(_____ 栓)(新設 栓、既設 栓)

4. 検査の内容

検査項目	施工・機能	検査項目	施工・機能	検査項目	施工・機能	その他
1. 分 水 ・ 分 岐	通 ・ 否	6. 給圧弁(きょう)	通 ・ 否	11. 立 上 り 管	通 ・ 否	漏 水 有 ・ 無
2. 仕切弁(きょう)	通 ・ 否	7. メーター(きょう)	通 ・ 否	12. ハ ッ タ ー	通 ・ 否	漏 り 有 ・ 無
3. 止水栓(きょう)	通 ・ 否	8. 水振栓(きょう)	通 ・ 否	13. 保 温 状 況	通 ・ 否	有 ・ 無
4. 親水弁(きょう)	通 ・ 否	9. 給 水 栓	通 ・ 否	14. 受 水 槽	通 ・ 否	残 留 mg/L
5. 逆 流 防 止 弁	通 ・ 否	10. 配 管	通 ・ 否	15. 吸 排 気 弁	通 ・ 否	1次水 MPa

5. 水圧テスト 0.98 點 _____分間 (2分間以上)

6. 検査の結果 合 格 ・ 不合格

7. その他事項 _____

検査年月日 _____ 年 月 日 (曜日)

※写真検査時については、工事の施工が確認出来るしゅん工図面・写真を添付し、同時に提出すること。
また、給水装置社内しゅん工検査項目詳細報告(チェックシート)を提出すること。

調 査 書

(自家用水道から上水道に切り替える場合)

福島市水道事業管理者 様

指定給水装置工事事業者

主任技術者
(調査担当者)

項 目	内 容			
給水装置設置場所	福島市	町(字)	番	号
申 込 者 氏 名				
調 査 月 日	年	月	日	
水 圧 試 験	0.98Mpa 2分間以上			
管 種 埋 設 管		立上り管		
口 径 埋 設 管	mm	立上り管	cm	
埋 設 深 さ 埋 設 管	cm			
逆 流 防 止 器 具				
管の防護(防寒)				

※水圧試験、埋設深さ、逆流防止取付け、保温状況については、写真を添付すること。

年 月 日 (曜日)

福島市水道事業管理者 様

給 水 装 置 社 内 し ゅ ん 工 検 査 結 果 書

給水装置工事について検査の結果を上記のとおり報告します。

記

1. 申込者氏名 _____ 指定工事業者 _____
2. 装置の場所 _____ (主任技術者) _____
3. 装置の概要 イ、工事種別(改造・撤去) ロ、メーター口径(φ _____) ハ、給水性数(_____ 栓)
- ニ、給水方式(直結式・受水槽式)

4. 検査の内容

検査項目	施工・機能	検査項目	施工・機能	検査項目	施工・機能	その他
1. 分 岐	通 ・ 否	6. 給 水 栓	通 ・ 否	11. 保 温 材	通 ・ 否	漏 水 有 ・ 無
2. 止水栓(きょう)	通 ・ 否	7. 特殊器具	通 ・ 否	12. パ ル プ	通 ・ 否	漏 り 有 ・ 無
3. 遮 止 弁	通 ・ 否	8. 配 管	通 ・ 否	13. 受 水 槽	通 ・ 否	残 留 mg/L
4. メーター(きょう)	通 ・ 否	9. 立 上 り 管	通 ・ 否			
5. 水振栓(きょう)	通 ・ 否	10. 保 温	通 ・ 否			水圧 MPa

5. 検査の結果 合格 不合格

6. その他 _____

検査年月日 _____ 年 月 日

※ 工事の施工が確認出来る写真を添付すること。

〈資料番号18〉

水道局担当課	担当者氏名
配・給・建・施	

令和 年 月 日

福島市水道事業管理者様

申請者

断水届

下記により断水のうえ工事施工をしたいので、許可下さるよう申請します。

記

1. 給水工事受付番号 契 約 ・ 番 号	第 号
2. 断 水 の 理 由	
3. 断 水 日 時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時から 令和 年 月 日 () 午前・午後 時まで
4. 断水区域及び戸数	福島市 地内 約 戸
5. 工 事 箇 所	福島市 番 号 地先
6. 工事中の交通規制	イ、片側通行になります。 ロ、通行止めになります。
7. 断水広報の方法	イ、広報車で 時と 時に広報する。 ロ、口頭にて各戸に周知する。 ハ、自社にて各戸にチラシを配布し周知します。
8. 現 場 責 任 者	
9. 消 火 栓 の 有 無	基 ・ 無
10. 備 考	

*添付書類 断水のお知らせ

位置図・戸番図の写し（工事箇所・断水区域・消火栓を明記）
安全対策図（通行止めの場合は、迂回路図）

★ 断水3日前までの午前中に、担当係を経由して給水装置係へ提出して下さい。

水道局担当課	担当者氏名
配・給・建・施	

令和 年 月 日

福島市水道事業管理者様

申請者

断水届

下記により断水のうえ工事施工をしたいので、許可下さるよう申請します。

記

1. 給水工事受付番号 契 約 ・ 番 号	第 号
2. 断 水 の 理 由	
3. 断 水 日 時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時から 令和 年 月 日 () 午前・午後 時まで
4. 断水区域及び戸数	福島市 地内 約 戸
5. 工 事 箇 所	福島市 番 号 地先
6. 工事中の交通規制	イ、片側通行になります。 ロ、通行止めになります。
7. 断水広報の方法	イ、広報車で 時と 時に広報する。 ロ、口頭にて各戸に周知する。 ハ、自社にて各戸にチラシを配布し周知します。
8. 現 場 責 任 者	
9. 消 火 栓 の 有 無	基 ・ 無
10. 備 考	

*添付書類 断水のお知らせ

位置図・戸番図の写し（工事箇所・断水区域・消火栓を明記）
安全対策図（通行止めの場合は、迂回路図）

★ 断水3日前までの午前中に、担当係を経由して給水装置係へ提出して下さい。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）
福島市水道事業管理者

住所

申請者
（所有者）

氏名

印

給 水 施 設 の 寄 附 申 請 書

私が所有する給水施設について無償譲渡したいので、給水施設の寄附受入に関する要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、寄附した給水施設の所有にかかる権利は、同要綱第9条に基づき福島市水道事業管理者へ帰属する事に同意します。

寄 附 給 水 施 設 の 名 称 及 び 種 類	別紙物件明細書 参照		
寄 附 給 水 施 設 の 所 在 地	福島市 福島市	地先 から 地先 まで	
寄 附 消 火 栓 の 所 在 地	福島市	地先	
所在地の路線名等	公道（国・県・市道）		
		線（第 号）	
		線（第 号）	
	公道に準ずる道路		

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）
福島市水道事業管理者

住所

申請者
（所有者）

氏名

印

給 水 施 設 の 寄 附 申 請 書

私が所有する給水施設について無償譲渡したいので、給水施設の寄附受入に関する要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、寄附した給水施設の所有にかかる権利は、同要綱第9条に基づき福島市水道事業管理者へ帰属する事に同意します。

寄 附 給 水 施 設 の 名 称 及 び 種 類	別紙物件明細書 参照		
寄 附 給 水 施 設 の 所 在 地	福島市 福島市	地先 から 地先 まで	
寄 附 消 火 栓 の 所 在 地	福島市	地先	
所在地の路線名等	公道（国・県・市道）		
		線（第 号）	
		線（第 号）	
	公道に準ずる道路		

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）

福島市水道事業管理者

住所
申請者
（所有者）
氏名

印

給 水 施 設 切 替 承 諾 書

私が所有する下記の給水施設について、給水施設の寄附受入に関する要綱第5条に基づき
福島市水道局が布設する配水管に切替をし、廃止施設になる事に承諾します。

1. 給水施設の名称及び種類

物件内容 管種 ϕ × (L) m （附属施設を含む。）

2. 給水施設の所在地

福島市 地先 から
福島市 地先 まで

3. その他

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）

福島市水道事業管理者

住所
申請者
（所有者）
氏名

印

給 水 施 設 切 替 承 諾 書

私が所有する下記の給水施設について、給水施設の寄附受入に関する要綱第5条に基づき
福島市水道局が布設する配水管に切替をし、廃止施設になる事に承諾します。

1. 給水施設の名称及び種類

物件内容 管種 ϕ × (L) m （附属施設を含む。）

2. 給水施設の所在地

福島市 地先 から
福島市 地先 まで

3. その他

年 月 日

に係る同意書

地先

印

申請・承諾 をする事に同意します。

[illegible]

年 月 日

に係る同意書

地先

印

申請・承諾 をする事に同意します。

[illegible]

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

物件明細書

[illegible]

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

物件明細書

[illegible]

〈資料番号20〉

年 月 日

福島市水道事業管理者 様

住 所
申請人 氏 名

消 火 栓 の 寄 付 申 込 書

福島市 の消火栓を、関係書類を添えて貴市に寄付いたしますので、よろしくお願いします。

1. 位置図

2. 寄付物件名、規格数量、取得年月日は別紙の通り

年 月 日

福島市水道事業管理者 様

住 所
申請人 氏 名

消 火 栓 の 寄 付 申 込 書

福島市 の消火栓を関係書類を添えて貴市に寄付しますので、よろしくお願いします。

1. 位置図

2. 寄付物件名、規格数量、取得年月日は別紙の通り

〈資料番号21〉

福水路発第 号
年 月 日

様
住 所
氏 名

道 路 工 事 着 工 届

年 月 日付け占国東整福道管第 号で許可を受けた
道路工事を下記により着工するので、届け出ます。

記

工 事 の 目 的	
工 事 の 施 工 場 所	一般国道 号
着 工 年 月 日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工 事 の 方 法	直 営 ・ 請 負
備 考	

(注)

1. 本届書は、記入のみで可とし、捺印は要しない。
2. 備考欄には、必要に応じて、道路使用許可書の内容について記載すること。

福水路発第 号
年 月 日

様
住 所
氏 名

道 路 工 事 着 工 届

年 月 日付け占国東整福道管第 号で許可を受けた
道路工事を下記により着工するので、届け出ます。

記

工 事 の 目 的	
工 事 の 施 工 場 所	一般国道 号
着 工 年 月 日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工 事 の 方 法	直 営 ・ 請 負
備 考	

(注)

1. 本届書は、記入のみで可とし、捺印は要しない。
2. 備考欄には、必要に応じて、道路使用許可書の内容について記載すること。

〈資料番号22〉

福水路発第 号
年 月 日

様

住 所
氏 名 (名称)

(担当者)
(電 話)

着 工 届

年 月 日付、福島県指令 北建第 号で許可を受けた
道路法第32条に関する工事は、下記のとおり着工します。

記

1. 路 線 名 一般県道 線
2. 工 事 の 場 所 _____
3. 工 事 の 期 間
(予定期間) 年 月 日 着手 (着工)
年 月 日 竣工 (竣工予定)

(注) 警察の道路使用許可書(写)を添付し、工事着手(着工)前に提出してください。

福水路発第 号
年 月 日

様

住 所
氏 名 (名称)

(担当者)
(電 話)

着 工 届

年 月 日付、福島県指令 北建第 号で許可を受けた
道路法第32条に関する工事は、下記のとおり着工します。

記

1. 路 線 名 一般県道 線
2. 工 事 の 場 所 _____
3. 工 事 の 期 間
(予定期間) 年 月 日 着手 (着工)
年 月 日 竣工 (竣工予定)

(注) 警察の道路使用許可書(写)を添付し、工事着手(着工)前に提出してください。

占 用 工 事 着 工 届

福水路発 第 号
年 月 日

道路管理者
福 島 市 長 様

担当者氏名 _____
Tel _____ 内線 _____

次のとおり占用工事を着工しますのでお届けいたします。

許 可 番 号	年 月 日付	占 第 号
工 事 個 所	福島市	地先
工 事 目 的		
着 工 年 月 日	年 月 日	
完 了 年 月 日	年 月 日	
工事施工業者 住 所 ・ 氏 名	担当者 Tel	
摘 要		

※道路使用許可証の写を添付のこと。

1.5 (51-061)

占 用 工 事 着 工 届

福水路発 第 号
年 月 日

道路管理者
福 島 市 長 様

担当者氏名 _____
Tel _____ 内線 _____

次のとおり占用工事を着工しますのでお届けいたします。

許 可 番 号	年 月 日付	占 第 号
工 事 個 所	福島市	地先
工 事 目 的		
着 工 年 月 日	年 月 日	
完 了 年 月 日	年 月 日	
工事施工業者 住 所 ・ 氏 名	担当者 Tel	
摘 要		

1.5 (51-061)

※道路使用許可証の写を添付のこと。

〈資料番号24〉

福水路発第 号
年 月 日

様
住 所
氏 名

道 路 工 事 完 了 届

下記のとおり を完了したので届け出ます。

記

許 可 番 号 及 び 年 月 日	占国東整福維第 号 年 月 日
占 用 目 的	
占 用 場 所	一般国道 号
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
完 了 年 月 日	年 月 日

(注)

1. 本届書は、記入のみで可とし、押印は要しない。
2. 道路地下に埋設、あるいは埋設物を撤去する工事(路面復旧まで)については、管の埋設から路面復旧に至る工程毎の写真を添付することとし(ただし、立坑が全て民地の場合は不要)、推進、シールド工事については、縦横断測定表を提出すること。

上記工事は、平成 年 月 日検査の結果完成を確認する。

令和 年 月 日

福水路発第 号
年 月 日

様
住 所
氏 名

道 路 工 事 完 了 届

下記のとおり を完了したので届け出ます。

記

許 可 番 号 及 び 年 月 日	占国東整福維第 号 年 月 日
占 用 目 的	
占 用 場 所	一般国道 号
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
完 了 年 月 日	年 月 日

(注)

1. 本届書は、記入のみで可とし、押印は要しない。
2. 道路地下に埋設、あるいは埋設物を撤去する工事(路面復旧まで)については、管の埋設から路面復旧に至る工程毎の写真を添付することとし(ただし、立坑が全て民地の場合は不要)、推進、シールド工事については、縦横断測定表を提出すること。

上記工事は、平成 年 月 日検査の結果完成を確認する。

平成 年 月 日

〈資料番号25〉

福水路発第 号
年 月 日

様

住 所
氏 名 (名称)

工 事 完 了 届

年 月 日付、福島県指令北建第 号で許可を受
けた道路法第 32 条に関する工事は、年 月 日完了したの
で お届けします。

記

1. 路 線 名 県道 線
2. 工事の場所
3. 工事の期間 年 月 日～ 年 月 日
4. 添 付 書 類 着工前・工事中・竣工の写真

福水路発第 号
年 月 日

様

住 所
氏 名 (名称)

工 事 完 了 届

年 月 日付、福島県指令北建第 号で許可を受
けた道路法第 32 条に関する工事は、年 月 日完了したの
で お届けします。

記

1. 路 線 名 県道 線
2. 工事の場所
3. 工事の期間 年 月 日～ 年 月 日
4. 添 付 書 類 着工前・工事中・竣工の写真

〈資料番号26〉

占 用 工 事 完 了 届

福水路発第 号
年 月 日

道路管理者
福 島 市 長 様

担当者氏名 _____

TEL _____ 内線 _____

次のとおり占用工事を完了しましたのでお届けいたします。

許 可 番 号	年 月 日 付	占第	号
工 事 個 所	福島市		地先
工 事 目 的			
着 工 年 月 日	年	月	日
完 了 年 月 日	年	月	日
工事施工業者 住 所 ・ 氏 名	(担 当) (連絡先)		
舗装施工業者 住 所 ・ 氏 名	(担 当) (連絡先)		
復 旧 面 積	申請	m ²	完了 m ²
摘 要	工事路線 (市道番号・路線名)		

※工事施工写真一式を添付のこと。

1.5 (51-061)

占 用 工 事 完 了 届

福水路発第 号
年 月 日

道路管理者
福 島 市 長 様

担当者氏名 _____

TEL _____ 内線 _____

次のとおり占用工事を完了しましたのでお届けいたします。

許 可 番 号	年 月 日 付	占第	号
工 事 個 所	福島市		地先
工 事 目 的			
着 工 年 月 日	年	月	日
完 了 年 月 日	年	月	日
工事施工業者 住 所 ・ 氏 名	(担 当) (連絡先)		
舗装施工業者 住 所 ・ 氏 名	(担 当) (連絡先)		
復 旧 面 積	申請	m ²	完了 m ²
摘 要	工事路線 (市道番号・路線名)		

1.5 (51-061)

※工事施工写真一式を添付のこと。

〈資料番号 27〉

受付番号

受託工事業者
（管渠材料施工等）

年 月 日

申込者住所
（給水装置設置者）
氏 名

給水装置工事主任技術者

使用材料確認一覧表

（注）水道法第16条に基づく給水装置の構造及び材質基準

給水管及び給水用具	自己認証製品	第三者認証製品	会社名	適用
ダクタイル鑄鉄管（種類）				
耐衝撃性硬質塩化ビニール管				
ポリエチレン管（1種2層管）				
銅管（種類）				
配水用ポリエチレン管				
サドル付分水栓				
仕切弁				
冠水制御水弁				
止水栓				
各種継手（特殊継手）				
逆止弁付ボール止水栓				
水抜栓				

受付番号

コード

受託工事業者
（管渠材料施工等）

申込者住所
（給水装置設置者）
氏 名

給水装置工事主任技術者

使用材料確認一覧表

（注）水道法第16条に基づく給水装置の構造及び材質基準

給水管及び給水用具	自己認証製品	第三者認証製品	会社名	適用
ダクタイル鑄鉄管				
硬質塩化ビニール管				
耐衝撃性硬質塩化ビニール管				
銅管				
ポリエチレン管				
異形管				
サドル付分水栓				
止水栓				
仕切弁				
古銅弁				
逆止弁				
減圧弁				
定流量弁				
特殊継手材				

〈資料番号28〉

給水課長	給水課長補佐	給水装置係長	給水装置係員

受付年月日・番号
年 月 日
第 号

福島市水道事業管理者 様

直結給水装置設置事前協議申請書

下記の建築物に直結給水装置を設置したいので事前協議の申請をします。

申請者 住 所

(所有者) 氏 名

連絡先 TEL

申請者から直結給水装置設置の事前協議を受託し中高層建物直結給水取扱基準に基づき提出します。

年 月 日 受託工事業者 社 名

(指定給水装置工事事業者) 連絡先 TEL

コード： 主任技術者

給水装置場所	福島市	
給水方式	☐ 直結直圧 (階～ 階) ☐ 直結増圧 (階～ 階)	
建築物の概要	建築物	☐ 新築 ☐ 既設 (集中検針 ☐ 有 ☐ 無) [☐ 木造・ ☐ コンクリート造・ ☐ その他()]
	建物階高	階
	給水階高	階
	給水装置	☐ 新設 ☐ 既設
	建物用途	☐ 専用住宅(戸) ☐ 事務所(階)等併用住宅(戸) ☐ 集合住宅(戸 棟) ☐ 雑居ビル(室 棟) ☐ その他 ()
建築物最上階の給水用具等の高さ	配水管布設道路路面から m	
給水装置場所の動水圧	MPa	
給水用具等の最低残存水頭	m	
計画使用水量	一日最大使用水量 m ³ /日	瞬時最大流量 ℓ/min(ℓ/sec)
分岐口径	(DIP・PE・HI・VP・その他) 配水管口径 φ mm 分岐管口径 mm	
ポンプ形式	メーカー名 形式名	
ポンプ仕様	ポンプ口径 mm 最大給水量 ℓ/min	
添付図書	位置図・平面図・立面図・水理計算書・自記録計記録紙・その他必要とする図書	
備考		

給水課長	給水課長補佐	給水装置係長	給水装置係員

受付年月日・番号
年 月 日
第 号

福島市水道事業管理者 様

直結給水装置設置事前協議申請書

下記の建築物に直結給水装置を設置したいので事前協議の申請をします。

申請者 住 所

(所有者) 氏 名

連絡先 TEL

申請者から直結給水装置設置の事前協議を受託し中高層建物直結給水取扱基準に基づき提出します。

年 月 日 受託工事業者 社 名

(指定給水装置工事事業者) 連絡先 TEL

コード： 主任技術者

給水装置場所	福島市	
給水方式	☐ 直結直圧 (階～ 階) ☐ 受水層 (階～ 階) ☐ 直結増圧 (階～ 階)	
建築物の概要	建築物	☐ 新築 ☐ 既設 (集中検針 ☐ 有り ☐ 無し) [☐ 木造・ ☐ コンクリート造・ ☐ その他()]
	建物階高	階
	給水階高	階
	給水装置	☐ 新設 ☐ 既設
	建物用途	☐ 専用住宅(戸) ☐ 事務所(階)等併用住宅(戸) ☐ 集合住宅(戸 棟) ☐ 雑居ビル(室 棟) ☐ その他 ()
建築物最上階の給水用具等の高さ	配水管布設道路路面から m	
給水装置場所の動水圧	MPa (kgf/m ²)	
給水用具等の最低残存水頭	m	
計画使用水量	一日最大使用水量 m ³ /日	瞬時最大流量 ・/min(・/sec)
分岐口径	(DIP・HT・VP・CTP・ACP・その他) 配水管口径 φ mm 分岐管口径 mm	
ポンプ形式	メーカー名 形式名	
ポンプ仕様	ポンプ口径 mm 最大給水量 ・/min	
添付図書	位置図・平面図・立面図・水理計算書・自記録計記録紙・その他必要とする図書	
備考		

決 裁 裁	給 水 課 長	給水課長補佐	給水装置係長	給水装置係員
			給水検査係長	給水検査係員

直結給水装置設置事前協議結果報告

件 名	直結給水装置設置事前協議結果（回答）		
年 月 日	年 月 日（ ）午前・午後 時 分 ～		
申請場所	福島市	作成者	
出席者			
適用条件の確認			
1. 給 水 方 式 ☐ 直結直圧 ☐ 直結増圧			
2. 給 水 階 高 _____ 階			
3. 管 網 形 成 DIP（ ）・PE・HI-VP・CIP φ _____ mm			
4. 配 水 管 水 圧 _____ MPa （ _____ kgf/ cm ² ）			
5. 給 水 管 口 径 φ _____ mm（管径2.0m/秒）以下			
6. メーター口径 φ _____ mm _____ 個			
7. 建 物 用 途 ☐ 専用住宅（ _____ ） ☐ 店舗等併用住宅（ _____ 戸） ☐ 集合住宅（ _____ 戸 棟） ☐ 雑居ビル（ _____ 室 棟） ☐ 事務所ビル（ _____ ） ☐ その他（ _____ ）			
8. 残 存 水 頭 _____ m			
9. 給水用具までの高さ _____ m			
※直結給水装置は、上記要件に適合しておりますので、別紙のとおり回答致します。			

決 裁 合 議	水道事業管理者	局 長	次 長	
	給 水 課 長	給水課長補佐	給水装置係長	給水装置 係 員
合 議	配 水 課 長	配水課長補佐	配水管理係長	配水管理 係 員
			配水係長	配 水 係 員

直結給水装置設置事前協議結果報告

件 名	直結給水装置設置事前協議結果（回答）		
年 月 日	年 月 日（ ）午前・午後 時 分 ～		
申請場所	福島市	作成者	
出席者			
適用条件の確認			
1. 給 水 方 式 ☐ 直結直圧 ☐ 直結増圧			
2. 給 水 階 高 _____ 階			
3. 管 網 形 成 DIP・HI-VP・CIP・ACP φ _____ mm			
4. 配 水 管 水 圧 _____ MPa （ _____ kgf/ cm ² ）			
5. 給 水 管 口 径 φ _____ mm（管径2.0m/秒）以下			
6. メーター口径 φ _____ mm _____ 個			
7. 建 物 用 途 ☐ 専用住宅（ _____ 戸） ☐ 事務所（等）等併用住宅（ _____ 戸） ☐ 集合住宅（ _____ 戸 棟） ☐ 集合住宅（ _____ 室 棟） ☐ その他（ _____ ）			
8. 残 存 水 頭 _____ m			
9. 給水用具までの高さ _____ m			
※直結給水装置は、上記要件に適合しておりますので、別紙のとおり回答致します。			

直結給水装置設置条件承諾書

(あて先)
福島市水道事業管理者 様

設 置 場 所	福島市		
建 物 名 称			
所 有 者	住 所		
	氏 名		
	電 話 番 号		
管 理 人	住 所		
	氏 名		
	電 話 番 号		

直結給水装置の申請にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理することを承諾します。

記

- 1 使用者への周知
下記について承諾し、使用者等に周知徹底します。
 - ① 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。
 - ② 停電や事故等により増圧設備が停止し、断水及び濁水が生じる場合があること。
 - ③ 計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際に、断水すること。
- 2 直結増圧給水に係る事項
 - ① 増圧ポンプ設置の猶予措置を受けた場合について
将来、配水管の圧力低下で出水不良等が生じた場合は、所有者の負担にて速やかに増圧設備を設置します。また、水圧低下により損害が生じて、申請者の責任で処理し水道局にご迷惑をおかけしません。
 - ② 定期点検について
増圧設備の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行い、保守点検契約の写しを提出します。また、保守点検契約を変更したときは、速やかに新保守点検契約の写しを提出します。
 - ③ 損害の補償について
増圧設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。
- 3 修繕区分
申込者または管理責任者は給水装置を善良な管理義務をもって行い、宅地内第1止水栓から下流側について、漏水等の不具合が発生した場合は、水道局の指示に従い申込者または管理責任者の責任において、すみやかに適切な措置をとります。
- 4 維持管理届について
給水装置の所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者または管理人にこの装置が条件付きのものであることを熟知させた上、水道局に「直結給水に関する維持管理届」を提出します。
- 5 関係法令の遵守
上記各項の他、取扱い上必要な事項は、水道法及び福島市水道条例・同施行規定などの関係法令を遵守して施行いたします。
- 6 紛争の解決
上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、紛争等が生じた場合には、当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をおかけしません。
- 7 その他
水道局が行う水量・水圧等の調査について協力いたします。

直結給水装置設置条件承諾書

(あて先)
福島市水道事業管理者 様

設 置 場 所	福島市		
建 物 名 称			
所 有 者	住 所		
	氏 名		
	電 話 番 号		
管 理 人	住 所		
	氏 名		
	電 話 番 号		

直結給水装置の申請にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理することを承諾します。

記

- 1 使用者への周知
下記について承諾し、使用者等に周知徹底します。
 - ① 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。
 - ② 停電や事故等により増圧設備が停止し、断水及び濁水が生じる場合があること。
 - ③ 計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際に、断水すること。
- 2 直結増圧給水に係る事項
 - ① 増圧ポンプ設置の猶予措置を受けた場合について
将来、配水管の圧力低下で出水不良等が生じた場合は、所有者の負担にて速やかに増圧設備を設置します。また、水圧低下により損害が生じて、申請者の責任で処理し水道局にご迷惑をおかけしません。
 - ② 定期点検について
増圧設備の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行い、保守点検契約の写しを提出します。また、保守点検契約を変更したときは、速やかに新保守点検契約の写しを提出します。
 - ③ 損害の補償について
増圧設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。
- 3 修繕区分
申込者または管理責任者は給水装置を善良な管理義務をもって行い、宅地内第1止水栓から下流側について、漏水等の不具合が発生した場合は、水道局の指示に従い申込者または管理責任者の責任において、すみやかに適切な措置をとります。
- 4 維持管理届について
給水装置の所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者または管理人にこの装置が条件付きのものであることを熟知させた上、水道局に「直結給水に関する維持管理届」を提出します。
- 5 関係法令の遵守
上記各項の他、取扱い上必要な事項は、水道法及び福島市水道条例・同施行規定などの関係法令を遵守して施行いたします。
- 6 紛争の解決
上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、紛争等が生じた場合には、当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をおかけしません。
- 7 その他
水道局が行う水量・水圧等の調査について協力いたします。

既設設備を切り替えて給水装置として
再使用する場合の確認書

福島市水道事業管理者

（申請者）住所

（所有者）氏名

申請にあたり、既設設備を直結給水装置に切替える場合、以下について承諾したことを
確認します。

1 既設設備の確認

既設設備の再利用に際しては、申請者及び契約した指定給水装置工事事業者において使用
されている材料、給水器具について十分な調査を行い「給水装置の構造及び材質の基準」
（平成9年3月19日厚生省令第14号）に適合していない材料については、取り替えます。

2 工事完了後の漏水、水質について

既設設備の使用による漏水事故、また既設設備に起因する水質について問題が生じた場合
は申請者の責任において解決し、水道局の指示に従い速やかに改善を行います。

3 継承について

所有者を変更した場合は、上記第2項を継承します。

既設設備を切り替えて給水装置として
再使用する場合の確認書

福島市水道事業管理者

（申請者）住 所
（所有者）氏 名

申請にあたり、既設設備を直結給水装置に切替える場合、以下について承諾したこと
を確認します。

1 既設設備の確認

既設設備の再利用に際しては、申請者及び契約した指定給水装置工事事業者において使用
されている材料、給水器具について十分な調査を行い「給水装置の構造及び材質の基準」
（平成9年3月19日厚生省令第14号）に適合していない材料については、取り替えます。

2 工事完了後の漏水、水質について

既設設備の使用による漏水事故、また既設設備に起因する水質について問題が生じた場合
は申請者の責任において解決し、水道局の指示に従い速やかに改善を行います。

3 継承について

所有者を変更した場合は、上記第2項を継承します。

〈資料番号32〉

直結給水装置に関する維持管理届

福島市水道事業管理者 様

下記の建築物における直結給水装置の維持管理について次のとおりお届けします。

年 月 日

申請者 住 所 _____

(所有者) 氏 名 _____

連絡先 TEL _____

給 水 装 置 場 所	福島市
建 築 物 の 用 途	☐ 専用住宅(戸) ☐ 事務所(議)等併用住宅(戸) ☐ 集合住宅(戸 棟) ☐ 集合住宅(室 棟) ☐ その他()
建物の管理責任者	住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先 TEL _____
水道の管理責任者 (指定工事業者)	住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先 TEL _____
承 継 (新)所 有 者	住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先TEL _____
(旧)所 有 者	住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先TEL _____
承 継 年 月 日	年 月 日

直結給水装置に関する維持管理届

福島市水道事業管理者 様

下記の建築物における直結給水装置の維持管理について次のとおりお届けします。

年 月 日

申請者 住 所 _____

(所有者) 氏 名 _____

連絡先 TEL _____

給 水 装 置 場 所	福島市
建 築 物 の 用 途	☐ 専用住宅(戸) ☐ 事務所(議)等併用住宅(戸) ☐ 集合住宅(戸 棟) ☐ 集合住宅(室 棟) ☐ その他()
建物の管理責任者	住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先 TEL _____
水道の管理責任者 (指定工事業者)	住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先 TEL _____
承 継 (新)所 有 者	住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先TEL _____
(旧)所 有 者	住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先TEL _____
承 継 年 月 日	年 月 日

〈資料番号33〉

決 裁	給 水 課 長	給水課長補佐	給水装置係長	給水装置係員
			給水検査係長	給水検査係員

直結給水装置設置事前協議結果報告

件 名	直結給水装置設置事前協議結果（回答）		
年 月 日	年 月 日（ ）午前・午後 時 分 ～		
申請場所	福島市	作成者	
出席者			

適用条件の確認

- 給 水 方 式 ☐ 直結直圧 ☐ 直結増圧
- 給 水 階 高 _____ 階
- 管 網 形 成 DIP（ ）・PE・HI・VP・CIP φ _____ mm
- 配水管水圧 _____ MPa （ _____ kgf/ cm²）
- 給水管口径 φ _____ mm（管内流速2.0m/秒以下）
- メーター口径 φ _____ mm _____ 個
- 建 物 用 途 ☐ 専用住宅（ ） ☐ 店舗等併用住宅（ 戸）
☐ 集合住宅（ 戸 棟） ☐ 雑居ビル（ 室 棟）
☐ 事務所ビル（ ） ☐ その他（ ）
- 残 存 水 頭 _____ m
- 給水用具までの高さ _____ m

※直結給水装置は、上記要件に適合しておりますので、別紙のとおり回答致します。

決 裁	水道事業管理者	局 長	次 長	
	給 水 課 長	給水課長補佐	給水装置係長	給水装置 係 員
合 議	配 水 課 長	配水課長補佐	配水管理係長	配水管理 係 員
			配水係長	配 水 係 員

直結給水装置設置事前協議結果報告

件 名	直結給水装置設置事前協議結果（回答）		
年 月 日	年 月 日（ ）午前・午後 時 分 ～		
申請場所	福島市	作成者	
出席者			

適用条件の確認

- 給 水 方 式 ☐ 直結直圧 ☐ 直結増圧
- 給 水 階 高 _____ 階
- 管 網 形 成 DIP・HI・VP・CIP・ACP φ _____ mm
- 配水管水圧 _____ MPa （ _____ kgf/ cm²）
- 給水管口径 φ _____ mm（管内流速2.0m/秒以下）
- メーター口径 φ _____ mm _____ 個
- 建 物 用 途 ☐ 専用住宅（ 戸） ☐ 事務所(駐)等併用住宅（ 戸）
☐ 集合住宅（ 戸 棟） ☐ 集合住宅（ 室 棟）
☐ その他（ ）
- 残 存 水 頭 _____ m
- 給水用具までの高さ _____ m

※直結給水装置は、上記要件に適合しておりますので、別紙のとおり回答致します。

〈資料番号34〉

水 理 計 算 書

① 所要水頭(貯存水頭)	5.00 m		
② 全區間摩阻損失水頭 $(H \times 1.05)$	$\times 1.05 = 0$		
③ 水首～水せんよでの高低差	$+ =$		
④ 全區間損失水頭 $(①+②+③)$	$ \quad =$	m	20m

[illegible]

2. 各区間相当管長一覽表

[illegible]

水理計算書

①所要水頭(残存水頭)	5.00m			
②全区間摩擦損失水頭(H×1.05)		X 1.05 =		
③本管～水栓までの高低差	1.20	+	=	m
④全区間損失水頭(①+②+③)		+	+	= m ≤ 20m

1. 各區間流量計算一覽表

[illegible]

2. 各区間相当配管長一覧表

[illegible]

〈資料番号35〉

直結増圧給水装置水理計算書

増圧装置まで

①配水管一増圧装置までの高低差(P1)	
②全区間摩阻損失水頭(Ⅲ×1.05)(P2)	
③減圧式減圧装置一次側損失水頭(①×②)	
④増圧装置損失水頭(P3)	
⑤全区間損失水頭(③+④)	
流入側存在水頭	

$$\text{減圧式逆流防止器直前の流入水圧} = 20\text{m} = \quad \text{m} = \quad \text{m} = \text{MPa} > 0.08\text{MPa}$$

增压装置以降

⑥全区断崖埋込水頭(H×1.05)(P4)		
⑦所要水頭(残存水頭)(P5)	6.30m	
⑧増圧装置から末端器具の高低差(P6)		
⑨全区間損失水頭(⑥+⑦+⑧)(P7)		

増し装置による増し分は、 $m(\text{吐出設定圧}) - n(\text{流入側残存水頭}) - m \div m$ 以上にする。

1. 各区间流量計算一覽

[illegible]

直結増圧給水装置水理計算書

2. 各区間相当首長一覧表

[illegible]

直結増圧給水装置水理計算書

増圧装置まで

①配水管～増圧装置までの高低差 (P1)	
②全区間摩擦損失水頭 ($H \times 0.05$) (P2)	
③減圧式変換器と第一計開損失水頭 (① + ②)	
④増圧装置損失水頭 (P3)	
⑤全区間損失水頭 (③ + ④)	
流入側維持水頭	

減圧式逆流防止器直前の流入水压 = 20m² 時 0.05MPa > 0.05MPa

端王裝璜以降

⑥全区間摩耗損失水頭 (II×1.05) (P4)		
⑦所要水頭 (残存水頭) (P5)	5.00m	
⑧増圧装置から本端器具の高差 (P6)		
⑨全区間摩耗損失水頭 (⑥+⑦+⑧) (P7)		

計算結果より増圧装置の吐出圧を $m \times m (Max)$ に設定する。

増圧装置による増圧分は、 m (例: 2.0) - m (真入換時値) = m 以上にする。

1. 各区間流量計算一覽表

[illegible]

直結増圧給水装置水理計算書

2. 各區間相當配管長一覽表

[illegible]

〈資料番号36〉

給水課長	給水課課長補佐	給水装置係長	係員

誓約書

福島市水道事業管理者様

令和 年 月 日

住所

氏名 (※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

給水装置の場所 福島市

上記の給水装置場所における所有者変更届について、第三者から異議があっても、市に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

〈資料番号37〉

市納金還付連絡票

還付科目	加入金・しゅん工検査手数料・分岐立会手数料
給水装置設置場所	福島市

還付先名称	
還付先住所	福島県
還付先電話番号	-

銀行名	
支店名	
種別	当座・普通
口座番号	
口座名義	

給水課長	給水課課長補佐	給水装置係長	係員

誓約書

福島市水道事業管理者様

令和 年 月 日

住所

氏名 (※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

給水装置の場所 福島市

上記の給水装置場所における所有者変更届について、第三者から異議があっても、市に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

市納金還付連絡票

還付科目	加入金・しゅん工検査手数料・分岐立会手数料
給水装置設置場所	福島市

還付先名称	
還付先住所	福島県
還付先電話番号	-

銀行名	
支店名	
種別	当座・普通
口座番号	
口座名義	

〈資料番号39〉

年 月 日

給 水 検 査 係

下記の地番及びアパート名等が決まりしだい速やかに、ご報告いたします。

受 付 番 号											(1.地番 2.アパート名)
給 水 装 置 場 所 (旧)	福島市										
給 水 装 置 場 所 (新)	福島市										
屋 号 ・ 住 宅 名											
給 水 装 置 所 有 者											
メ ー タ ー 交 付 日	令和 年 月 日										
メ ー タ ー 口 径	φ13・20・25・30・40 φ50・75・100・150		メ ー タ ー 番 号			種 別					
施 工 業 者											
受 領 者						電 話 番 号	- -				

<給水検査係控>

----- 切り取り線 -----

年 月 日

給 水 検 査 係

下記の地番及びアパート名等が決まりましたので、ご報告いたします。

受 付 番 号											(1.地番 2.アパート名)
給 水 装 置 場 所 (旧)	福島市										
給 水 装 置 場 所 (新)	福島市										
屋 号 ・ 住 宅 名 (旧)											
屋 号 ・ 住 宅 名 (新)											
給 水 装 置 所 有 者											
メ ー タ ー 交 付 日	令和 年 月 日										
メ ー タ ー 口 径	φ13・20・25・30・40 φ50・75・100・150		メ ー タ ー 番 号			種 別					
施 工 業 者											
受 領 者						電 話 番 号	- -				

<指定給水装置工事事業者控>

年 月 日

給 水 検 査 係

下記の地番及びアパート名等が決まりしだい速やかに、ご報告いたします。

受 付 番 号											(1.地番 2.アパート名)
給 水 装 置 場 所	福島市										
屋 号 ・ 住 宅 名											
給 水 装 置 所 有 者											
メ ー タ ー 交 付 日	平成 年 月 日										
メーター口径	φ 13・20・25・30・40 φ 50・75・100・150		メ ー タ ー 番 号			種 別					
施 工 業 者											
受 領 者						電 話 番 号	- -				

<給水検査係控>

----- 切り取り線 -----

年 月 日

給 水 検 査 係

下記の地番及びアパート名等が決まりましたので、ご報告いたします。

受 付 番 号											(1.地番 2.アパート名)
給 水 装 置 場 所 (旧)	福島市										
給 水 装 置 場 所 (新)	福島市										
屋 号 ・ 住 宅 名 (旧)											
屋 号 ・ 住 宅 名 (新)											
給 水 装 置 所 有 者											
メ ー タ ー 交 付 日	平成 年 月 日										
メーター口径	φ 13・20・25・30・40 φ 50・75・100・150		メ ー タ ー 番 号			種 別					
施 工 業 者											
受 領 者						電 話 番 号	- -				

* 該当箇所をすべて記入のうえ、給水課 給水検査係へ提出願います。

<指定給水装置工事事業者控>

〈資料番号40〉

給水課長	給水課長補佐	給水検査係長	給水検査係員

工 事 期 間 延 長 届

年 月 日

NO. _____

給 水 課 長 様

受託工事業者

(指定給水装置工事事業者)

コード :

給水装置工事主任技術者

下記の理由により工事期間の延長を申請いたします。

記

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

給水装置の場所	住 所	福島市
申 込 者	氏 名	
工 事 種 別	新設 改造 撤去	工事期間 承認日より 年 月まで (日)

工事期間の変更理由	
工事期間の変更月日	承認日より 年 月まで (日)

給水課長	給水課長補佐	給水検査係長	給水検査係員

工 事 期 間 延 長 届

年 月 日

NO. _____

給 水 課 長 様

受託工事業者

(指定給水装置工事事業者)

コード :

給水装置工事主任技術者

下記の理由により工事期間の延長を申請いたします

記

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

給水装置の場所	住 所	福島市	町 (字)
申 込 者 (給水装置所有者)	氏 名		
工 事 種 別	新設 改造 撤去	工事期間	承認日より 年 月まで (日)

工事期間の変更理由	
工事期間の変更月日	承認日より 年 月まで (日)

業 態 分 類 表

平成30年4月1日

大分類	小分類	備 考
1 家庭	1 専用住宅 2 共同住宅 3 家事兼用	アパート等の散水栓を含む 共同住宅（各戸検針共同住宅を除く） 店舗等と住宅の併用で主に家事用のもの
2 学校	1 幼稚園等 2 小学校 3 中学校 4 高等学校 5 大学校 6 看護学校等 7 8 その他	保育所、託児所等 プールを含む 養護学校、盲・聾学校 予備校、塾等上記以外のもの
3 官公庁及び公共施設	1 国機関 2 県機関 3 市機関 4 公庫等 5 郵便局 6 警察署等 7 消防署等 8 競馬場 9 鉄道 10 11 公民館等 12 図書館等 13 公園等 14 15 神社、仏閣 16 その他	事務所用のみ 公庫、公団、事業団 警察署、派出所等 消防署、消防屯所等 スタンド、馬場散水、厩舎、宿舍等 公民館、集会所等 図書館、美術館、運動施設等 上記以外のもの
4 会社・事務所	1 各種団体 2 金融業等 3 運輸業等 4 建設・不動産 5 その他	銀行、保険、証券会社等 自動車整備工場、車展示場、駐車場等 倉庫、作業場、総合レンタル店等上記以外のもの
5 製造業	1 食品製造業 2 非食品製造業	生産施設全般
6 卸・小売業	1 大規模店舗 2 中小店舗 3 コンビニ	第二種大規模小売店以上（売場面積500㎡以上）
7 サービス業	1 飲食店 2 3 宿泊施設 4 5 6 理髪店等 7 クリーニング店 8 ガソリンスタンド 9 遊技場等 10 老人福祉施設 11 その他	住居併用を含む 観光ホテル、温泉旅館、ビジネスホテル等 美容院、各種サロン等、住居併用を含む 住居併用を含む パチンコ、ゲームセンター、カラオケ、各種式場、スーパー銭湯、ジム等 老人ホーム、グループホーム等 上記以外のもの
8 病院	1 病院 2 医院	入院施設のあるもの 主に通院診療のもの、住居併用を含む
9 多目的ビル	1 多目的ビル	店舗、飲食店、会社等の他業種が同居するビル
10 その他	1 その他	墓地、畑、空地、牧場等
11 公衆浴場	1 浴場専用 2 浴場併用	住居と併用

業 態 分 類 表

平成30年4月1日

大分類	小分類	備 考
1 家庭	1 専用住宅 2 共同住宅 3 家事兼用	アパート等の散水栓を含む 共同住宅（各戸検針共同住宅を除く） 店舗等と住宅の併用で主に家事用のもの
2 学校	1 幼稚園等 2 小学校 3 中学校 4 高等学校 5 大学校 6 看護学校等 7 8 その他	保育所、託児所等 プールを含む 養護学校、盲・聾学校 予備校、塾等上記以外のもの
3 官公庁及び公共施設	1 国機関 2 県機関 3 市機関 4 公庫等 5 郵便局 6 警察署等 7 消防署等 8 競馬場 9 鉄道 10 11 公民館等 12 図書館等 13 公園等 14 15 神社、仏閣 16 その他	事務所用のみ 公庫、公団、事業団 警察署、派出所等 消防署、消防屯所等 スタンド、馬場散水、厩舎、宿舍等 公民館、集会所等 図書館、美術館、運動施設等 上記以外のもの
4 会社・事務所	1 各種団体 2 金融業等 3 運輸業等 4 建設・不動産 5 その他	銀行、保険、証券会社等 自動車整備工場、車展示場、駐車場等 倉庫、作業場、総合レンタル店等上記以外のもの
5 製造業	1 食品製造業 2 非食品製造業	生産施設全般
6 卸・小売業	1 大規模店舗 2 中小店舗 3 コンビニ	第二種大規模小売店以上（売場面積500㎡以上）
7 サービス業	1 飲食店 2 3 宿泊施設 4 5 6 理髪店等 7 クリーニング店 8 ガソリンスタンド 9 遊技場等 10 老人福祉施設 11 その他	住居併用を含む 観光ホテル、温泉旅館、ビジネスホテル等 美容院、各種サロン等、住居併用を含む 住居併用を含む パチンコ、ゲームセンター、カラオケ、各種式場、スーパー銭湯、ジム等 老人ホーム、グループホーム等 上記以外のもの
8 病院	1 病院 2 医院	入院施設のあるもの 主に通院診療のもの、住居併用を含む
9 多目的ビル	1 多目的ビル	店舗、飲食店、会社等の多業種が同居するビル
10 その他	1 その他	墓地、畑、空地、牧場等
11 公衆浴場	1 浴場専用 2 浴場併用	住居と併用

〈資料番号42〉

〈以下新設〉

課 長	課長補佐	係 長	係 員

福島市水道事業管理者様	
年 月 日	
スプリンクラー設備設置事前協議書	
(申請者)住 所	
氏 名	
T E L	
下記の建物について水道直結式スプリンクラー設備の設置を行いたいのので、事前協議を申請します。	
指定給水装置工事事業者名	
代表者名	
T E L	
主任技術者名	
消防設備士名	
工事場所	福島市
建築物名称	
給水方式	☐ 直結直圧式(階～ 階) ☐ 専用貯水槽式(階～ 階)
建築物の概要	建築物
	給水装置
	建築高
	建物用途
計画消火水量	☐ 住宅用 ℓ/min
流量(最大流量)	☐ 特定施設 1個当たり ℓ/min 最大 個 ℓ/min
消火用設備	☐ 湿 式 ☐ 乾 式 ☐ その他
分岐口径	配水管口径 mm × 分岐管口径 mm
ポンプ型式	メーカー名 型式名
ポンプ仕様	ポンプ口径 mm 最大給水量 ℓ/min
配水管埋設道路	給水地計画標高と配水管埋設道路標高の高低差 m
給水地計画標高	給水地計画標高(m)－配水管埋設道路標高(m)= m
給水高	最高水栓高さ m (給水地計画標高から)
添付書類	位置図、給水管とスプリンクラー配管の平面図・立体図・水理計算書
そ の 他	

水道直結式スプリンクラー設備設置の留意事項

1. 災害・その他正当な理由(配水管事故時, 水道施設の工事等)によって、一時的な断水や水圧低下などにより, 水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない場合があります。
2. 水道直結式スプリンクラー設備の, 火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じることの無いよう, 日常の保守点検及び修理等の維持管理に努めて下さい。
3. 水道直結式スプリンクラー設備の設置に起因して, 逆流または漏水が発生し, 水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は, 責任をもって補償願います。
4. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸する場合は, 本設備は条件付きであることを賃借人に熟知させて下さい。
5. 設備の所有者を変更するときは, 上記事項について譲渡人に継承して下さい。
6. 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書を給水装置工事施行承認申込書に添付して下さい。

特定施設水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

福島市水道事業管理者 様

給水装置場所 福島市

申請者名・建物名

指定給水装置工事業者名

消防法令に定められる特定施設に水道法の適用を受ける水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記条件を承諾いたします。

1. 当該スプリンクラー設備は消防設備士が設計し、その指導の下に福島市指定給水装置工事業者が施工いたします。
2. 配水管の断水(災害その他正当な理由による制限給水、水道管破損事故及び水道施設の工事等)又は水圧低下により、当該スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、福島市水道局は一切責任を負わないこと。
3. 当該スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響は、福島市水道局は一切責任を負わないこと。
4. 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該設備は上記条件付であることを賃貸人に熟知させます。
5. 当該設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、新所有者が変更届及び承諾書を提出します。
6. 当該スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等からの通水状態に異常があった場合は福島市指定給水装置工事業者に連絡するとともに、当方にて処置いたします。
7. 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知いたします。

以上

〈資料番号44〉

福島市水道局給水課

●提出写真チェックシート（一般住宅）

項目	撮影対象		撮影時の注意事項	チェック項目
外部配管の状況	埋設深度	測定箇所全体の状況	掘削前の状態で撮影	☐
		掘削後の埋設深度検測	スタッフ、水系等を用い埋設深度とGLが確認できるように撮影	☐
		同上のアップ		☐
水圧試験	常圧測定	測定箇所全体の状況	水圧試験機と配管の接続状況が確認できるように撮影	☐
		ゲージのアップ	目盛が確認できるように撮影	☐
	水圧試験	試験状況全体	・水圧試験機と配管の接続状況が確認できるように撮影 ・試験圧0.98Mpa以上 ・試験時間2分以上 ・水圧試験区間の確認 ・メーター1次側試験時は逆流防止弁を取り外す	☐
		開始	・水圧試験状況が確認できるように全体的に撮影 ・目盛と開始時刻がわかるようにゲージと時計を一緒に撮影	☐
		終了	・水圧試験状況が確認できるように全体的に撮影 ・目盛と終了時刻がわかるようにゲージと時計を一緒に撮影	☐
メーター	メーター設置状況	全景	図面の正誤が確認できるよう全体的に撮影	☐
		メーターボックス内設置状況	・設置状況、メーターの向き、ロケーティングワイヤーが確認できるようボックス内全体を撮影 ・逆流防止弁は開の状態を撮影	☐
		メーター	・メーター種別(メーカー名)、番号(蓋、本体)、口径、検漏、メーターの向きが確認できるよう撮影 ・設置状況と同一方向で撮影 ・メーターは清潔な状態で撮影	☐
水質試験	残留塩素濃度測定	採水状況	・採水中に色、濁りの状況を確認 ・給水栓より水を流し試験水の採水状況を撮影	☐
		残留塩素濃度測定	・計測器を用い濃度測定中の状況を撮影 ・水質試験は主任技術者が行う	☐
		測定結果	塩素濃度が確認できるよう撮影 (背景は白が望ましい)	☐
給水器具	屋外水栓	給水器具	配置関係が確認できるよう撮影	☐
		給湯器・温水器・特殊器具	全景 (パネルを外し配置関係が確認できるよう撮影 (逆流防止弁の設置位置が確認できるように))	☐
		逆流防止弁	逆流防止弁の文字、若しくは矢印が確認できるよう撮影	☐
	屋内水栓	洗濯水栓	・配置関係が確認できるよう全景を撮影 ・器具が確認できるようアップで撮影	☐
		洗面	・配置関係が確認できるよう全景を撮影 ・収納扉等を開け、器具とアングル止水栓が確認できるよう撮影 ・器具が確認できるようアップで撮影 ・配管状況が確認できるよう収納スペース内を撮影	☐

福島市水道局給水課

項目	撮影対象		撮影時の注意事項	チェック項目
給水器具	屋内水栓	台所・キッチン	・配置関係が確認できるよう全景を撮影 ・収納扉を開け、器具とアングル止水栓が確認できるよう撮影 ・器具が確認できるようアップで撮影 ・配管状況が確認できるよう収納スペース内を撮影 ・浄水器カートリッジ等が設置されている場合は、配管状況、逆止弁設置状況を撮影	☐
		トイレ	・配置関係が確認できるよう撮影(扉等入口がわかるように撮影) ・器具が確認できるよう撮影 ・アングル止水栓を撮影 ・トイレ内に立水栓がある場合、配置関係がわかるように一緒に撮影	☐
		立水栓	・収納扉を開け、器具とアングル止水栓が確認できるよう撮影 ・器具が確認できるよう撮影 ・アングル止水栓を撮影	☐
		浴室	・浴室内の配置関係が確認できているように全体的に撮影 ・器具を撮影(シャワーホースを輪状等にしホース全体が写る様に撮影)	☐
		加温器	・配置関係が確認できるよう全体的に撮影 ・逆止弁の設置状況がわかるように撮影 ・逆流防止弁の文字、若しくは矢印が確認できるよう撮影	☐
ヘッダー	設置状況	固定・保温状況	固定・保温の状態が確認できるよう撮影	☐
		行先	明記したヘッダーからの行先が確認できるよう撮影	
分岐・変換箇所	配管施工状況	保温前状況	保温前の配管状況がわかるよう撮影	☐
		保温状況	保温後の状態がわかるよう撮影	
		行先	行先がわかるよう撮影	
弁栓類	設置状況	水抜栓	・配置関係が確認できるよう全景撮影 ・水抜栓筐蓋(文字が読めるよう)を撮影 ・蓋を開け、真上から撮影	☐
		止水栓	・申請敷地内での配置関係が確認できるよう全景撮影 ・止水栓筐蓋(文字が読めるよう)を撮影 ・蓋を開け、真上から弁筐内部を撮影 ・ローケーティングワイヤーが確認できるよう撮影	☐
立上り管	保護、保温状況	保温前状況	逆流防止弁前後の配管が確認できるよう保温前の状態で撮影	☐
		保温状況	保温後の状態がわかるよう撮影	
表紙		年度	給水装置設置工事承認申込書の年度を記入	☐
		撮影者、事業者名	押印は不要	